

令和7年

# 富岡町議会議録

第4回定例会

9月16日開会～9月18日閉会

富岡町議会

## 令和7年第4回富岡町議会定例会会議録目次

第1日 9月16日（火曜日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	5
○欠員議員	5
○説明のため出席した者	5
○事務局職員出席者	5
開　　会　（午前　9時00分）	7
○開会の宣告	7
○開議の宣告	7
○議事日程の報告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	8
○諸報告	8
○議案の一括上程	12
○提案理由の説明及び一般町政報告	12
○一般質問	15
渡　辺　三　男　君	15
高　野　匠　美　君	28
渡　辺　正　道　君	40
佐　藤　啓　憲　君	52
辺　見　珠　美　君	64
○散会の宣告	71
散　　会　（午後　3時38分）	72

第2日 9月17日（水曜日）

○議事日程	75
○本日の会議に付した事件	76
○出席議員	77

○欠席議員	77
○欠員議員	77
○説明のため出席した者	77
○事務局職員出席者	78
開　　議　(午前　9時00分)	79
○開議の宣告	79
○議事日程の報告	79
○会議録署名議員の指名	79
○富岡町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	79
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	80
○散会の宣告	123
散　　会　(午後　1時55分)	123

第3日 9月18日（木曜日）

○議事日程	127
○本日の会議に付した事件	127
○出席議員	127
○欠席議員	128
○欠員議員	128
○説明のため出席した者	128
○事務局職員出席者	129
開　　議　(午前　9時00分)	130
○開議の宣告	130
○議事日程の報告	130
○監査委員就任挨拶	130
○会議録署名議員の指名	131
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	131
○委員会報告	154
○動議の提出	157
○閉会の宣告	158
閉　　会　(午前11時08分)	158

# 第 4 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

# 令和7年第4回富岡町議会定例会

議事日程 第1号

令和7年9月16日（火）午前9時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会広報特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務文教常任委員会報告
- 6、産業厚生常任委員会報告

日程第4 議案の一括上程

報告第 5号 令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

報告第 6号 専決処分の報告について

報告第 7号 専決処分の報告について

議案第42号 専決処分の報告及びその承認について

議案第43号 富岡町監査委員の選任につき同意を求めるについて

議案第44号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて

議案第45号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて

議案第46号 富岡町下水道事業の設置等に関する条例について

議案第47号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第48号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第49号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第50号 富岡町税特別措置条例の一部を改正する条例について

議案第51号 富岡町特定復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第52号 双葉地方広域市町村圏組合規約の一部を改正する組合規約について

- 議案第 5 3 号 町道路線の認定及び変更について  
認定第 1 号 令和 6 年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 2 号 令和 6 年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 3 号 令和 6 年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 4 号 令和 6 年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 5 号 令和 6 年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 6 号 令和 6 年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 7 号 令和 6 年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第 5 4 号 令和 7 年度富岡町一般会計補正予算（第 2 号）  
議案第 5 5 号 令和 7 年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 5 6 号 令和 7 年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 5 7 号 令和 7 年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 5 8 号 令和 7 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 5 9 号 令和 7 年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 6 0 号 令和 7 年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）  
日程第 5 提案理由の説明及び一般町政報告  
日程第 6 一般質問  
日程第 7 選挙第 1 号 富岡町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について  
日程第 8 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決  
報告第 5 号 令和 6 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について  
報告第 6 号 専決処分の報告について  
報告第 7 号 専決処分の報告について  
議案第 4 2 号 専決処分の報告及びその承認について  
議案第 4 3 号 富岡町監査委員の選任につき同意を求めることについて  
議案第 4 4 号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
議案第 4 5 号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
議案第 4 6 号 富岡町下水道事業の設置等に関する条例について  
議案第 4 7 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第 4 8 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第 4 9 号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第 5 0 号 富岡町税特別措置条例の一部を改正する条例について

- 議案第 51 号 富岡町特定復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 52 号 双葉地方広域市町村圏組合規約の一部を改正する組合規約について
- 議案第 53 号 町道路線の認定及び変更について
- 認定第 1 号 令和 6 年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2 号 令和 6 年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3 号 令和 6 年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4 号 令和 6 年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5 号 令和 6 年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6 号 令和 6 年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7 号 令和 6 年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 54 号 令和 7 年度富岡町一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 55 号 令和 7 年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 56 号 令和 7 年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 57 号 令和 7 年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 58 号 令和 7 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 59 号 令和 7 年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 60 号 令和 7 年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）

---

#### 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会広報特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務文教常任委員会報告
- 6、産業厚生常任委員会報告

日程第 4 議案の一括上程

- 報告第 5 号 令和 6 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 報告第 6 号 専決処分の報告について
- 報告第 7 号 専決処分の報告について

- 議案第42号 専決処分の報告及びその承認について
- 議案第43号 富岡町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第44号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第45号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第46号 富岡町下水道事業の設置等に関する条例について
- 議案第47号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第48号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第49号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第50号 富岡町税特別措置条例の一部を改正する条例について
- 議案第51号 富岡町特定復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第52号 双葉地方広域市町村圏組合規約の一部を改正する組合規約について
- 議案第53号 町道路線の認定及び変更について
- 認定第 1号 令和6年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 令和6年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3号 令和6年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4号 令和6年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5号 令和6年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6号 令和6年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7号 令和6年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第54号 令和7年度富岡町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第55号 令和7年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第56号 令和7年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第57号 令和7年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第58号 令和7年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第59号 令和7年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第60号 令和7年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 提案理由の説明及び一般町政報告
- 日程第6 一般質問

---

○出席議員（9名）

1番	安藤	正純	君	2番	辺見	珠美	君
3番	平山	勉	君	4番	佐藤	啓憲	君
5番	渡辺	正道	君	6番	高野	匠美	君
7番	宇佐神	幸一	君	9番	渡辺	三男	君

○欠席議員（1名）

10番 堀本典明君

○欠員議員（1名）

○説明のため出席した者

町長	山本	育男	君
副町長	宮川	大志	君
教育長	武内	雅之	君
会計管理者	志賀	智秀	君
総務課長	猪狩	力	君
企画課長	杉本	良	君
税務課長	大館	衆司	君
住民課長	篠田	明拡	君
福祉課長	佐藤	邦春	君
健康づくり課長	斎藤	一宏	君
生活環境課長	飯塚	裕之	君
産業振興課長	原田	徳仁	君
都市整備課長	大森	研一	君
教育総務課長	松本	真樹	君
生涯学習課長	坂本	隆広	君
郡山支所長	渡邊	浩基	君
いわき支所長	黒澤	真也	君
総務課課長補佐兼管財係長	新田	善之	君
代表監査委員	坂本	和久	君

○事務局職員出席者

議 會 事 務 局 長	遠 藤 博 生
議 會 事 勿 局 幹 長	杉 本 亜 季
議 會 事 勿 係 主 檢	黒 木 裕 希

開会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○副議長（安藤正純君） 開会に先立ちまして、10番、堀本典明君より欠席届が出ておりますので、報告いたします。

議長が不在のため、地方自治法第106条の規定に基づき、議長の職を務めさせていただきます。

ただいまの出席議員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第4回富岡町議会定例会を開会いたします。

---

○開議の宣告

○副議長（安藤正純君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○副議長（安藤正純君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○諸般の報告

○副議長（安藤正純君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

初めに、今定例会における会期及び日程について、去る9月11日の議会運営委員会において審議をしていただきました。その結果、会期は本日から19日までの4日間とする旨の答申を受けておりますので、ご報告いたします。

次に、令和7年第3回双葉地方広域市町村圏組合議会定例会並びに令和7年第2回双葉地方水道企業団議会定例会について、文書をもって報告しておりますので、御覧いただくようお願ひいたします。

また、双葉地方広域市町村圏組合に係る令和6年度歳入歳出決算書並びに双葉地方水道企業団に係る水道事業会計決算書、工業用水道事業会計決算書、併せて富岡町社会福祉協議会等諸団体より決算の報告がありましたので、配付させていただいております。御覧いただくようお願ひいたします。

また、陳情書を1件受理し、この写しを委員会報告書の92ページから95ページに添付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○会議録署名議員の指名

○副議長（安藤正純君） 次に、日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

9番 渡辺三男君  
2番 辺見珠美君

の2名を指名いたします。

---

○会期の決定

○副議長（安藤正純君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から19日までの4日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（安藤正純君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から19日までの4日間と決定いたしました。

---

○諸報告

○副議長（安藤正純君） 次に、日程第3、諸報告に入ります。

初めに、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、坂本和久君。

〔代表監査委員（坂本和久君）登壇〕

○代表監査委員（坂本和久君） 皆さん、おはようございます。それでは、監査委員より例月出納検査の報告をいたします。

7監第9号、令和7年9月16日、富岡町長、山本育男様、富岡町議会議長、堀本典明様、富岡町監査委員、坂本和久、富岡町監査委員、佐藤啓憲。

例月出納検査報告書。例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記。1、検査の対象。（1）令和7年5月（令和6年度5月分・令和7年度5月分）・6月・7月。

（2）一般会計及び特別会計。（3）歳入歳出外現金。

2、検査の時期。令和7年6月23日・7月18日・8月20日。

3、検査の結果。（1）収支出納関係諸帳簿及び整備の状況、適切であると認めた。（2）違法または不適切と認めて指示した事項、なし。（3）検査時における現金及び予算執行の状況、適切であると認めた。

以下、別紙のとおりですので、朗読を省略いたします。

以上です。

○副議長（安藤正純君） 次に、委員会報告に入ります。

議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6番、高野匠美君。

〔議会運営委員会委員長（高野匠美君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（高野匠美君） おはようございます。報告第21号、令和7年9月16日、富岡町議会議長、堀本典明様、議会運営委員会委員長、高野匠美。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、（1）議案審議について、（2）9月定例会の会期及び日程について、（3）その他、①一般質問について、②富岡町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について、③陳情について、④その他。

2、審査の経過。回数、第1回、日時、令和7年9月11日午前8時50分、場所、富岡町役場第1委員会室、出席委員5名、欠席委員なし、説明出席者、総務課長、同補佐、職務出席者、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。第1回、（1）議案審議について。9月定例会に町長提出予定の議案等の内容について、総務課長より説明を受けた。提出予定議案は次のとおり。報告案件3件、承認案件1件、人事案件3件、条例の新規制定案件1件、条例の一部改正案件5件、共同規約の一部改正案件1件、認定案件1件、決算認定案件7件、補正予算案件7件、計29件。（2）9月定例会の会期及び日程について。9月定例会の会期日程については、会期を9月16日から19日までの4日間とすることに決し、議長に答申した。（3）その他。①一般質問について、一般質問の通告5名について、議会事務局長より説明を受けた。②富岡町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について、富岡町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について、議会事務局長より説明を受け、提案のとおり答申することに決した。③陳情について、提出のあった陳情1件について、議会事務局長より説明を受けた。④その他。

以上です。

○副議長（安藤正純君） ただいま議会運営委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおりに決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（安藤正純君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会広報特別委員会の報告を委員長より求めます。

4番、佐藤啓憲君。

〔議会広報特別委員会委員長（佐藤啓憲君）登壇〕

○議会広報特別委員会委員長（佐藤啓憲君） 皆さん、おはようございます。報告第22号、令和7年9月16日、富岡町議会議長、堀本典明様、議会広報特別委員会委員長、佐藤啓憲。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回～第3回、（1）とみおか議会だより第223号の編集について、（2）その

他。第4回、(1)とみおか議会だより第223号の最終校正について、(2)その他。

2、審査の経過。審査の経過につきましては、第1回から第4回までについてお読み取りいただきたいと思います。

3、審査の結果。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第223号の編集について。とみおか議会だより第223号企画表に基づき、議会報編集の事務分担を決めた。表紙は、富岡町議会議事堂の写真とすることに決した。巻末「ひとこと」は、本年4月に富岡町教育長に就任された武内雅之様より寄稿していただくことに決した。とみおか議会だより第223号の今後の作成スケジュールについて協議、本特別委員会を4回開催することに決した。リード記事の審議及び編集、質疑応答のピックアップ、レイアウトの審議を実施した。第4回、(1)とみおか議会だより第223号の最終校正について。議会報の最終校正及び内容確認等を実施した。

以上です。

○副議長（安藤正純君）　ただいま議会広報特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（安藤正純君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（安藤正純君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（安藤正純君）　異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、渡辺三男君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君）　皆さん、おはようございます。報告第23号、令和7年9月16日、富岡町議会議長、堀本典明様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺三男。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（令和7年5月・6月・7月分）について、2、(1)東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について、(2)福島第二原子力発電所で保管している試料等の福島第一原子力発電所への輸送について、(3)その他、3、その他。

2、審査の経過については、お読み取りください。

3、審査の結果。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（令和7年5月・6月・7月分）について。原子力発電所通報連絡処理簿に基づいた福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所の通報内容について、生活環境課より説明を受けた。2、（1）東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について、東京電力ホールディングス（株）より説明を受けた。委員からは、燃料デブリの性状の想定や、第1回目と第2回目に取り出した燃料デブリの検査機関数の違い、解体後の処理水タンクの今後の処理・除染について公表されているか等に対する質疑、注水中の3号機内部でドローンを飛ばすことやドローン調査の際に一時注水を停止することに対する懸念、注水停止による炉内の温度上昇についての様々な意見が出された。

（2）福島第二原子力発電所で保管している試料等の福島第一原子力発電所への輸送について、東京電力ホールディングス（株）より説明を受けた。委員からは、試料の輸送について現行の陸上輸送よりも海上輸送をする検討をすべきではとの意見が出されたほか、取り扱われている試料についての放射線量レベルを分かりやすく資料に記載してもらいたい旨の要望が出された、（3）、その他。委員からは、今後のロードマップ改定をする検討の必要性や情報発信の在り方について意見が出された。3、その他。

終わります。

○副議長（安藤正純君）　ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（安藤正純君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（安藤正純君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（安藤正純君）　異議なしと認めます。

よって、原子力発電所等に関する特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、所管事務の調査については文書をもって報告しておりますが、委員長報告に対し、1人1回の質疑を許可することになっておりますので、質疑を許します。

初めに、総務文教常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（安藤正純君）　質疑なしと認めます。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（安藤正純君） 質疑なしと認めます。

以上で所管事務の調査についてを終わります。

以上をもって委員会報告を終わります。

これをもって諸報告を終わります。

---

#### ○議案の一括上程

○副議長（安藤正純君） 次に、日程第4、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

---

#### ○提案理由の説明及び一般町政報告

○副議長（安藤正純君） 次に、日程第5、提案理由の説明及び一般町政報告を行います。

町長より提案理由の説明及び一般町政報告を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 皆さん、おはようございます。このたび、8月3日の町長選挙におきまして、多くの町民の皆様からのご支援をいただき、引き続き富岡町長として町政を担わせていただくこととなりました。改めて、その重責に身が引き締まる思いであります。引き続き議員の皆様のご指導とご鞭撻をお願い申し上げますとともに、町政運営に格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

私は、これまでの4年間、「人がまちをつくり、まちもまた人をつくる」、「一人ひとりの声を聴き、人に寄り添い、人を育む」を信条・信念として、避難指示の早期全面解除と町内全域の均衡ある発展を最重要課題としながら、「帰還と移住の促進」、「農業と産業の育成」、「子ども達の環境づくり」の3点を中心に取り組んでまいりました。その結果、帰還困難区域の避難指示においては、令和5年に夜の森・大菅地区の解除を成し遂げ、町内の生活圏を大きく拡大することができました。また、野菜集出荷施設の本格稼働や放課後児童クラブの開所など、思い描いていた町づくりの一部を実現することができました。これも議員の皆様をはじめ、関係各位のご支援とご尽力のたまものであり、改めて感謝を申し上げます。

私の2期目の使命は、この富岡町を「安心して暮らせる、活力ある、持続可能な町」として着実に成長させることです。本年3月に策定した「第三次富岡町災害復興計画」に基づき、「ひとの力で」、

「人の温かいつながりで」、決意を新たにこれまでの復興に向けた取組を一層加速させてまいる考えであります。

2期目のスタートに当たり、各施策に次のとおり取り組んでまいります。

「農業と産業の育成」については、町の北東部に整備する第二産業団地を中心に、新たな雇用の創出と強固な町内経済の基盤を整えます。町の基幹産業である農業においては、担い手の確保や作付面積の拡大を図りながら生産性の向上と販路拡大を進め、地域計画に基づき地元農業者の営農再開を支援してまいります。

「帰還と移住の促進、及び町のにぎわい創出」については、いまだ避難指示が解除されていない小良ヶ浜地区・深谷地区において、国が行う除染・建物解体工事の進捗を厳しく監視するほか、帰還に際して生じる課題の一つ一つに丁寧かつ迅速に対応してまいります。また特定帰還居住区域以外の山林や事業用用地、いわゆる「政府として残された課題」の方向性を早期に明示するよう、国に強く求めてまいります。加えて、町内での事業再開や起業に向けた支援、町の魅力発信の強化、夜の森地区における中核拠点整備や富岡駅周辺の活性化等の生活環境の充実を図り、町内居住者の増加や交流・関係人口の拡大に積極的に取り組んでまいります。

「教育環境の充実」については、P i n S プロジェクトをはじめとした町独自の教育の継続やこども園の受入れ年齢の引下げ、3歳未満の幼児を安心して預けていただける環境整備、療育支援の提供等を実施し、次世代を担う子供たちを地域全体で育んでまいります。なお、今後の各種事業の展開につきましては、議員の皆様に丁寧にご相談を申し上げてまいりますので、忌憚のないご意見を賜りますよう重ねてお願ひ申し上げます。

それでは、さきの定例会以降の町政についてご報告申し上げ、次いで今定例会に提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

7月2日に、安藤副議長とともに復興庁、経済産業省、環境省、国土交通省、自由民主党東日本大震災復興加速化本部を訪れ、国においては、当町の実情を改めてしっかりと認識し、被災地域の声を真摯に受け止め、総力を挙げて、当町の復興・創生に取り組んでいただくよう、「各被災自治体の実態に応じた復興施策の推進」、「帰還困難区域の早急な復興・再生」、「復興を支える制度や仕組みの拡充・推進」、「帰還と移住の促進、交流・関係人口の創出及び各種産業に関する取組の推進」、「被災町民への生活支援の継続」の5点について強く要望いたしました。

今後においても、これまでの復興施策を継続して展開することはもとより、復興の進捗に伴って生じる新たなニーズへの対応が必要であることから、今年度が最終年度である第2期復興・創生期間以降においても、当町が中長期にわたり切れ目なく安心感を持って復興に向けた積極的な挑戦を続けることができるよう、十分な財源の確保や被災者・被災地の実情に応じた復興制度の柔軟な運用を国に求めてまいります。引き続き、議員各位のご支援とご協力をよろしくお願ひいたします。

帰還困難区域の復興・再生に向けた取組としましては、帰還意向のある方々の生活圏以外の土地や

建物、事業用用地などの特定帰還居住区域制度において対象外とされている土地について、具体的な方針を早急に明示するよう、国に求め続けているところです。また、現行制度において避難指示解除に向けた除染やインフラ復旧整備が可能となる区域を少しでも広げるため、特定帰還居住区域に設定できていない方に対し、本制度及び町方針の説明や帰還意向のある方に対する生活圏範囲の聞き取りを行う戸別訪問を積極的に実施するなど、当町の悲願であります町内全域の避難指示解除に向けた取組を全力で行っております。並行して、当該区域拡大に向けた国との協議を重ねているところであります。近日中に議会の皆様に対して、その後地域の皆様にご説明の場を設け、ご意見をいただくこととしておりますので、さらなるご理解とご協力をよろしくお願ひ申し上げます。

今年度から10年間を計画期間とし、目指すべき姿を「一人ひとりの幸せでみんなの未来を創る 富岡町」とした「第三次富岡町災害復興計画」については、政策指標の設定に向けた府内協議に着手しております。また、指標を設定する上では、これまでの復興施策の検証を踏まえる必要があることから、「第二次災害復興計画・後期」の総括的な事業評価も実施しております。いずれにつきましても、年内に設定や完了をするよう進めているところであります。今後、議員の皆様にご説明いたしますので、その際には忌憚のないご意見をいただきたいと思います。

次に、夜の森地区中核拠点施設整備について申し上げます。

本年度に入り、商業施設の事業者公募を実施いたしました。今後、参加を希望する事業者からの企画提案、書類審査、プレゼンテーションを経て、年内のD B O基本契約締結に向けて準備を進めてまいります。

昨今の富岡町内における居住状況を地域ごとに見ますと、令和5年4月に避難指示が解除された夜の森地区、特に新夜ノ森地区周辺における居住者の増加傾向も見受けられます。また、第二産業団地整備事業も進めていることから、周辺居住者をはじめとする多くの方々から今後、買物環境への需要が高まるものと予測されます。町最大の観光資源である「夜の森の桜並木」を有する地域のにぎわいの牽引も含め、夜の森地区の復興・創生をもって町内全域の波及効果を生み出せるよう、さらなる事業の推進を図ってまいります。

次に、今定例会に提出しております議案等について申し上げます。

今定例会には、報告案件3件、承認案件1件、人事案件3件、条例の新規案件1件、条例の一部改正案件5件、共同規約の一部改正案件1件、認定案件1件、令和6年度富岡町一般会計歳入歳出決算をはじめ6特別会計の決算の認定案件7件、令和7年度富岡町一般会計補正予算をはじめ6特別会計の補正予算案件7件の計29件の議案等を提出しております。

詳細につきましては、それぞれの議案審議の際にご説明申し上げますが、いずれも町政執行上重要な案件でありますので、慎重審議の上、速やかなる議決を賜りますようお願い申し上げ、町政報告及び提案理由の説明といたします。

○副議長（安藤正純君） これをもって提案理由の説明及び一般町政報告を終わります。

---

○一般質問

○副議長（安藤正純君） 次に、日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、9番、渡辺三男君の登壇を許します。

9番、渡辺三男君。

〔9番（渡辺三男君）登壇〕

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。冒頭の町長の挨拶の中にもありました、前回の2期目の町長選挙におかれまして、大多数の票を獲得しまして2期目、町長として就任されたこと、誠におめでとうございます。これから、町民の大多数が山本町長を応援しているわけですから、その数に見合うように、町政発展のため、町民の幸せのため、また努力していただければありがたいと思います。よろしくお願ひします。

まず、私は2問の通告しておりますので、では本題に入らせていただきます。まず、1番、富岡駅前にぎわいづくりについて。（1）、富岡駅前をどのようにぎわいの場所にしたいか、お考えをお聞かせください。2、リフレ跡地利用について。（1）、町民が帰還を考えるとき、リフレ跡地利用をどのように進めるのか。町民は温泉施設を望んでいるが、町長は建設を進めるお考えがあるのかどうかお聞かせください。よろしくお願ひします。

○副議長（安藤正純君） 9番、渡辺三男君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 9番、渡辺三男議員の一般質問にお答えいたします。

1、富岡駅前にぎわいづくりについて。（1）、富岡駅前をどのようにぎわいの場所にしたいかお考えをお聞きしますについてお答えいたします。町は、富岡駅前におけるにぎわいの創出について、平成31年3月に策定した富岡駅前にぎわいづくりアクションプランにおいて、駅前にぎわいを生み出す駅前街区の活用、にぎわいを創出するための商業の再建、にぎわいづくりに向けた推進体制の構築という3つの方針を定め、にぎわいづくりのモデルとなるよう、富岡駅前にぎわいづくり検討委員会の皆様と共に検討を重ねてきました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症に伴う人流の抑制により、町が購入した駅前保留地に整備を計画しておりました複合交流施設について、より一層慎重な精査が必要となつたため、検討の一時停止を余儀なくされました。その後、新型コロナウイルス感染症による社会への影響が小さなものとなつたことから、本年3月に学識経験者、民間団体、公共交通機関、有識者の皆様による検討委員会を再開したところであります。今年度においては、福島相双復興推進機構の支援を受け、駅前空間の有効活用、商圈、駅前における望ましい店舗の業態等についての調査を実施しておりますが、下半期には町独自に当町の実情を踏まえた事業スキームの検討や

収支シミュレーション等にも着手することとし、関係予算を本定例会の補正予算案に計上しております。富岡駅及びその周辺は町の南側の玄関口であるとともに、富岡漁港背後地整備の進展や県道広野小高線沿線への民間主導による観光施設の増加など、交流人口、関係人口の創出、拡大に向けたポテンシャルも高い地域であります。町といたしましては、このような恵まれた地域資源を生かしながら、今年度スタートした第三次富岡町災害復興計画において、重点施策政策の一つに掲げている富岡駅、夜ノ森駅を中心としたぎわいの創出の実現に向け、官民が連携し、活気とぎわいがあふれる富岡駅前及び駅前と一体となった周辺の環境づくりに取り組んでまいります。

次に、2、リフレ跡地利用について。(1)、町民の帰還を考えるとき、リフレ跡地利用をどのように進めるのか、町民は温泉施設を望んでいるが、町長は建設を進めるお考えがあるのかどうかお聞きますについてお答えいたします。私は、このたびの選挙戦を通じて、多くの皆様から富岡町の復興、中でも夜の森地区の復興が遅いと叱咤激励のお言葉をいただいたところであり、改めて旧リフレ富岡の跡地利用として、夜の森地区の復興の契機となる商業施設と温浴施設の整備に尽力しなければならないと気を引き締めたところであります。また、第三次富岡町災害復興計画において、10年先の目指すべき姿として明示した「一人ひとりの幸せでみんなの未来を創る 富岡町」の実現に向けては、生活環境の充実を含む数多くの課題に対して一つ一つ丁寧に取り組むことはもちろんのこと、町民の皆様が生き生きと生活する姿こそが地域活性化の根幹であります。その活力の源となる心身の健康を育み、人と人をつなげる場として、温泉を生かした温浴施設を整備する考えに一片の迷いもなく、これからも鋭意取り組んでまいる所存であります。既に議会の皆様には夜の森地区中核拠点施設の整備に関する整備手法や事業運営費などについてご説明しておりますが、皆様からの懸念は総じて施設の整備や運営に伴う町財政への負担であると受け止めております。このため、私は今月上旬、国に赴き、避難指示解除は本格復興の始まりであると夜の森地区中核拠点施設に関する財政的支援を含む今後の復興施策について、国と町とが互いに汗をかくことの重要性を訴えてまいりました。引き続き、議員各位の懸念事項を払拭できるよう、私自らが先陣を切って国にかけ合い、必要な財源を可能な限り確保し、夜の森地区の復興を牽引する温浴施設を含めた中核拠点施設の整備に取り組んでまいりますので、議員のご理解を賜りますようお願ひいたします。

○副議長（安藤正純君） 再質問に入ります。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） いろいろ説明ありがとうございます。富岡駅前にぎわいづくりについては、まさに今町長から答弁あったようにすばらしい場所であり、漁港を抱えたり、民間でワイナリー、ブドウを作付したり、駅前にも焼き鳥屋さんとかいろいろ、力のある人はいろいろなものを開いておりますが、どうも町でやるべきことが全く停滞していると。確かにコロナとか、停滞せざるを得なかつた部分はあろうかと思いますが、駅前開発については曲田開発とともに駅前に背後地をみんな寄せてきて、いろいろ42—2街区には飲食店や商業、サービス業等の事業とか、あとは42—4街区には民間

が張りつける借地の分も取ってあって、こういう計画が進めば富岡駅前はかなりのにぎわいをもたらしてくるのかなと。ただ、かなりのにぎわいといつても、どうしても1万6,000人の人口のときの頭我々持っていますので、それから見るともう2,500人、3,000人という数字ですから、なかなか大変だとは思うのですが、大変だからこそ民間がなかなか進出してこれないという現状があるのです。民間が進出してこれなかったら、では誰がやるのだというと、やっぱり行政しかないと思うのです。行政もコロナで一時期止まったということ、それは理解できます。理解できますけれども、いつまで止まっているのだということで、前年度から富岡駅前にぎわいづくりということで、学識経験者や民間団体、公共交通機関、有識者11名で構成、前年度に再開はしていますが、再開しただけで、何の動きもないと思うのです。前に計画を立てたものがコロナとかいろんな問題でストップしたとすれば、前のおりまだ進めていくのか。その辺の進め方をお聞きします。

○副議長（安藤正純君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） ご質問ありがとうございます。先日の委員会でもお話をさせていただきましたが、渡辺議員から同じようなお話をいただいてございます。そのときの答弁の繰り返しとなってしまいますが、私どもで、昨年度ですから、今年の3月に富岡駅前にぎわいづくり検討委員会、再開してございます。その際に、先ほど渡辺議員おっしゃっていたにぎわいづくりのアクションプランの話ですが、そちらの再掲ということで、皆様にコロナで中止する前はこういう計画でしたということを改めて周知させていただいたところでございます。その上で、委員の皆様から出された意見といたしましては、すばらしい施設ではあるものの、人流と交流人口等々が変わってしまった現在、それは過大ではないかというお話ほんどの委員からいただいてございます。同じく、相変わらず出されている意見といたしましては、必要最低限のもの、無駄なものは要らないということで、皆様が望むもの、さらに運営が持続できるもの、そういう形態で身の丈に合った施設を整備していくのがいいのではないかという意見をいただいてございます。したがって、我々をしてしましては、従前の計画でよいものというのは残していくみたいと思っておりますが、現在、市場調査を行ってございます。今度いっぱいアンケート、あるいはアンケートの対象といたしましては富岡駅を利用されている方々、それからイベント等で町に来ていただいている方々、そういうときを踏まえて、そういう方々にアンケートを取らせていただいて、町、特に富岡駅前にどういったものが必要なのかということをいろいろと今調査しているところでございます。上半期に調査を集中させておりまして、下半期それをまとめて、改めて検討委員会の皆様と共に、何が必要で、どういった規模で、どこにどのようなものというところまで詰めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○副議長（安藤正純君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。富岡駅前については、まず先ほどいろんな状況に応じて止まった経緯もありますが、我々富岡町解除になるときは、もう執行部も我々議員も一丸となって、生活権の確保ということで、さくらモールに莫大なお金をかけてオープンさせたのです。それは

やっぱりどうしても必要だ、金幾らかかってもやらなければ町民は戻ってこれないということで、私はすばらしい事業をやったのかなと思います。とともに、駅、やはり今車社会になったといいながらも、駅というのはやっぱり富岡町の顔ですから、ましてや富岡町には2つの顔あるわけです。富岡駅と夜ノ森駅。私は、こんなに誇りに思える町はないと思うのです。そういう中で、いろいろ状況はありますが、停滞していいのかということを考えれば、絶対停滞してはいけないです。停滞してはいけないからこそ、やっぱり民間がホテルを造ったり、焼き肉の店を造ったり、できる範囲内でいろいろ補助金を仰ぎながらやっているのです。それが町ができないということはないと思うのです。ましてや15年、解除してから9年目で、今まだ富岡駅前にぎわいづくりの検討委員会、再度始まる。私は考えられないのです。前の計画で私はいいと思うのです。これ以上のこと多分出てこないと思います。前に考えたことだって私はすばらしいことだと思うのです、これ。42—3街区にはイベントスペースとか情報発信・交流施設、チャレンジショップ、こういう機能を町では生かしてつくりますよってきっちとうたっているのです。それだったら何で今までできなかつたのですかということになるのです。言葉では幾らでも言えますが、やっぱり人口を元に戻していくとする場合には、必要なものは絶対つくらなくてはならないと。確かに財政的に難しい部分もあるかと思います。我々もよく負の財産という言葉出しますが、行政は本来の形で、本来は金もうけする団体ではないですから、全ての施設が負の財産なのです。利益取れるか、取れないかでいったら。そういうことを考えた場合には、あまり財政のことは表に出すべきではないのかなと。大変だとすれば、町長を筆頭にして、我々も力になれる部分は力になりますから、こういう状況になったのは国の政策の中からですから、やはり出すものは出してもらわなくてはならないと。1万6,000人が住んでいる形として必要なものはつくり上げてもらわなくてはならないと私は思うわけなのですけれども、どうですか。

○副議長（安藤正純君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） ご意見ありがとうございます。再開いたしましたにぎわいづくり検討委員会の中、さらに第三次富岡町災害復興計画を策定する際のワークショップの中でも、富岡駅前という話はよく出てきてございます。その中で多く出されているのは、議員今もおっしゃっていましたが、従前の計画に載っておりますチャレンジショップや交流スペース、そういうものは整備してほしいという意見、確かに出ております。我々もその意見を尊重させていただいて、今後、その規模感ですが、あまり大きいものというのは、検討委員会の中でも考えたほうがいいのではないかという意見も出されているのは事実でございます。この検討委員会の中に、先ほど議員さんもおっしゃっていたような駅前で頑張っていらっしゃる方々、メンバーに入ってございます。また、議会の中からもお二人ご協力いただいておりますので、現状に合ったもの、そして必要なものは積極的に取り入れて、十分検討した上で進めていきたいと考えてございます。よろしくお願ひいたします。

○副議長（安藤正純君） 副町長。

○副町長（宮川大志君） 私からも、今の企画課長のお話と重複するところありますが、少しコメン

トをさせていただきたいなと思います。

今議員ご指摘のとおり、やはり解除後地域は今8年くらいたつというところですが、コロナによって人流が抑制されたこともあって、はっきり言って何も進んでいないというところが現状なのかなと思っております。私も町民の方とお話ししていると、富岡駅って元気ないよねとか、そういったお話を聞くこともよくございます。その言われるゆえんというのは、駅前に何もないあの状態がずっと続いているからというところだと思っております。そして、検討、検討ばかりで何も現場が動いていないというところも、一つそう思われてしまう要因なのかなと考えています。ただ、一方、一番進んでいないというところの影響を被らせてしまっているのは、いち早く帰還されたあの辺りで商売をされている皆さんであったり、あとまた今ワインであったり、現代美術館の皆さんとか、あとサイクルツーリズムとか、民間のほうで様々盛り上げていただいているところもあると思います。そういった方々も非常に期待をいただいているというところもございます。私どもとしては、やはり町の南の玄関口である富岡駅というのは非常に大事だと考えています。やはり駅を活用する人の憩いの場だったり、また買物だったり、町の紹介するアンテナショップのものだったり、そういうものの機能が必要かなと思っております。何とか民間の方が今いろいろ点と点をつくってもらっていますので、そこを線にするといいますか、そういうようなところが行政の役割であろうと考えております。したがいまして、今ほど企画課長の答弁にもございましたが、まずどういったものが必要かというところの検討は、まずコロナを含めていろいろ居住人口も少なくなっているというところも踏まえた、なるべくコンパクトな、ただ魅力があるような、そういう施設を建てたいなと思ってございますし、できれば維持費になるべく単費を使わないような運営形態であったり、そういうところをもうもう観光協会であったり、商工会であったり、あと支援機関である相双機構だったり、様々な方々とともに一体となって進めてまいりたいと思います。なるべく早いうち、できれば年度内にそのビジョンを何とか策定して、議員の皆様にお話を伺いながら何とかつくっていきたいなと考えております。

以上です。

○副議長（安藤正純君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 副町長、ありがとうございます。我々、富岡町解除になった後でどういう町づくりするかということで、いろいろ議論を重ねた経緯あります。そういう中で、夜の森、小良ヶ浜、深谷がもう帰還困難区域で解除は無理だということで、ではコンパクトにミニタウンをつくるしかないねということで、役場を中心にして2キロ以内、駅も2キロ範囲に入るということで始まったのが最初の経緯だと思うのです。今現在、15年たとうとしておりますが、中央商店街も全然人が戻ってこないという状況の中で、先人が、一から始まったわけですから、最初から1万6,000人いたわけではないですね。先人が一から始まって富岡の駅ができて、駅前がにぎわって、駅前から中央商店街に進んでいったのかなと思うのです。構図はよく私分からないですが。想像だとそうなっていくのかなと思うのです。今それと同じような状態だと思うのです。だから、町がどれだけ手を入れるかで多分

商業者も増えてくると思うし、もちろんにぎわってくれれば民間事業者も多く私は入ってくると思うのです。そういう中で、駅前に関しては今現在、観光協会入っていますが、あるのだからいいのだからといふような観光協会なのです。あんまり小ぢんまり過ぎているし、土曜日、日曜日は閉めている。こんな観光協会は多分よその町に行つたらないし、あるとすれば8か町村の中の原発事故に遭った町村くらいだと思うのです。ただ、富岡町の場合は駅前に観光協会というものを早くに張りつけて、観光協会の意味がなされていないと。だから、もう検討委員会は、私は幾らやってもらってもいいですが、同じような答えで出てくる検討委員会では方法ないと思うので、もうとにかく一日も早く答えを出していただいて、発車してもらわないと。この42—3街区、イベントスペースとか情報発信とか、こういうものをうたっていますので、この辺の建物を早く整備して、そんな大きな建物ではないとすれば、観光協会をそこにきちんと張りつけて、それで人員もきちんと張りつけて、休みなしで開けるようなシステムづくりをしてもらいたい。休みなしで働けと言っているのではないですよ。ちゃんと休みなしで開けるような人員を張りつけてほしいと。その一部に直売所などをつくって、一人でも余計に町民が集まつてくるような仕組みづくり。今すぐでも私はできると思うのです。野菜持つてくる人だってにぎわいの人の数に入るわけですから。買う人だけではないですから、にぎわいづくりの中に数として入つてくるのは。そういうことを一つ一つやっていかないと、私はここの開発は全くできなくなってしまうと思います。もう15年で、今から夜の森整備急ピッチでやらなくてはならないような状況が生まれているわけですから。一緒に全部手をつけてやろうなんていうのは無理なのですから。一番しわ寄せ来るのは役場職員に来ますからね。担当課が右往左往して、もう寝ないで働いてもできないような状況も生まれますので、やっぱり一つ一つやるべきことを片づけていくべきだと私は思うのですが、どうですか。

○副議長（安藤正純君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） ただいま議員より観光協会の話が出たので、私からそれも含めて地域の方々と話をさせていただいた部分について答弁させていただきたいと思います。

当初、平成31年につくった計画の中では、令和2年頃には1日当たり約1,200人弱ぐらいはこちらには人が来るだろうという想定の中で動いておりました。現実にコロナという部分もありますが、令和7年度においてどのくらい人が富岡駅前1日当たり利用するのかということも確認させていただいております。まず、JR関係の乗降客からいうと、1日当たり約400人が利用しております。また、観光協会の、レジを通るという形で買物された方ですが、こちらについても月当たりでいうと500から700人くらい利用している。1日当たり40人ぐらい程度と考えておりますと、先ほど申し上げた1,200人の半分ぐらいもまだ満たない部分でございます。議員からおっしゃられております商業が後からついてくるというのはまさにそのとおりであって、公的機関をなるべく早く設けていただくことが安心につながって広がっていくのではないかという地域の方々の声もいただいております。ですが、なかなか検討が長くて現場が動かないという部分があって、そのことも十分理解された上で一言

提案いただいたのが、まずは富岡駅を降りたときに寂しさをすごく感じるので、まず管理はきちんとしましょう、それから目の前に広がるのり面を工夫して何かできるのではないか、そういう小さなことから一つ一つ丁寧にやっていくことで、これから人の流れというのも変わってくるだろうというご提案もいただいておるところでございます。既に令和8年度に向けて事業組立てを今検討しておりますが、そのようなアイデア等をいただきながら、しっかりとそこの駅前にぎわいづくりというものに貢献していきたいと思います。現にまだ1日当たり500人にも満たないところでありますので、人流という流れの組立て関係については、観光協会とともに一緒に歩んでまいりたいと考えてございます。

○副議長（安藤正純君） 副町長。

○副町長（宮川大志君） ご意見ありがとうございます。私からも、まず富岡駅前のつくり方ですけれども、従前の計画でいいところはもちろんそのまま残し、また今の富岡町に合うところというところも引き続き考えながら進めたいと思っております。何よりも、先ほども申しましたが、あの周辺で事業を営んでいる方、また早期にご帰還された方と、そういった方々もう十分に待ち過ぎるぐらい待ったと思っております。町としても、まずは現場をしっかりと動かして、早くあの辺りの活性化を図りたいというところは議員と思は一緒かなと考えてございます。ぜひ今の富岡町に合致した、また今後の富岡町に必要な機能、そういったものを早めに詰めて皆様にご提示できるように努めたいと思います。よろしくお願ひします。

○副議長（安藤正純君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。私も執行部も多分同じ考えだと思うのです。ただ、執行部は責任ありますので、少し石橋をたたいている面があるということで私も理解はしているのですが、石橋たたいても渡らない人もいますからね。それではどうにもならないですから。先ほど駅利用者が400名くらいだということで、今車社会だから、駅の利用者が少ないのでどうしてもしようがないのかなと思うのですが、駅の利用者よりも電車関係なく集まつてくるようにぎわいづくりを考えなければならないということで、幾ら環境整備しても華やかさがありませんので、やっぱり寂しさを感じてしまうのです。そういう部分は建物があるべきところには建物を造らないといつまでたっても寂しさしか感じないとなりますので、ぜひ観光協会といういい団体がありますので、この辺に観光協会がきちんと入るものを作り上げて、あとは直売施設、富岡町のお土産品とか、そういうものは大々的に展示できるような仕組みづくりをつくっていただきたいと思います。

あと、この42—4街区ですか、民間事業者が低料金で張りつけるように、約30坪、35坪くらいで年間の借地料10万円前後で設定して貸し付けるスペースが8区画あるのですよね。これもったいないと思うのです。どうしても寂しいし、人が少ないために民間事業者がここによそから張りついてくるにはなかなか思い切った手だけができるないと。補助金とかいろいろあろうかと思いますが、補助金で一生は食えませんので、その辺を考えたときに、ではどうするのだっていったら、やっぱり町でこうい

う店舗の建物を造って低料金で貸し出すというのも一つの手だと思うのです。低料金で貸し出して、10年続ければやっている人に売却しますよとか、いろいろ方法あろうかと思うのです。これいつまでたっていても多分張りつく人は厳しいのかなと思います。ただ、条件的には敷地の賃借料も、駅前を10万円くらいのお金で借りられるなんていうことは日本中探したってないですよ、これ。恐らく。駅前辺り30坪、40坪10万円で貸すなんていうところは過疎地域だって私ないと思います。すごく低料金で、すごく立地場所のいいところなのです。そこに張りつかないというのは、やっぱり人が少ないから、なかなか採算が取れる計算ができないと。だったらどうするのだといったら、町が店舗を整備して、それで貸すのも一つの方法だと思うのです。ただ店舗を整備して、一生町がこれを見ていくのかといったらそれも無理ありますから、10年くらいたつたら転売できるような方法、仕組みづくりも私は必要なのだと思うのですが、どうですか。

○副議長（安藤正純君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 議員おっしゃられた部分については、富岡駅前商業区画の貸付けに関する要綱等で既に公開されている部分でございます。今ほど議員おっしゃられたとおり、8区画ございまして、坪当たりからいうと32坪から50坪程度、月当たりの賃料が年間当たりでいうと7万3,000円、それから10万円と、本当の破格の価格でございます。一般的に店舗を経営する場合は、月当たりの賃料関係だと7%から10%が充てると、普通そのくらいですよねという形になれば月当たり7万円から10万円ぐらいいの売上げがあるような企業がそっちに張りついていただくということは一つの手だと思っております。令和4年に策定したこの要綱に基づいて、これまでずっと募集しておりますが、これを3年間、私が担っているうちで申請があったのは実は1件しかございません。1件の中でも、諸事情があって取り下げたという部分がございますが、その方からも一言言われたのが、賃料安いのは非常にありがたいし、各種補助金があるのも十分ありがたいが、自らが店舗を構えるというのはかなりの勇気が必要だと。経営のことを考えると、その建屋の部分、そこら辺も町が準備していただけないとより早く張りつくことができるのではないかとご提案をいただいた部分であります。まさに議員と同じ提案でございます。ここにおいて、例えばという話になるかと思いますが、店舗を貸して10年後に売却というご提案いただいたというところがありまして、まずその部分については検討をまだしていない部分でございます。これから町、駅前にぎわいづくりに必要な部分かと思いますので、ご提案についてはしっかりと検討を進めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○副議長（安藤正純君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。執行部で考えていただいた、建物は全部自分で造るのだよということは、まず1点利点、すばらしい点があるのです。1階だけが商業施設で、2階、3階は自由ですよと。住まいもできるし、貸し店舗も造って貸すこともできる。いろいろ多分2階以上は自由だと思うのです。駅前で自由に建物を造って2階、3階、4階、5階を自分の貸し店舗でも何

でも、アパートでも何でもできるということはすばらしい計画だと思うのだけれども、なかなかそれには予算伴って民間では動けないという事情がありますので、ぜひその辺を酌んでいただきて、いろんな角度から計画を立てて、早急に動いていただきたいというのが私の要望ですので、ぜひその辺を酌み取ってよろしくお願ひします。時間がなくなってしまいますので、この辺で終わらせていただきますけれども、よろしくお願ひいたします。

次に、リフレ跡地利用についてですが、町長もやっと動き出したのかなと思うのです。ただ、動き出したのも、買物環境の整備が先だということで、委員会とか全協あたりで買物環境は私反対しているのです。なぜ反対しているかというと、しょうゆとか塩くらいだったら悪くならないし、どこの店舗と比べても差はないのです。ただ、民間委託して、今現状の中でさくらモールよりいいものを売れるのですか、新鮮なものを売れるのですかって考えた場合に、やっぱり私は二の足踏んでしまうのです。そういうことから考えていったら、やっぱりリフレ、温泉施設を先に造って、そこの中に買物環境から直売所からみんな組み込むのが私は一番なのかなと考えているのですが、どうしても買物環境が先なのですか。

○副議長（安藤正純君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） まず、議員においては、この一般質問に当たりまして過去の答弁関係も私勉強させていただきました。令和5年3月議会のときに、議員からは今回夜の森地区、令和5年7月ですので、その一月前でございます。解除されるに当たっては買物環境が必要だと、温浴施設は必要か必要でないかというと、やっぱりコミュニティーに関しては温浴施設か何かを造らなければ現実的にはそれは無理ですよ、これから進む上で必要ですよという話になりました。その後において、一つの建屋の中に組んでいったほうがいいか、また分割していいかという部分を令和5年度にて考えた結果、分割で商業と温浴を建てるという考え方をさせていただきました。確かにさくらモールとの比較となればさくらモールにはかないません。これは正直なところでありますし、月当たり7万人から8万人利用しているのがその証拠だと思っております。夜の森地区において整備させようとするのは歩いて行ける環境ということでありますので、さくらモールと対峙するわけではなく、さくらモールの補完という考え方の中で、近くに買物ができる環境があればいいという形で先に進めさせていただいております。

続いて、今ほど町長からも答弁があったとおり、温浴施設やっていくのだというのは一片の迷いもないという話をさせていただきますので、1年遅れとなりますが、温浴施設はきっちりと整備に向けて進めてまいりたいと考えてございます。

○副議長（安藤正純君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 私が望んでいること、町民の望んでいること、執行部ではやるという考え方、それは同じ考え方だということで、ただ順序とか、いつにできるのだということが大きな違いが出てきているのかなと思うのです。温泉施設等、別棟で造れば当然建築費も伴って高くなるという部分も出

てこようかと思うのです。そういう部分から考えると、やっぱり買物環境、コンビニ程度の大きさの買物環境をつくろうということなのですが、野菜の直売所などを造ればあの大きさでは足りなくなるし、いろいろ難しい部分が出てきてしまうのかなと。そういうことを考えた場合には、やっぱり温浴施設を優先で考えて、それにくつづけていくのが私は一番だと思うのです。ほかの施設をまねしないということではないですけれども、どこの施設に行っても、買物環境と温浴施設が別棟で建っているというのは私今この年になってもあんまり見たときないです。だから、それがいいか悪いか、見たときないからいいか悪いか分からぬけれども、自分の判断で一つ屋根の下がいいのではないかという私の評価なのです。そのほうが安上がりだし、人員的にも無駄なく運営できるのかなと。ただ、買物環境だけ別な団体に委託する、また温泉施設も別な団体に委託するとなるとなかなか難しい部分が出てくるのかなと思うのですが、私も前にあそこの土地を貸してくれるのであればやりたいという人を紹介した経緯あるのです。その人とも何回もしゃべったのだけれども、町ではもう受託業者が大体決まっているから、飲食店を出店してくれないかという話でばっさり切られたというのです。それで、業者決まっているのですかって言ったら、大体決まりそうなのだと言われて諦めたという話なのです。私もあんまり自分が紹介した人に肩入れするような話でもならないと思って、もうほとんど執行部の方とも接触していないし、言ってもいないし、最初に紹介してやっただけで、答えはそういう答えだったみたいです。非常に寂しいなと思うのです。本来であれば、民間の人がやりたいとなれば民間の人にやってもらうのが一番いいのです。町は建築も何にも口出さないで、ただこういう縛りはありますよって縛りをきちっと言ってやってもらえば、町は何にも考えることないです。そういう話をばっさり切って、いまだにここは手入らず状態だということ、なかなか私その辺が理解できないのです。多分民間団体に口を入れてやってくれませんかは町が建物造って中の経営をやってくれませんかということだったのかなと思うのですが、その辺はどういう経緯だったのですか。

○副議長（安藤正純君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 議員から話がありましたように、まさに1棟建て、2棟建ての話を執行部でも一旦整理をさせていただきました。当然建築費を考えれば1棟建てが、面積は小ぢんまりになりますけれども、しっかりとなるし、動線も動きやすいだろう、一体的に見せることができるのだということも一つのメリットとして挙がっております。一方で、今度経営という部分になってくると、オペレートになりますが、物販関係を対応する方が温浴施設を経営できるか、また逆のパターンで温浴施設をやっている方が物販計画やっているかというと、やはりその道のプロというのがありますので、その折り合いといいますか、そこが非常に難しいなと考えた判断の下、2棟建てとさせていただいたところでございます。その中で、まさに今議員がおっしゃったとおり、民間がやりたいということを止めてはいかんと私も思っております。いろいろと条件つけながらやっていきたいなと思っております。ですので、その参画という部分の窓口を開いて、ぜひとも参加していただきたいという部分は伝えさせていただいておりますが、今回進めているのはD B O方式、厳密に言うと運営側を

しっかりととして、それに付随する設計屋さん、建築屋さん、素地になってくる運営側を大事にしていくことが持続的に経営できるだろうという考え方の下で動いてございます。行政は民間の力をむげにするわけでもなく、民間が頑張ることで行政が繁栄していくと考えておりますので、その点についてはこれからも同じ考え方の下でやっていきたいと思います。ただし、双方で一番不安なのが、町の土地に建てました、その後、途中でごめんなさいというのが双方とも嫌なことだと思っています。持続的にできるという部分をしっかりと考えながら、民間の方々と手を取り合いながら汗をかいていきたいと考えてございます。

○副議長（安藤正純君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） まさにそのとおりだと思うのです。全て投げ出して民間にやってもらうのが一番楽なのですが、途中で投げ出されると、物が建っている以上どうにもならない土地になってしまふという懸念があるのです。私も一番心配していたのですが、その辺は契約の仕方で何とかなっていくのかなと私は理解していたのですが、なかなかそうはいかなかつたということで私は非常に残念だと思っているのですが。

あと、この買物環境、私反対するわけではないのです。反対するわけではないのですが、一番心配しているのは、さつき言ったように、さくらモールよりいいもの売れるのですか。今ちまたのうわさだと、さくらモールより橋葉町に行ったほうが生きのいい刺身買えるとか、野菜買えるとか、浪江町に行ったほうがいいもの買える、安いもの買える、そういう言葉が上がっているのです。ただ、あまり物事考えないで多分言っているだとは思うのですが、実際そういうケースが多くあるみたいです。そうなった場合には、持続的に続けられるものといつても、なかなか食べ物というのは難しいのです。そういうことを考えていけば、やっぱり1棟に、あまり難しい食材ではなくて簡単な食材を配置させれば、あとは直売所、お土産売場、それで私は十分やっていけるのかなと。私が一番懸念しているのは、買物環境なんて今つくろうとしてやっていたら、リフレ跡地の温浴の本体工事に入るのはそれこそ2年も3年も後になってしまいますよ。それでなくても、前回の全協でフラワーパーク構想だなんて出てきているのです。すばらしい構想なのです、夜の森つつみ公園にね。新聞にも実際載りましたよね。そういうことをやっていければますます財政が逼迫すると。リフレ跡地に温浴施設を造って、買物環境をつくって、それで桜まつりなんかイベントできるように大屋根をかけて、そこをステージにして何かをやろうって、そういう発想もありますよね。そういう発想をしていながら、今度はつつみ公園にも野外ステージ、つつみの中に野外ステージ造ったり、野外ステージの前に観客席を造ったりって、すばらしい構想があるのです。だけれども、今一番町民が望んでいるのは、買物環境もしかり、温浴だと私は思っているのです。何でそれを先にやらないのですかと。温浴は24億円かかるよという試算が出てきましたので、議会も多分反対しているのかなと思うのですが、それはやっぱり町民が必要と思って声を出しているわけですから、大なり小なり、24億円かけろって私は言いません。できるだけコンパクトなものをまず造って、それで町民に理解してもらうのが第一かなと私思うのです

が、その辺は町長、どうですか。

○副議長（安藤正純君） 町長。

○町長（山本育男君） まず、議員のご提案とかおっしゃっている意味、よく理解しているつもりであります。まして、今度の選挙では夜の森を早くという話は大分されておりまますので、私も優先順位をつけるということではございませんが、今国からのお金をどうやって引っ張ってくるかというようなこと也有って、取りあえず商業施設はお金がついたというので、先に走りたいと思います。温浴を今一生懸命、幾らでもつけてもらえるように今取り組んでおりますので、その辺を見ながら早急に、できるだけ早く私も造っていきたいと思っていますので、ご理解賜ればと思います。よろしくお願ひいたします。

○副議長（安藤正純君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。町長の考え、よく分かりました。

あと、要はこういうような状況が生まれたのは我々にも責任あると思うのです。富岡解除するときには、先ほど言ったように、とにかく町民が帰るのあればもうさくらモールは絶対だと。そのほか、国の施設、県の施設、金融機関、全て開けてもらわなくては困るよと、帰れというのだったら開けてもらわなくてはならないということで、ほぼのんでもらって、銀行でも何でも全部開いたという経緯あります。そういう中で、夜の森解除に関しては、何必要だなんて私も考えなかつたのです。だから、我々議員側に大きく問題あったのかなと思うのですが、執行部にも多少の問題はあったのだと思います。そういう思いでいれば、やっぱり町民が望んでいるものを先に造って、それで優先順位で進んでいくのが順序かなと私思っていますので、ぜひ、今町長が言いました買物環境の予算はついたということで、それ投げてもう一度出直ししろってまでは言いませんが、それと一緒に温浴施設も一日も早く設計を組んで、できるだけコンパクトな設計を組んで、それで温浴施設ですから、当然お湯ですから、温泉井戸の修理費だか調査費だかも計上していますよね。それはリフレに多分使うのだと思うのですが、使わないで沸かし湯にするのではないと思いますが、その辺はどうなのですか。どういう形状なのでしょうか。

○副議長（安藤正純君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 具体に今温泉井戸の話が出たので申し上げさせていただきたいと思いますが、その前に、まず検討ばかりが長くて夜の森の復興が遅いと。町長におかれでは、中でも本当富岡の復興見えていないぞとお叱りを受けたと、またしっかりやれよという形が選挙期間中に受けたということを私報告受けております。それを事務方としてしっかりと実現していくことが町の復興につながるということになりますので、これからも鋭意取り組んでまいります。その中で、町長には、大変失礼ですが、2回ほど確認いたしました。まず1期目のときであります、前町長がリフレ富岡のことを復活したいという思いがあったのですけれども、山本町長いかがですかと言つたら、復活したいという形になりました。2期目に当たっては、もうそれは迷いはない、しっかりとやっていくの

だと話を伺いました。事務方としてしっかりとやらせていただきたいと思います。

その上で、温浴に関する井戸の話でございますが、過去において沸かし湯のほうがいいのではないかとか、温泉復活したほうがいいのではないか、比較してみようという形になって、さきの全員協議会、大分前でございますが、説明したとおり、上水道、それから温泉を活用した部分でランニングコストのほうはどうだろうという話になると、長い目で見ていくと上水道を使っていく沸かしが経費もかかるという部分があります。それをちゃんと確認するために、全国で経営している方々にも確認したのですが、上水道も温水もいいところと悪いところあります。ただし、この近郊のお風呂事情を考えると、沸かしではかなわないと思いますと。温泉を地域ある資源、地球の恵みをしっかりと活用していくことが夜の森の復興にさらに後押しするのだという話を伺っております。ですので、温泉井戸、3月議会において廃止をさせていただきました。これは、令和2年度の調査のときにもう詰まっているという部分がありますので、長く活躍していく、活用していくという点であれば、もう一度新たに掘削していくことが必要だという部分が1つ。それから、既存の井戸や可燃性の天然ガスがどうしても発生するものがあります。その処理をするための井戸を廃坑していくという部分、それから新たに設備を設けていくという、こういう部分もありますので、その費用をちゃんと見ていかなければいけないと思っておりますので、今回計上させていただきました。超概算ではありますが、温泉の井戸に関しては約2.4億円ほど考えておりまして、温浴施設込みで15億円ほど考えております。町長おっしゃったとおり、国に赴いてしっかりとその支援という部分を勝ち取ってこなければいけないと考えてございます。

長くなりましたが、温浴施設に関する思いは私はこのような形で進めてまいりますので、しっかりと形にしていきたいと考えてございます。

○副議長（安藤正純君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 温浴に関しては温泉を使うということで理解はできましたが、私が言うとおり、一年一年費用もかさむということは、今まで説明聞いていたのは、井戸は1億5,000万円から6,000万円という数字聞いていましたが、今だともう2億円以上に跳ね上がっているのです。だから、そういうことを考えると、やっぱり町民が望んでいるものはもう早急にやらなくてはならないと。例えばこれ補助金つかないにしてもやらなくてはならないと。やるべきことは。国に足しげく通って、補助やらいろいろ出してもらうようにお願いしているのでしょうかけれども、出してもらえないからっていつて1年も2年も3年もかけていたらもう工事費が上がる一方ですので、その辺もよく検討課題にして、もう見切り発車でも何でもしなくてはならない状況が私は生まれているのだと思うのです。そういうことで、時間もあまりないものですから、ぜひ町長の強い意志、温浴施設は造るのだと、それも温泉で井戸を掘って入れるのだということで、分かりましたので、ぜひ一日も早い着工をお願いして私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○副議長（安藤正純君） 9番、渡辺三男君の一般質問を以上で終わります。

10時45分まで休議します。

休 議 (午前10時30分)

---

再 開 (午前10時53分)

○副議長（安藤正純君） 再開します。

続いて、6番、高野匠美君の登壇を許します。

6番、高野匠美君。

〔6番（高野匠美君）登壇〕

○6番（高野匠美君） 6番、高野匠美です。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、質問いたします。

質問に先立ちまして、このたびの定例会開催に当たりご準備いただきました議会事務局の皆様に感謝申し上げます。そして、町長には2期目の初の定例議会を迎えること、心よりお祝い申し上げます。

では、町長が選挙戦で掲げられました公約、子供たちには将来の夢を、若者たちには魅力ある町づくり、高齢者の方々には住みよい生活と安心安全を、町民全てが誇れることができるふるさとづくりといった4点の公約は、富岡町民が安心して暮らせる未来を築く上で大変重要な柱となると認識しております。本日は、これらの公約の実現に向けた具体的な施策などを伺いたい。

まず、1、町長の公約実現と町政運営に関する具体的な方針について。（1）、町長として上げられた公約4点を実現するための具体的なプロセスをどのように進めていくのか伺いたい。

（2）、上げられた公約の進捗を町民に対してどのように示していくのか伺いたい。

（3）、今回の選挙では投票率が低かったことが指摘されている。この状況を踏まえて、町民の声を積極的に聞き取り、それを反映するための具体的な方法や取組についてどのように考えているのか伺いたい。

（4）、これまで副町長は2名体制であったが、そのうち1名が8月中に退任された。その後任を新たに選任し、2名体制に戻す考えはあるのか、あるとすれば時期はいつ頃を考えているのか伺いたい。

2、少子化対策について。（1）、国や県では少子化対策の一環として不妊治療にかかる医療費の助成などを行っているが、通院費や資料収集、生活の変化による支出増など、治療以外の経費がかかってしまうと認識している。一時金支給など、町独自の経済的支援策が必要と考えるが、町の見解を伺いたい。

3、高齢者支援について。（1）、介護手当の申請をする際は、寝たきりの方の要件に該当するか聞き取りをすることとされている。どのような場合に該当するのかさらに詳しく周知すべきと考えるが、周知方法を見直す考えはあるか伺いたい。

以上です。ご答弁お願ひいたします。

○副議長（安藤正純君） 6番、高野匠美君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 6番、高野匠美議員の一般質問にお答えいたします。

1、町長の公約実現と町政運営に関する具体的方針について。(1)、町長として掲げられた公約4点を実現するための具体的なプロセスをどのように進めていくのかを伺いたいと(2)、掲げられた公約の進捗を町民に対してどのように示していくのか伺いたいについては関連がありますので、一括してお答えいたします。

私は、1期目において避難指示の早期の全面解除と町内全体の均衡ある発展を最重要課題として、各種政策に全力で取り組んでまいりました。その結果、令和5年4月に夜の森地区を中心とする特定復興・再生拠点区域の避難指示解除を実現し、町内の生活圏を広げることができ、同年11月には避難指示が継続中の小良ヶ浜地区、深谷地区内の墓地や集会所等と、それらへのアクセス道路の避難指示も解除され、限られた箇所ではありますが、自由な立入りや通行が可能となりました。また、野菜集出荷施設の稼働、富岡町産業団地の全ての区画への企業誘致といった地域を活気づける産業振興や小中学校の統合、放課後児童クラブの開所などの町内における教育環境の核となる機能の整備など、目指す町づくりの一部を成し遂げることができました。

2期目におきましては、本年3月に策定した第三次富岡町災害復興計画に基づき、ふるさとのこれからを「ひとの力で」、「人の温かいつながりで」と掲げ、決意を新たに復興・創生に全力で取り組む所存であり、帰還・移住の促進、農業・産業の育成、子供たちの教育環境の充実、町内のにぎわい創出の4つの政策に特に力を入れてまいります。

1つ目の帰還・移住の促進では、町の悲願である町内全域の早期の避難指示解除に向けた特定帰還居住区域の避難指示解除と区域拡大に取り組みながら、当町に関わる全ての方々が共に手を携え、富岡町を我が町として誇れる施策を展開してまいります。

2つ目の農業・産業の育成におきましては、地域計画に基づき、担い手の確保や生産性向上、販路拡大を通じて農業者の営農再開を力強く支援するとともに、富岡第二産業団地の整備とさらなる企業誘致による底堅い町内経済の環境を整備するなど、人と企業が輝き、共に育つ産業基盤をつくり上げてまいります。

3つ目の子供たちの教育環境の充実では、これまで積み重ねた経験と成果を土台とした当町ならではの特色ある教育を継続、発展させ、全ての子供たちが毎日楽しく元気に、安心して学び活動できる環境の整備に努めてまいります。

4つ目の町内のにぎわい創出においては、北の玄関口である夜ノ森駅を中心とした夜の森地区に商業機能や交流機能を持つ中核拠点を可能な限り早期に整備するとともに、南の玄関口である富岡駅前

及び周辺におけるにぎわいの復活にも取り組んでまいります。これらの政策を実現していくため、部署横断で取り組まなければならない課題については、町復興推進会議等での全庁協議などを行うなど、引き続き私のリーダーシップの下でしっかりと対応してまいります。

なお、政策を推し進めていく上で、より幅広い視点を持たせるために、有識者や外部専門家などの知見をいただくとともに、何よりも町議会、町民の皆様のご意見をいただくことは大変重要なプロセスと考えております。それを踏まえた上で、私自身がしっかりととかじ取りを行い、選挙で掲げた公約を町の政策、施策として磨き上げてまいります。

また、政策、施策の進捗状況を皆様にお示しする取組としましては、現在、政策指標の設定作業を進めている第三次富岡町災害復興計画の毎年の事業評価の公表や各担当部署によるアクションプランの作成及び周知に加え、継続して開催している町政懇談会での説明のほか、行政区やコミュニティーづくり推進団体等が開催する会議に担当課が積極的に出席するなど、分かりやすくタイムリーな説明に尽力してまいります。

私は、2期目の使命である富岡町を「安心して暮らせる、活力ある、持続可能な町」として着実に成長させることを成し遂げる覚悟を持って全力で取り組むとともに、各政策の進捗状況や工程の明瞭簡潔な説明にも努め、町が目指す「希望と笑顔あふれる町づくり」をしっかりと推し進めてまいります。

次に、(3)、今回の選挙戦では投票率が低かったことが指摘されている。この状況を踏まえ、町民の声を積極的に聞き取り、それを反映させるための具体的な方法や取組についてどのように考えているか伺いたいについてお答えいたします。8月3日投開票で行われました今回の選挙では、投票率が46.02%と、前回を5.49ポイント下回る過去最低を更新したものとなりました。投票率が低い背景として、東京電力福島第一原子力発電所事故により、多くの町民が避難先での生活再建に追われる中で、当町へ関心を向ける余裕がないという現実も投票率低下に影響しているものと考えております。こうした特殊な状況に対応するため、町選挙については告示日を従来の5日前から10日前とすることによる期日前、不在者投票期間の拡大や投票方法、投票場所、日時等の詳細かつ丁寧な周知を実施しておりますが、投票率上昇には思うように結びついていないのが現状です。このような中、町内居住人口の増加や交流、関係人口の拡大、町外生活を続けざるを得ない方への生活支援などの施策を進めていくに当たりましては、継続すべき事業、復興の進捗に伴って発生した新たな課題に対応する事業、中長期的に先を見据えた事業など、様々な施策を複合的に展開していくことが必要であると認識しております。そのため、帰還された方、新たに町民となられた方、町外生活を続けざるを得ない方など、町民の皆様の声をしっかりと伺い、それぞれの生活におけるニーズを的確に把握した上で、効果的な政策立案や事業の見直しを行い、町政に反映していくことが大変重要であります。町といたしましては、第三次富岡町災害復興計画における広聴力の強化を目指す姿として明記した町民の声が施策に反映されるようになり、町民同士、町民と町、町と外部のつながりが一層強化されることを実現するた

め、参加しやすさに配慮した町政懇談会の開催やパブリックコメントの簡素化及びフィードバックの実施、町政モニター制度の検討などにより、一人一人のご意見やご要望にしっかりと向き合い、町民の皆様が町政に主体的に関わることができる仕組みづくりを進めてまいります。

次に、(4)、これまで副町長は2名体制であったが、そのうち1名が8月中に退任された。その後任を新たに選任し、2名体制に戻す考えはあるのか、あるとすれば時期はいつ頃を考えているのか伺いたいについてお答えいたします。副町長2名体制については、山積する課題にスピード感と戦略性を持って対応するとともに、政府、民間を問わず増加する関係機関、要人等への対応、さらには多様な町民の声を丁寧に聞き取り、政策に反映することを目的に、平成28年6月、副町長定数条例を改正し、以降8年6か月の間、副町長2名体制を取り、町政を運営してまいりました。本町を取り巻く課題は、震災から14年半が過ぎた今もなお多く存在し、国、県をはじめとする関係機関への働きかけや、より多様化する町民の声を丁寧に把握するため、副町長2人体制の継続は必要なものと考えております。副町長の選任については、一定程度の期間を必要といたしますが、可能な限り早期に副町長にふさわしい人物を選任したいと考えておりますので、議員のご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、2、少子化対策について。(1)、国や県では少子化対策の一環として不妊治療にかかる医療費の助成などを行っているが、通院費や資料収集、生活の変化による支出増など、治療以外の経費がかかってしまうと認識している。一時金支給など町独自の経済支援策が必要と考えるが、町の見解を伺いたいについてお答えいたします。不妊治療については、国の少子化対策の一環として、令和4年4月から人工授精等の一般不妊治療と体外授精、顕微授精等の生殖補助医療について健康保険が適用されることとなりました。また、保険適用された治療と併用して、自費診療で実施される先進医療や保険適用外となる治療については、福島県不妊治療支援事業補助金の対象とされております。保険適用により、一定程度の経済的負担は軽減されるものの、依然として不妊治療への負担は大きく、また治療費のみならず、不妊治療の実施医療機関が限られていることによる遠方かつ継続的な通院の必要性から、交通費も大きな負担となっております。町としましては、第三期子ども・子育て支援事業計画においても妊娠、出産、子育ての不安解消を基本施策に掲げており、安心して出産できる環境の整備が極めて重要であると認識しております。妊娠を望み、不妊治療に取り組む方の経済的な負担の軽減を図り、安心して治療に臨めるよう、不妊治療に関する支援の実施に向けて積極的に検討してまいります。

次に、3、高齢者支援について。(1)、介護手当の申請をする際は寝たきりの方の要件に該当するか聞き取りをすることとされている。どのような場合に該当するのかさらに詳しく周知すべきと考えるが、周知方法を見直す考えはあるのか伺いたいについてお答えいたします。富岡町在宅寝たきり療養者等の介護人に対する介護手当は、高齢者または重度心身障がい者である寝たきりの方を自宅で介護している介護人に対して介護手当を支給し、その労をねぎらい、もって福祉の向上を図ることを目的としている事業です。本事業の周知は、広報とみおかや介護保険制度のパンフレットを活用して行

っており、制度の詳細は電話問合せなどで詳しく説明しておりますが、今後はホームページを活用するなど、より町民の皆様に伝わるような周知方法の見直しを検討してまいりますので、議員のご理解を賜りますようお願ひいたします。

○副議長（安藤正純君） 再質問に入ります。

6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） ありがとうございます。

では、最初の1番、町長の公約実現と町政運営に関する具体的な方針についての（1）と（2）を一括して答弁されたのですけれども、私やはり公約を実現するためには、先ほど町長も有識者とかそういう方が必要だとおっしゃいました。もちろん町民や企業、関係機関、そういう様々な方との連携というのは不可欠だと思うのです。それで、そういう方にどのような協力を求めるのか、募るのか、進めていくのか、ご意見ありましたら、聞かせてください。そういう予定があるかどうかお聞かせください。

○副議長（安藤正純君） 町長。

○町長（山本育男君） 今のご質問でございますが、各種委員会等ございます。それから、その中には有識者の方々、それから地域を代表する方々、いろんな方が含まれております。その方といろいろと協議しながら今後の政策とか進めていくわけですが、その中で少しでも公約に近づいていけるように皆さんといろいろ協議しながら進めてまいりたいと考えております。

○副議長（安藤正純君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） ありがとうございます。公約を実現するというには、一番はやはり住民の声とか意見。この公約のプロセスにどのように加えていくのか、反映されていくのか、そういうのも町はどうお考えになっているのだと聞かせてください。

○副議長（安藤正純君） 町長。

○町長（山本育男君） 住民の皆様、町政懇談会も含めましていろんな形で町民の皆様のご意見、あとパブリックコメント、それから目安箱的なものもございますので、そういったところで意見を収集しながら、町民の皆さんのが何を望んでいて何をニーズとしているのか、その辺をしっかりと把握しながら公約実現に向けていきたいと考えております。しっかりと皆さんと対話をしながら進めてまいりたいと考えております。

○副議長（安藤正純君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） ありがとうございます。やっぱり公約を今町長はこういうことしてという進捗状況がなかなか町民に伝わっていない部分があると思うのです。そして、町民の方みんながみんな専門的な知識というのは持っていないと思うのです。それで、本当に町民に伝えたいのだったら町民にも分かりやすく伝えるための工夫というのは、町としては考えているのか。例えば視覚的な資料とか具体的な事例を挙げて町民に伝えるとかということは検討されておりますか。

○副議長（安藤正純君） 副町長。

○副町長（宮川大志君） 今ほどのご意見の中のどのように進捗状況を町民に知っていただかかというところなのですが、一番分かりやすいかなと思うのが、今ほど第三次富岡町災害復興計画、3月につくりましたけれども、それを達成するにはどのような目安が必要かと。それを指標ということまでつくってやっております。そちらを今企画課のほうで段取りをして、この指標を達成すれば復興計画を達成できるというところとなるべく多く、かつ分かりやすく定めているところでございます。町政懇談会など活用して、この指標は今このぐらい進んで達成できているよ、逆にできていないよというところも、そこは言うなれば包み隠さず皆様方にご説明をして、その上で皆様から直接ご意見いただける機会を頂戴できればなと思っております。

○副議長（安藤正純君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） 副町長が言っている開示についてですけれども、包み隠さずというのを質問しようかと思ったら先に言われてしまいました。でも、その包み隠さずの中で、やはり開示する上で基準となるものはあるのですか。何でもかんでもというのはなかなか難しいでしようけれども、町としてここまでとはという何か基準があるのでしたら教えてください。

○副議長（安藤正純君） 副町長。

○副町長（宮川大志君） 基準申し上げにくいところはあるのですが、行政の事業を進める上で内部でこういうことを話をして検討しましたという協議の状況というのはなかなかお話しするのは難しいかなと思います。様々な人が絡むこともあると思いますし。なので、そこで考えた結果をお示しするときに、先ほど申し上げました計画の指標というところがすごく大事になってくると思います。なので、内部の検討の中身というよりは、指標の達成状況と、そして達成できていないところ、その辺りをぜひ厳しい目で町民の方に見ていただけすると私どもとしてはありがたいかなと思っております。

以上です。

○副議長（安藤正純君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） ありがとうございます。開示をされて、町民の方がそういう意見とか、フィードバックを募る機会というのは設けられるのでしょうか。それと、町民からいただいた意見というのは、執行部できちんとどこの課も共通してそういう会議の場というのは設けているのでしょうか、設けないのでしょうか。

○副議長（安藤正純君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） ご意見ありがとうございます。町民の方々の意見につきましては、町政懇談会等で出された意見、そういったものについては、こちらに今そろっている幹部職員皆おりますので、それぞれが自分の耳で聞いて確認はしているところでございます。ほかのその場にいない課員につきましては、府議あるいは復興推進会議で出された意見ということで皆さんで共有していただいているところでございます。

それから、町に投書、それから投稿等あった場合には、担当課にはもちろん伝えますが、そうでない各課に対しても情報は共有させていただいて、大事となってくるその後どうしたかというところで伝えるようにはしてございます。

以上です。

○副議長（安藤正純君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） ありがとうございました。私としては、分かりやすい情報公開は大切なので、町民との双方向のコミュニケーションなので、今後やっぱり具体的な取組、楽しみにしておりますので、しっかりとそういうのは報告をお願いいたします。

次、（3）についての質問です。最初、投票率の低さの背景には政治の無関心や自分の意見が町政に影響を与えないで諦めがあるかもしれません、町民一人一人が自分事として町政に関心を持ち、表明することの重要性を町はどのように伝えていらっしゃいますか、お聞きします。

○副議長（安藤正純君） 町長。

○町長（山本育男君） とても難しい質問かなと感じたところがありますが、先ほどもあるようにいかに町政に対して興味を持っていただか、これは町はどんなことをしているかというその情報の発信の仕方、これなんかも工夫が必要なのだろうと思っております。今回、また歴代で最低の投票率だったこともありますので、今後いろんな機会を捉えて、今18歳以上が有権者でございますので、その方たちにどうやって投票率を上げていくかいろいろなご意見を若者たち、Z世代とかいろいろありますが、そういう世代の方々とも対話をできて、どうしたら政治に参加してくれるのというお話し合いというか、そういうことの場も設けてみたいとは思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

○副議長（安藤正純君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） なかなか難しいとは思いますけれども、やっぱり町民の声を聞くに当たって町政懇談会や広報紙、そういうものは既に存在する町民の声を聞くためのツールではあると思うのですけれども、それをさらに効果的に活用し、投票に行かない層やこれまで町政に関心の薄かった層の意見を引き出す手段というか、そういうのをやはり新しくアプローチ、改善策などを考えていかなければいけないのではないかと思うのですけれども、今現時点では町はそういう考えはあるのでしょうか、お聞きします。

○副議長（安藤正純君） 総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） ご質問いただいた選挙に対して、選挙権をお持ちの方が選挙に投票に来られないという観点であれば、選挙管理委員会としていろいろこれまで期日前投票とか不在者投票ということに合わせて日数を増やしたというような経緯もございますけれども、これに加えて何ができるのかということで、投票場所とか時間とかいろいろ工夫しながらということで、これまでの経緯を踏まえて、あとは投票の実績とか、そういったものを加味しながら選挙管理委員会の中で協議して進めているということでご理解いただければと思います。なお、今までに加えて何か新たなことと

いうことであれば、いろんな選管でやっている実績等も踏まえながら、取り組めるものについて取り組んでいきたいと考えてございます。

○副議長（安藤正純君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） ありがとうございました。なかなか難しいとは思いますが。

では、違う観点で意見を言いたいのですけれども、若年層の投票率が低い傾向にあるのかなという感じもします。やはり彼らが政治や町政に関心を持つきっかけになるような教育的な取組というのも私は必要かと思います。例えば模擬選挙や子ども議会、そして傍聴などをその教育の一環として考えていただけないでしょうか、それを伺います。

○副議長（安藤正純君） 教育長。

○教育長（武内雅之君） ありがとうございました。学校では、小学校6年生より中学校にかけて、選挙に関わる社会科の授業が取り入れられております。授業だけではなくて、先ほどお話もありました町の広報紙であるとか議会だより等を常に見れる状態で校内に置くことによりまして、町の皆さんのがこのように学校現場も考えてくださっているということは、その場、その場で子供たちに指導しております。ただいまご提案のございました子ども議会、議会の傍聴等につきましては、今年度につきましてはもうカリキュラム出来上がっていますので、早急にというわけにはいきませんが、子供たちには町の皆さんのがこうして町の復興を先頭を切って考えてくださっているという指導を大切にしておりますので、今後、そういった機会も含めて学校当局とも相談の上、検討していきたいと考えています。ご提案ありがとうございました。

○副議長（安藤正純君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） ありがとうございました。私以前というか、この間大熊町の、隣町の議会を傍聴しに行ったのですけれども、そのときにたまたま学校の子供たちが随分いらっしゃって、あの目を見たときに、ああ、すごいなって。きらきらしていたのです、子供たちが。子供たちも政治というか、町がどうなっているのかというのはやっぱり知らせるのも大事だし、知っておくこともすごく大事だなと思ったのです。子供だって町民なのです。だから、やはり今後町民の声がこれまで以上に町政に生かされることを私は期待しておりますし、私自身もその一助となれるように努力してまいりたいと思います。

では、次の質問に行きます。（4）です。現在、副町長が1名となっている期間、町政運営、特に復興に向けた事業推進や町民サービスにどのような影響が出ているというか、出るとお考えになっておるかまずは聞きたいです。

○副議長（安藤正純君） 町長。

○町長（山本育男君） 今のところ特別な支障はないと認識しているところであります。今、私と副町長の1人体制ではございますが、ただこれからいろいろな山積する課題がいっぱいございます。これを解決していくのには1人よりは2人のほうがいいかなとは考えております。できるだけ早急に選

任せきりだと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○副議長（安藤正純君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） 早急にとおっしゃいますが、そこを突っ込むのもあれなのですけれども、今一番可能な範囲で大体この辺でという具体的な時期を考えていらっしゃるなら教えてほしいということを1点と、やはり町長も2名体制の復帰を目指しているということなのですけれども、その副町長選任のプロセスにおいてどのような点を重視して人選を進めているのか。町民としては本当これが、重要な人材が適切に行われているかということは関心あると思いますので、答えられる範囲でいいので、よろしくお願ひいたします。

○副議長（安藤正純君） 町長。

○町長（山本育男君） ご質問本当にありがとうございます。時期的にはまだいつということは確定はできないことあります。まして相手がありますことですので、いろんなことを加味しながら時期については詰めていきたいとは思っておりますが、できれば今年度中にはと考えているところであります。これもまだまだ白紙の状態ですので、何とも言える状態ではございません。

それから、人選につきましては、町をよく知っている方、これが第一義かなと。それから、行政とか、議会もそうですが、いろんなことに精通している方がいいのだろうなと思っているところであります。まして町民から信頼されている方、これが一番の条件だと考えております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○副議長（安藤正純君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） ありがとうございました。今後、町長と新副町長による盤石な体制が復興と町づくりを加速させることを大いに期待しております。

次に、2番、少子化対策について。（1）について質問いたします。不妊治療に関する情報、例えば助成金の種類や申請方法、利用できる医療機関などの情報は町民にとって分かりやすく提供されていると思っておりますでしょうか。もし改善点などがあればどのような工夫を検討されていますか、答弁をお願いいたします。

○副議長（安藤正純君） 福祉課長。

○福祉課長（佐藤邦春君） 今議員から質問のありましたところですが、妊娠とか、そういう出産とかに関しての情報ということで、町では子育てのパンフレットも作成しております。あと、ホームページ等でも出しているところなのですけれども、よりよく分かりやすく情報を発信していきたいと考えておりますので、その点再度状況を確認してやってまいりたいと考えております。

○副議長（安藤正純君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） ありがとうございます。

それで、まさしくこれに載っていたのですよね。でも、子供ハンドブックというと、子供を持っている人ばかりかなって私は思うのですけれども、お子さんを持ちたい、その前の話なので、婚姻届と

か何か、ご結婚された方にちょっとした、こういうこともありますよというのも私は一つの対策かなと思うのですけれども、その辺はどう思いますでしょうか。

○副議長（安藤正純君） 福祉課長。

○福祉課長（佐藤邦春君） 今議員おっしゃったとおり、子育ての部分でそういうパンフレット等を作成しておりますが、結婚したとかそういう場合、担当課と協議しながら、こういう制度もありますよというようなことが発信できるような形を取ってまいりたいと考えております。

○副議長（安藤正純君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） ありがとうございます。よろしく検討お願いします。不妊治療は、やはり精神的な負担も大きいとされています。町として経済的支援だけではなく、心理的なサポートや専門機関への情報提供など、治療に臨む方々が安心して進められるような取組というのはされておりますか。

○副議長（安藤正純君） 福祉課長。

○福祉課長（佐藤邦春君） 今議員がおっしゃったお話ですが、不妊治療についてということで、経済的な支援という形で今検討を始めたところでございます。また、この経済的な支援だけでなく、不妊治療がしやすい環境整備も必要なものであると認識しておりますので、こちらについても取り組んでまいりたいと考えております。近年、晩婚化を背景に、不妊の検査や治療を受けている夫婦は増加しているということです。働きながら治療を行っている夫婦も増えておりますので、通院回数の多さや精神面での負担の大きさ、さらに不妊治療について職場内での認識があまり浸透していないということもありますので、不妊治療と仕事の両立ができるように、そういったところの職場内での不妊治療等への理解が広がって、仕事と不妊治療の両立がしやすいための環境づくりが行えるよう、周知啓発を進めてまいりたいと考えております。

○副議長（安藤正純君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） ありがとうございます。やっぱりそういう多角的な支援を検討していただけるというのはとても力強いと思います。

あと、子育てしやすい環境づくりを重点施策としている富岡町として、不妊治療の経済的支援は少子化対策において具体的にどんな切り札になると町は考えておりますか。町としてそのビジョンを改めてお聞かせください。

○副議長（安藤正純君） 福祉課長。

○福祉課長（佐藤邦春君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

経済的な支援があれば不妊治療がしやすいという側面はあるかと思いますけれども、先ほども申し上げたとおり、それだけでは不妊治療を推進して、少子化対策になるとは考えておりませんので、先ほども申し上げましたとおり、不妊治療のそういう環境整備、啓発とかそういうところと、あるいは若いうちから妊娠、出産、健康に関する正しい知識を持って体の健康管理を意識するプレコンセプションケアの推進を図っていくことも必要であると考えております。こういったところで将来の

健やかな妊娠や出産につながっていくと考えておりますので、そちらを進めてまいりたいと考えております。

○副議長（安藤正純君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） ありがとうございます。私は、富岡町が子育てしやすい環境として希望の持てる町、そしてさらなるそういう発展を大いに期待しておりますので、ご検討よろしくお願ひいたします。

次に、3、高齢者支援について。再度お尋ねしますが、富岡町がどのような状態を寝たきりと判断するのか、具体的な身体状況や生活、動作の例を挙げてもらえませんでしょうか。これは、介護手当の申請を検討している方がご自身や家族が該当するかどうかを知る上で最も重要な情報だと思いますので、詳しく教えてください。

○副議長（安藤正純君） 福祉課長。

○福祉課長（佐藤邦春君） 今議員がおっしゃった寝たきりの状態の基準というところで、こちらにつきましては、屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッドの上での生活が主体であるが、座位を保つことができる。一日中ベッド上で過ごし、排せつ、食事、着替えにおいて介助を要する。少しの動作で症状が悪化するため、常時の寝たきりでいるということで、日常生活自立度のB1以上相当として調査票やケアマネ、家族への聞き取りを行って、それで判断しているところでございます。

○副議長（安藤正純君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） ありがとうございます。今話されたこと、話された寝たきりの要件というのは、ほぼ身体的な状態を指すことが多いと理解しますが、認知症の徘徊のような精神的な側面からの介護負担も介護手当の対象と考慮することは可能なのでしょうか。なぜならば、認知症による徘徊は介護する家族にとって身体的、精神的に大きな負担となり、やはり24時間体制で見守りが必要な場合も少なくありません。現に鍵をかけても覚えていて開けてしまって夜中出られたという実例もあります。やっぱり富岡町の介護手当の支給対象にこうした認知症の方に徘徊に伴う介護負担も私は含まれるように要件の拡充を検討すべきだと考えますが、どうお考えでしょうか。

○副議長（安藤正純君） 福祉課長。

○福祉課長（佐藤邦春君） まず、この制度につきましては、介護保険制度以前の家族介護が主体の時代に介護人に対する現金給付を行った制度として全国的に創設されたものでございます。現在は介護保険制度が整備されまして、家族単位だけではなく、地域での支援、あるいは介護サービスを活用するなど、サービスとご家族の両輪で支えるような時代へと変化しておるところでございます。町としても、認知症高齢者の支援の在り方については、介護人に対する現金給付による金銭的な支援も一つの検討材料として考慮してまいりたいと思いますが、町の財政面も鑑みて被介護人に対してどのような支援が効果的かを慎重に勉強し、検討してまいりたいと考えております。また、介護人においても、認知症の啓発や心理的、身体的負担の軽減のための相談窓口など、引き続き周知啓発を行ってま

いりたいと考えております。

○副議長（安藤正純君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） ありがとうございます。なかなかこの認知症の方の介護というのは、ご家族の方って本当にご苦労をされていると思うのです。私そういう現場の状況というのは、もう少し町としてもそういう介護をされている方の状況というのに耳を傾けてほしいのです。そういう場が何かあまり少ないのです。富岡町以外もそうです。避難先のいわき市、郡山市とかにもやはりそうやって介護なさっている方がいらっしゃいます。本当にこの介護というのはもう自分だってあり得るかもしれないし、早め早めの介護されている方の意見、現実的な現場の意見というのは私はやっぱり町としても反映させるべきではないかと思いますが、その辺は町としては重要性というのはどのくらいに考えておられますか。

○副議長（安藤正純君） 福祉課長。

○福祉課長（佐藤邦春君） 先ほども申し上げましたとおり、金銭的な支援も一つの検討材料として考えるところでございます。認知症の部分なのですけれども、例えば徘徊することで要介護度とか一律に判断するのが難しいというようなところもあります。制度設計的には慎重に検討する必要があると考えておりますので、要介護認定調査の時点では例えば徘徊はないというような方も少しの期間で状況が変わる場合もありますので、こちらについて慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○副議長（安藤正純君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） 検討していただけるのはいいのですけれども、その検討する題材として町民ときちんとお話しする場というのを再度設けていただきて、その介護されている人たちがどういう思いされているかということはやはり一番重要だと思うのです。何でもお金、お金ってそうおっしゃるけれども、その現実にきちんと耳を傾けてほしいって、そういうお話をしているのですが、どうでしょう。

○副議長（安藤正純君） 福祉課長。

○福祉課長（佐藤邦春君） どうもありがとうございます。介護を實際になさっている方の声を聞いたらというようなお話がありました。なるべくそういった声を聞きながら、どういったことがその介護している方たちのためになるかというところを考えて制度設計に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（安藤正純君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） よろしくお願ひいたします。ただ、今富岡町には結構多様な背景を持つ住民もいらっしゃるかもしれないと私も感じているのですけれども、必要に応じて多言語対応や専門用語を避けた分かりやすい言葉での説明などの情報提供、質を高めるためのそういう配慮というのは考え

ていらっしゃいますか。

○副議長（安藤正純君） 福祉課長。

○福祉課長（佐藤邦春君） 当町にも最近外国の方とか多く転入なさっております。そういったところもありまして、多言語化というようなところも考えていかなければならないというところもあるのですが、なかなかこれを説明するのも難しいところもある状況でありますので、そういったところを見ながら、福祉課だけでなく、そのほかのところと一緒に考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○副議長（安藤正純君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） ありがとうございました。やはり町民一人一人の状況に寄り添い、真に困っている方に支援が届くような仕組みづくりを目指してほしいと思います。今後の具体的な取組が富岡町の高齢者福祉をさらに充実させることを確信しておりますので、私も引き続き関心を持って見守り、可能な限り協力してまいりたいと思います。

今日は本当に貴重なお時間をいただき、ありがとうございました。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（安藤正純君） 6番、高野匠美君の一般質問を以上で終わります。

続いて、5番、渡辺正道君の登壇を許します。

5番、渡辺正道君。

〔5番（渡辺正道君）登壇〕

○5番（渡辺正道君） ありがとうございます。ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1番、町内宅地の利用維持管理について。（1）、毎年行われている町民意向調査では、帰還までに必要な施策として町内不動産の維持管理や有効利用に関するサポートが上位に上げられている。町が講じてきた対策と今後の取組について伺いたい。

（2）、宅地の詳しい所有者意向を把握することは、将来の土地利用計画の精度を高め、防災、景観対策や支援制度の適正化につながり、町と所有者の信頼関係を築く上でも重要であり、意向調査内容項目の追加を含めた町の認識を伺いたい。

（3）、現在、宅地の支援策（除草剤配布等）は世帯単位で行われているが、宅地面積が広く、固定資産税の負担も大きい所有者にとっては、現行制度では負担軽減の効果が相対的に小さく、不公平感が生じているのではないか。これを是正するため、宅地面積や固定資産税評価額に応じた支援に見直す考えはあるか。あわせて、町内宅地の保全と景観美化、防犯、防災の観点から、宅地保全補助金や美化補助金といった新たな制度を創設する考えはないか伺いたい。

2番、教育行政について。（1）、全国学力テストの結果を踏まえ、短期的に学力を底上げするための具体策（少人数指導、学習支援、ＩＣＴ活用など）をどのように講じるのか伺いたい。

(2)、中長期的には、教育力を町の魅力として発信し、教育に関心の高い世代の移住を促す質重視の政策転換が必要と考えるが、その方針はあるのか伺いたい。

以上です。答弁よろしくお願ひします。

○副議長（安藤正純君） 5番、渡辺正道君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 5番、渡辺正道議員の一般質問については、1については私からの答弁とし、2については教育長から答弁いたします。答弁の順につきましては、まず最初に私から1について、次に教育長から2についてといたします。

それでは、5番、渡辺正道議員の一般質問にお答えいたします。1、町内宅地の利用維持管理について。（1）、毎年行われている町民意向調査では、帰還までに必要な施策として町内不動産の維持管理や有効利用に関するサポートが上位に上げられている。町が講じてきた対策と今後の取組について伺いたいと（2）、宅地所有者の詳しい意向を把握することは、将来の土地利用計画の精度を高め、防災、景観対策や支援制度の適正化につながる。町と所有者の信頼関係を築く上でも重要であり、意向調査内容項目の追加を含めた町の認識を伺いたいについては関連がありますので、一括でお答えいたします。令和6年度に復興庁、福島県とともに実施した住民意向調査において、富岡町へ帰還するまでに必要な施策として、見守りや草刈り等といった町内不動産の維持管理に関するサポートを選択した世帯は、回答世帯の45.9%となりました。令和5年度の回答が51.5%、令和4年度の回答が51.3%といずれも高い割合であることから、町外生活を強いられている皆様が町内に所有する不動産の維持管理に不安をお持ちであることがうかがえ、町内に居住されている皆様からも窓口や電話等により様々なご意見をいただいております。町は、平成29年度から空き地・空き家バンク事業を実施しておりましたが、町内での宅地建物取引業者の事業再開が進み、空き地・空き家バンクの物件登録希望者が減少していたことから、令和2年3月末をもって終了し、その後にご相談をいただいた際には町内の宅地建物取引業者のご案内、ご紹介をいたしております。その他の取組としまして、町は複数の事業者と包括的連携に関する協定を締結しておりますが、当該協定において富岡町内の住民の快適で安全な生活環境の保持を図ることとして、荒廃地や不法投棄等を発見した場合、速やかに町に情報提供をいただくこととしております。また、所有地を適正に管理していただくための支援としまして、所有する宅地に散布する除草剤の配布、手押し式または肩掛け式の草刈り機の貸出などを行っております。町といたしましては、産業の振興や雇用の創出、住まいの確保などの地域活性化の取組を進めることができ民間による土地活用を後押しするものと認識しておりますので、これまでの復興・創生に向けた取組をより一層推し進めることで、町内不動産の有効利用が進むよう努めてまいります。

なお、ご提案いただきました住民意向調査への項目追加につきましては、今年度は今月16日に調査開始としていることから、実施がかなわないと認め、来年度以降の調査における項目の追加を復興庁や

福島県と協議するとともに、町政懇談会をはじめとしたアンケートの設問に加えることも検討してまいります。

次に、(3)、現在宅地等の支援策（除草剤配布等）は世帯単位で行われているが、宅地面積が広く固定資産税の負担も大きい所有者にとっては、現行制度では負担軽減の効果が相対的に小さく、不公平感が生じているのではないか。これを是正するため、宅地面積や固定資産税評価額に応じた支援に見直す考えはあるか。あわせて、町内宅地の保全や景観美化、防犯、防災の観点から、宅地保全補助金や美化補助金といった新たな制度を創設する考えはないか伺いたいについてお答えいたします。本事業は、旧避難指示区域の除染が完了した平成27年度から始まり10年が経過したところです。事業開始の目的は、敷地管理の負担軽減はもとより、防火、防犯、衛生面の向上と町民及び来訪者にとっての良好な景観維持に資するためとして1世帯1箱を配布するといったものでした。事業開始から3か月後の平成27年9月には、多くの要望により配布数を1世帯3箱までとし、現在まで引き継がれています。昨年度の配布実績につきましては、粒剤、液剤合わせて1,486世帯、4,732箱であり、過去5年はおおむね同様の推移であります。昨年度から対象者の拡大を図ったこともあります。本年度は配布世帯数、箱数とも増加傾向にあります。議員ご質問の除草剤配布の是正については、配布だけの保全方法によらず、議員ご提案の宅地保全補助金や美化補助金などの導入の可能性、是正に伴い生じる財政的な課題も含めて慎重に検討してまいりますので、議員のご理解を賜りますようお願いいたします。

○副議長（安藤正純君） 教育長。

〔教育長（武内雅之君）登壇〕

○教育長（武内雅之君） それでは、2番について答弁させていただきます。

2、教育行政について。(1)、全国学力テストの結果を踏まえ、短期的に学力を底上げするための具体策（少人数指導、学習支援、ＩＣＴ活用など）をどのように講じるのか伺いたいについてお答えいたします。全国小中学校学力テストは、毎年4月に小学校6年生と中学3年生を対象に行われております。令和7年度については、小学6年生は国語、算数、理科の3科目を、中学3年生は国語、数学、理科の3科目が実施されております。当該テストにおける本町の小学6年生の平均正答率は、全国平均と比較し、国語が18ポイント、算数が27ポイント、理科が21ポイント低くなっています。また、中学校3年生では、全国平均と比較し、国語が2ポイント、数学が28ポイント、理科が6ポイント低くなっています。いずれの項目においても全国平均を下回る結果となり、特に中学校3年生において数学が苦手という結果が出ております。一方で、子供一人一人の学力のレベルと学力の伸びが可視化できるふくしま学力調査におきましては、半数以上の児童生徒が前年度と比較し、数学を含む学力が向上している結果となっております。今回の結果を基に、児童生徒が苦手分野を克服し、一人一人の学力を確実に伸ばす教育を推進するため、教職員が個人の学習状況をしっかりと把握し、福島県の目標である主体的、対話的で深い学びを実践するための指導力向上に向けた専門研修の奨励や、富岡町なら

ではの教育を推進するための町教育委員会独自の研修会を開催しております。また、毎日の学校活動におきましても、ICT環境の整備により1人1台のタブレット端末の活用、朝の読書活動などの取組や英語検定等の各種検定の参加による学習意欲の向上、中学3年生を対象とした長期休業中の学習の場の提供などを行っております。学力向上には、知識の習得だけでなく、学び方や考え方を育む必要があるため、教職員と子供たちの不断の努力と継続した取組が求められており、相当程度の時間を要するものと考えております。今後も子供たちの学力向上やさらなる学習意欲の向上のため、これら各種取組を着実に進めてまいります。

次に、(2)、中長期的には教育力を町の魅力として発信し、教育に関心の高い世帯の移住を促す質重視の政策転換が必要と考えるが、その方針はあるのか伺いたいについてお答えします。教育委員会におきましては、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、教育機会がひとしく確保されなければならないものと考えております。これに加え、富岡小中学校におきましては、少人数教育を生かした子供一人一人に寄り添う教育を推進するとともに、健康増進、体力向上を目指すエイプナインプロジェクト事業やプロの転校生と日常を共にする教えない教育、PinSプロジェクト事業や、自ら未来を切り開く力とふるさとへの誇りを育むことを目指す地域を題材としたふるさと創造学、東日本大震災を教訓とした計画的、継続的な防災教育、放射線教育の実施など、富岡町ならではの教育も実施しております。今後におきましても、これらの教育を継続して行うとともに、保護者同士のつながり強化や児童生徒、保護者の学習、進学に対する意識や学力向上など、課題となっている事案に対し、さらなる魅力ある教育に取り組んでまいりますので、議員のご理解を賜りますようお願ひいたします。

○副議長（安藤正純君） 午後1時まで休憩いたします。

休 議 （午後 零時04分）

---

再 開 （午後 1時00分）

○副議長（安藤正純君） 再開します。

再質問に入ります。

5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） ありがとうございます。まず再質問、一番最初にお聞きします。

まず、1番の(1)に関してですが、町長答弁の中で、私は土地についていろいろ今回一般質問という形で書面を提出させていただきましたが、呼び名は空き家・空き地バンクということで、それらの経緯であるとか、あとその後民間事業者への移行であるとか、現在は複数の事業者と包括連携協定を結んでいる旨の大体の流れとしてお話をいただきました。そこで、答弁の中にもあった、空き家・空き地バンク利用者が少なかったという答弁があったと思うのですが、実際利用者はどのぐらいいて、どのぐらいの成約につながったのか。当時に遡及してって難しいかもしれません、その辺の数値的

なものがあればお示しください。

○副議長（安藤正純君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） 大変申し訳ございません。実績につきましては、現在、手元に資料がございませんので、調べて後ほど回答させていただきたいと思います。

なお、空き家・空き地バンクですが、私自身とみおかプラスに出向している時期に始まった事業でございます。平成29年度の1年間、私が在籍していたときには、登録件数が片手ほど、5件ほどだったと記憶しております。なお、それ以降については調べますので、少しお時間いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○副議長（安藤正純君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） 課長、数値的なもの、皆さんの手を煩わさなくとも結構です。聞いておいて結構ですという話はないのでしょうか。大体感覚的に少ないというのは私は理解していて、肌感というか、いろいろ聞いていて分かっていました。少なくともみおかプラスに課長が出向していた当時の登録件数が5件ということで、それが全て成約されたとしても僅か5件です。それはそれでよしとして、流れ的に空き家・空き地バンクが終了して、町内の不動産業者に移行して、現在はという話なのですが、その段階で成約件数であるとか、利用者が少ないからということでやめたというか、事業を別の方々にお願いしたのでしょうか、あくまでもその段階で一度きちんとその制度設計、制度自体が利用しづらいのか、周知の仕方に問題があったのか、実際町民や周囲の方々からの需要がなかったのか、きちんと検証された上での民間業者へ仕事の話を振っていったのか、その辺をもう一度ご説明ください。

○副議長（安藤正純君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） 空き家・空き地バンクの流れについてでございますが、私がいた当時、平成29年ですが、その当時は町内で不動産事業者の方が事業再開をしているケースはございませんでした。避難先、あるいは町外の方々からの問合せ等もありまして、そういう希望に応える形で空き家・空き地バンクを始めたところでございます。ただ、思ったほど利用者がいなかつたというのは先ほどお話をしましたが、こちら年々数は多くなっていたと記憶しております。その後、本来町内で不動産事業を営んでいらっしゃった方々が町で事業を再開している。現在ですと6団体、6者の方々が町内で事業をされておりますが、ほぼその数に事業再開が追いついてきたということで、我々としては本来の不動産事業者に頑張っていただく場面だという考え方の下、空き家・空き地バンクから撤退したという流れでございます。よろしくお願ひいたします。

○副議長（安藤正純君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） ありがとうございます。私の考えと課長の考えにそごがあるのですが、私は結局、利用者はいて民間事業者が再開したとか、そういうことではなくて、これ後段、（2）、（3）でも似たようなことを言うようになるのですが、町民に寄り添った施策を展開できていたのかという

ことが実際あんまり、再開したからどうのこうの、ここで言ってしまうのもあれですが、不動産業者に私もお話を聞いたら、事業再開してからのほとんどは土地の流通というよりも、労働者、働いている方々のアパートの流通がほとんどであって、まず戸建ての住宅、住宅は今回話には触れませんが、宅地の流通に関してはほとんど売るほうも買うほうも全く流通していないというようなお話がありました。

それで、結局、先ほど町長答弁の中にもありました意向調査の中で、45.9%の方が不動産の維持管理、町内不動産の有効利用に関するサポートが23.3%って、こういう数値が出ているにもかかわらず、とみおかプラスの話はいいです。民間に仕事をお願いしたと。その後は、聞き直しますが、複数の事業者と包括連携協定を結んでいるというお話でしたが、ではその包括連携協定を結んでいる人たちがどういった事業をしていて、この町内不動産の管理や有効利用にどのような関わり方をしているのか、もう一度ご説明ください。

○副議長（安藤正純君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） 包括連携協定の話ということでお答えさせていただきます。

町内の事業者、今のところ東京電力パワーグリッド、それから日本郵便、ヤマト運輸、こちらの3者が直近の包括連携協定の提携先でございます。主な内容といたしましては、我々がお願いしている部分に限りますが、町内で例えば道路の傷み、陥没あるいは支障木等々、そういったものがこの3者に関しては町内をくまなくふだんのお仕事で移動されているということで、我々役場職員がなかなか行けないようなところにも行かれる場合があると思います。そういった事象を発見した際に速やかに町にご連絡いただきたいということで提携を結んでございます。そのほか、町内をお仕事で回られている際、先ほど高野議員のときにもありましたが、認知症の方が徘徊されていたと、そういった際にも、少しでも怪しいと思ったらご連絡いただきたいという旨で連携協定結んでいるものでございます。

なお、連携協定を結んでからそういった事象の報告、我々としてはまだ受けた事象はございません。  
以上です。

○副議長（安藤正純君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） 今課長答弁の中では東京電力パワーグリッド、日本郵便、ヤマト運輸というような事業所と包括連携協定を結んでいると。今の説明を聞くと、唯一私は町内の不動産の維持管理、土地の維持管理に関して協力というか、実働で動いているのは東電のボランティアの除草だと思うのです。日本郵便やヤマト運輸の話というのは、これは道路パトロールでやればいいことであって、さらに多層多重で見守ることはいいことだと思うのですが、これ直接的には土地の、不動産の維持管理には果たして実際有効に作用しているのかなと私は疑問を感じます。

この辺で（1）は終わりたいのですが、お聞きしたところによると、過日、副町長が町内の不動産業者にその土地、建物等の流通といいますか、どんな状況なのか何か聞き取り調査をしたというようなお話を聞いたのですが、それはどういった目的で聞き取りをされたのか、またこれは（1）でも挙

げているその土地の有効利用や町内の意向、町民の意向を把握するためにそういうことをなされたのか、その辺簡単にご説明願えますか。

○副議長（安藤正純君） 副町長。

○副町長（宮川大志君） お答えいたします。

恐らく2か月、3か月ぐらい前だと思うのですけれども、私のほうでよく国であったり県に実際今どの程度の町内でのアパート、建物の空きがあるのかというところを自分の耳でそこを聞いて、その情報を基にしかるべき補助金であったり、国の施策というところに反映し、しっかりと持ってくるような、そんなことができればなと思いまして、町内3社の不動産業者に現在の物件の空き状況であったり、どのような人が入っているのか、世帯用のニーズが多いのか、単身が多いのか、また帰還の方はどのようなニーズを持たれているのか、アパートでなくやっぱり一軒家がいいとか、その辺りのニーズを聞いたところでございます。あとは、富岡地区だったり夜の森地区、地区別の状況というのを聞いたというところでございます。3社に伺った結果、様々考えていることがありましたが、そのとき土地の跡地の活用というところは、すみませんが、ヒアリングの事項になくて、物件の空き状況というところを調査といいますか、私の耳で直接聞いて、その状況を国、県に届けるためというところの目的でヒアリングをしたところでございます。

○副議長（安藤正純君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） ありがとうございました。貴重な時間説明していただきて、副町長、ありがとうございました。

続いて、（2）意向調査の件です。住民意向であるとか住民の考え方を、避難している町民を含めて把握することはこれ非常に重要なことは皆さん理解していると思うのですが、その中で、あれつと思ったのは、まず今年度の調査項目の中にいろいろな土地の有効利用に関する考え方であるとか、その追加項目として載せることはもう既に9月に始まるから難しいという話でしたが、それはそれでいいのですが、まず復興庁、県、町としてやっている意向調査の在り方、必要性の認識は、町としてはこれは大切な事業だと思ってきっちと続けられているのかどうなのか。再度お聞きしますが、意向調査の必要性というものはどういう認識なのでしょうか。

○副議長（安藤正純君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） ご質問ありがとうございます。意向調査につきましては、議員のご質問のとおり、調査項目を若干変えるべきところはあると思います。共通事項で継続して調査させていただいている事項もそれは大事でありますので、今後も必要事項を加えつつ、調査は継続していきたいと考えてございます。なお、重要性につきましては、速報値が出た時点で、毎年12月の全員協議会の時点で皆様にご報告させていただいているところでですので、これからも続けていきたいと考えてございます。よろしくお願ひいたします。

○副議長（安藤正純君） 5番、渡辺正道君。

○ 5番（渡辺正道君） あくまでもそうすると調査項目の変更であるとか、それは可能というようなニュアンスだと思うのですが、私似たような質問を三、四年前にしているはずです。そのときは、現在の産業振興課長が企画課長のときにどういう答弁をしたかというようなことを思い出してみると、なかなか変更自体は難しいと。それで、最後にその他というところに皆さんの意見を述べる欄があるので、そこに記載していただいたものを広く拾って反映していきたい旨のお話がありました。それで、私も同じことをまた何度も聞いていたらやっぱり受け手と、答える側と発信する側と、それを拾う側とで、やはりその拾う側としてはある程度概念を固定化していることによって、町民の意向の考え方の変化を拾うことも大切ではないかなみたいな答えがあったので、なかなかこの意向調査は復興庁とか県が関わって取決めというか、制度変更というのは難しいのかなと私は理解していたので、だから今の企画課長の答弁ですと、今後、次年度あたりに何らかの形で反映することも可能だというようであれば私はこれ以上申し上げませんが、もしできないようであれば、やはりこれだけの町民が不動産の管理とかに苦慮している状況で、意向調査だけではどうしても意見の吸い上げには至っていないのであれば、先ほど来から違った形で皆さんほかの議員の質問に対して答えてますが、パブリックコメントの募集であるとか、オンラインを使うであるとか、いろいろな情報手段を講じてやはり町民の意見、考えを拾い上げることは、これはぜひやらなくてはいけないことだと思うのです。

それで、そもそも意向調査に関してですが、さっきの（1）のことで私発言するのを控えたのですが、必要性は、もう一度言わせてもらえば、町民意向を把握するということはまず何が大切かというと、やはり空き地であるとか、売りたいのか、帰りたいのか、きちんと把握できれば、将来の町としての制度設計、計画のやはり精度の向上になると思います、（1）は。（2）として、これは極論ですけれども、使う予定がない土地は町が仲介して企業誘致や公共利用につなげられる可能性があります。（3）、これは防災、景観、衛生対策です。この件に関しては、過去にも2名の議員がやはり同じような質問をしています。防草シートであったり除草剤の話であったりとかしていますが、これは管理不十分の土地が、ごみの放置だったり雑草の繁茂であったり、これは防犯面の不安要因にもなりますし、防災、防火、いろいろな意味でのマイナス因子です。これらも観点からすると重要だと思います。それと、あとは私が（1）でも言いたかったのは、町民と所有者の信頼関係の構築です。これは、やはりいろいろな場面、場面を捉えて、町が自分の土地の状況や意向を把握していってくれるという安心感があれば、今後の協力体制も構築しやすいだろうし、やはり町民と並走した行政をきちんとやっていかないと、一応ここまで利用者がこういう制度で、利用者が少なかったから、はい、次はこっち、はい、民間、民間というような手法を取っていたのでは、やはりこれから富岡町内に戻ろうという帰還住民の気持ちをそぐことになりませんかということで、この意向調査をきちんと内容を充実させて町民の考え方を把握してほしいなということでこの（2）は質問させていただきました。この件に関しては答弁は結構です。

（3）除草剤の配布は平成27年から始まったという説明がありました、その説明の中で昨年度か

ら対象者を増やしたというようなお話でしたが、過去3年ぐらいの対象者実績、配布実績、それに伴うそれらの原資といいますか、財源は何だったのか、どこから持ってきていたのか、もう一度説明お願いします。

○副議長（安藤正純君） 生活環境課長。

○生活環境課長（飯塚裕之君） お答えいたします。

過去3年ということで、本年を含まず令和4、5、6の数字で申し上げたいと思います。配布実績につきましては、まず世帯が令和4年度が1,536、令和5年度が1,566、令和6年度が1,486。配布箱数につきましては、令和4年度が5,046、令和5年度が5,157、令和6年度が4,732であります。

続きまして、配布世帯数ではなく対象世帯ということになりますけれども、制度が変わった昨年度、令和6年度と、令和4、5年度は対象者としてはほぼ同じになります。というのは、令和5年度までは被災時に宅地を所有されていた方ということになりますので、令和5年度までは実質、数的にはほぼ横ばい、変わらずというのが実数になります。その対象者数は3,496であります。昨年度におきましては、制度が変わりまして、これまでの制度に加えて新しく町民になられて富岡町に居住されている方、ただしアパートは除きます。ですので、自己所有か、もしくは戸建ての家をお借りになっている方という数が加わったものになります。令和6年度の対象者数、これはおおよそとなってしまいますが、4,034を見てございます。それから、それに伴います執行済み経費でございますが、令和4年度、5年度につきましては約1,100万円、令和6年度につきましては約1,000万円というような推移でございます。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○生活環境課長（飯塚裕之君） これらの財源でございます。失礼しました。事業が始まりました平成27年度、28年度につきましては復興交付金となりまして、それ以降、平成29年度から現在までは震災復興特別交付税というものを充当してございます。

○副議長（安藤正純君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） ありがとうございました。いずれにせよ、国の交付金であるとか補助金がメインになっているという理解しました。

それで、財政支援を含め今後進捗を検討していく旨、この（3）に関して町長答弁ありました。私除草剤を増やせとか、そういうことを単純に言っているのではなくて、行政全般に通ずることだと思いますけれども、まず、責任の所在は、こんなになってしまったのはどこに責任の所在があるのですかというのを皆さんもう一度考えてみてくださいというのも変な話ですけれども、こういう状況をつくったのは東京電力であり、国です。町民は不可抗力です。あと、町内を歩くと雑草が繁茂しているような状況を見たときに、公共の利益や地域の影響をどう考えていますかということです。その中で、現場を預かる町は今まで一体何をしてきたの、今後どうしていくのというような強い意志といいます

か、それをやり取りの中で私は感じたかったのですが、おおつというような感じにはなれませんでした、残念ながら。これはもしかすると、先ほど2名の議員がやはり宅地の管理についてはいろいろな形で質問されてきました。今日はいませんけれども、今日欠席の議長、あとは後ろにいる高野議員、町内宅地の管理については質問してきたと思います。その当時は前任の町長だったと思うのですが、あくまでも町内の不動産は個人の財産ですから、最後は結局個人で管理してくださいというような流れになっていました。そういう答弁でした。あくまでも町はサポート的に皆さんを支援していきますよというような答弁でした。ただ、どうしても私は腑に落ちないのが、だからといって、もう一度繰り返します。責任の所在はどこにあるのですかということです。あとは、地域の影響をどう考えるのですかと。最後は、現場を預かる町の役割は何ですかというのをもう一度皆さんのがんに銘じてほしいと思いますが、この1を終了するに当たって町長の、このやり取りの中でどのようなお考えかお聞かせください。

○副議長（安藤正純君） 町長。

○町長（山本育男君） いろいろとご意見やご提案ありがとうございます。町としましても、やっぱり町民の生命と財産を守るという一つの使命だと思っております。これは、町としていかに、どんなふうにできるかということ、それから責任の所在ということで国、東電関係とどういう折衝ができるどんなものができるかというのは慎重に考えさせていただきたいと思いますが、いずれにしてもできるだけ町民の思いに寄り添った町政をしていきたいとは考えておりますので、ご理解いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○副議長（安藤正純君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） ぜひとも町長、その町民の気持ちに寄り添った町政執行よろしくお願いします。

続きまして、2。教育長、実は私1年前にも当時の岩崎教育長に同じ質問しております。それで、今後の対応であるとかいろいろなことをお聞きしました。1年半足らず、2年半足らずで、一朝一夕に子供たちの学力向上というのはなかなか難しいものがあると思います。ですから、当時の教育委員会としても、非常にこの結果は厳しく受け止めているというような答弁でした。それで、種々いろいろな対応であるとか、関係者と協議して学力の向上に向けて、鋭意努力していくというようなお話をした。

それで、（1）ですが、単純に、簡単にお聞きします。ＩＣＴ活用ということで、タブレットは家庭の持ち出しはまず可能なのかどうか。あと、学習支援員、これはクラスに1人、何名かずつ配置されているのか。あと、前回の教育長の答弁の中にも出たのですが、学力テストの成果に限らず、ふくしま学力調査の話をしました。それは、私は前回の答弁のときに理解したのが、同じ生徒が同じ問題を次の年に受けるわけです、4年。そうすれば成績上がるのは当然ですよねという、私は勝手に理解していたのですが、それで間違いないのでしょうか。

この3点もう一度答弁願います。

○副議長（安藤正純君） 教育長。

○教育長（武内雅之君） ありがとうございます。今ほどご質問ありました3点についてお答えさせていただきます。

タブレットにつきましては、現在、中学校で持ち帰りを進めています。小学校については、低学年もまだいますので、持ち帰りには至ってはいませんが、今後、小学校でもと拡大の方向で考えております。

2点目の学習支援員についてですが、学習支援員は4名ほど町職員として配置しております。特別支援学級2クラスございますので、そちらに1名ずつ、そして低学年、人数も増えてきておりますので、小学校1年生と2年生に1名ずつ、計4名を配置させていただいております。学習支援につながる部分としては、学校図書館司書として図書室にも常駐の形で司書を配置させていただいております。学習支援、学級配置としては4名の配置となります。繰り返しになりますが、よろしくお願いします。

3点目のふくしま学力調査についてお答えいたします。ふくしま学力調査、全く同じ問題というわけではなく、5年生には5年生までの内容を含めた問題、6年生には6年生までの内容を含めた問題となっております。そして、4年生までの部分の成績に5年生までを加えた部分、同じ子供として比較した際に昨年度より伸びた児童生徒が何%いるというような福島県の調査結果を説明させていただいております。全く同じ問題ではなく、新しい学年1年分の内容を加えた形で次の年にやっておりまますので、全く同じ問題で当然のごとく上がったというよりは、積み重なった部分も含めて成績、学力が向上したというように捉えさせていただいております。

以上です。

○副議長（安藤正純君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） ありがとうございました。ふくしま学力調査に関しては、私の理解足らずなところがあつて申し訳ございませんでした。

結局基礎学力の向上には教職員の先生方、先生方はこれは能力、実力ある方が指導しているのでしょうか、何が足りないのかと。やはり少人数指導というものが可能であれば、これはやっぱりその担当者、先生はじめ、学習支援員、関係者の皆様と、この子に関してはこういう基礎学力が不足しているのだ、国語力が足りないので、数学が足りないのだとなれば、やはり機会を捉えてそれを指導することも可能だろうし、その中で1点、放課後児童クラブとの連携をうまく取れないのか。今後そういった学習能力の向上に向けた個別対応が可能かどうか、それだけもう一度お聞かせください。

○副議長（安藤正純君） 教育長。

○教育長（武内雅之君） ありがとうございます。

子供たちの学力向上に向けて、もちろん先生方の指導力という面でも力を注いでいるところであります、今ほどお話をありました放課後子ども教室、児童クラブとの連携という部分では、現時点で

は学校での宿題を行うという形にとどまっています。児童クラブにはなかなか学習指導という分野は入っておりませんので、直接的な指導はできない状況ではあるのですが、勉強の場の確保、勉強の機会の徹底というような部分での利用はさせていただいております。また、夏季休業中、また部活が終わった後の指導という形で、学校に残って自主的に勉強できる、そこで教職員が質問に答える、そういう部分、中学校では少しずつ実施しておりますので、そのほかの部分も含めて学習する力の定着という面で以後いろいろな施策、方法を考えていければと思っております。

○副議長（安藤正純君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） 説明ありがとうございました。いずれにしましても、今の教育長の答弁の中で私感じたのが、子供たち主体ではなくて、やはり関係者が積極的に関わっていかない限り基礎学力の向上であったり、学習への興味の向上というのはなかなか難しいと思いますので、ぜひともその辺は、よく考えられているのでしょうか、うまく学校教育、児童生徒たちの学習能力の向上に努めていただきたいなと思います。

終わるに当たり、教育長ではなくて町長に答弁を求めるので私一言つくってきたのですが、読ませていただきます。小学校、本町の小中学校の児童はむしろ増加傾向にあります。これは、町の施策効果として評価できる一方、文科省の本年度の基本調査によれば、福島県の小学校の児童数は7万9,571名、前年度比で2,145名の減です。初めて8万人を割り、中学校に通う生徒は4万1,706名、いずれも過去最少を更新しました。本町の児童数の増加は、いずれ縮小していくことが懸念されます。県教育委員会は、児童生徒一人一人を大切にした教育が重要で、第7次県総合教育計画に挙げた個別最適化された学びなどを進めていくとしています。また、富岡町教育委員会は、ホームページにも載っておりますが、多世代教育の充実、深い共感から生まれる教育、少人数のよさを生かした教育活動、富岡町ならではの特色ある教育活動という4つの方針を挙げています。しかしながら、一つの尺度として、この全国学力テストの結果を見ると、依然として伸び悩んでいます。まず、短期的には、学力テストの結果を分析をし、全国平均の差を縮めることを目標として、生活に課題を抱える家庭への学習支援が私は最も重要なと思います。繰り返します。生活に課題を抱える家庭への学習支援。そういう方にも目を向けた基礎学力の向上に努力してほしい。中期的には、保護者への学習支援講座、家庭学習を高める特色ある町づくりを進めていただきたい。長期的には、教育に熱心な富岡町というブランドをぜひとも確立してほしい。こう私はお願いしたいところですが、町長、教育は町長の公約の中でも子供たちの教育は重要な柱だと思いますが、最後に一言お願いできますか。

○副議長（安藤正純君） 町長。

○町長（山本育男君） 一言だけ。

今議員おっしゃったように、我々富岡町としては子供の教育に力を注いでいくという、これ私の本当の公約の一つでもありますので、ぜひともしっかりとその辺は努めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○副議長（安藤正純君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○副議長（安藤正純君） 5番、渡辺正道君の一般質問を以上で終わります。

続いて、4番、佐藤啓憲君の登壇を許します。

4番、佐藤啓憲君。

〔4番（佐藤啓憲君）登壇〕

○4番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

それでは、1、将来への町づくり・にぎわいづくりについて。（1）、第三次災害復興計画が策定され、令和7年度から令和16年度にかけて今後10年間は新たな富岡町をつくっていく時期となります。町内交通の拠点である富岡駅や夜ノ森駅、富岡インターチェンジを中心とした町づくり、にぎわいの創出を図るべきと考えるが、町として具体的な方策はあるのか伺いたい。

（2）、町行政の縦割りをなくし、例えば復興促進課のようなさらなる復興加速に向けた部門横断的な行政組織の改革を進め、関係する窓口を一本化し、新たな課を創設すべきと考えるが、町の考えは。

2、教育行政について。（1）、富岡小中学校の開校から4年目となり、子育て支援の充実と移住、定住の増加とともに、生徒数も年を追うごとに増えている状況ですが、現在、全国的、県内で見ても不登校生徒の増加が問題となっています。文科省でも、学びの保障に向けたCOCOLOプランを策定しているが、富岡小中学校の現状とその支援について伺いたい。

（2）、体育の授業や部活動における体育館利用について。近年、夏場の猛暑が続く気象状況下で、生徒の安全と熱中症防止を図るためにも、富岡小中学校の体育館の空調設備を設置すべきと考えるが、町の対応を伺いたい。

（3）、震災前は中学校を卒業し、地元双葉郡内の高校への進学率が高かったが、現在は双葉郡内の高校についてはふたば未来学園1校となっています。いわき地区や南相馬地区への選択肢も多い中、大学進学や将来地元に就職するまでの支援として、遠方の高校通学に対する支援を図るべきと考えますが、本町の取組を伺いたい。

以上、大きく2点の答弁をよろしくお願ひします。

○副議長（安藤正純君） 4番、佐藤啓憲君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 4番、佐藤啓憲議員の一般質問については、1については私からの答弁とし、2については教育長から答弁いたし答弁の順につきましては、まず最初に私から1について、次に教育長から2についてといたします。

4番、佐藤啓憲議員の一般質問にお答えいたします。1、将来への町づくり・にぎわいづくりについて。(1)、第三次災害復興計画が策定され、令和7年度から令和16年度にかけて今後10年間は新たな富岡町をつくっていく時期となり、町内交通の拠点である富岡駅や夜ノ森駅、富岡インターチェンジを中心とした町づくり・にぎわいづくりの創出を図るべきと考えるが、町としての具体的な方策はあるか伺いたいについてお答えいたします。未曾有の複合災害の発生から14年半が経過し、段階的な避難指示解除の実現や町内生活環境の充実、町民の皆様の生活再建など、本町は一歩ずつ着実に復興の歩みを進めている一方、復興・再生の進捗が異なる地域が混在していることをはじめ、本町の復興はいまだ道半ばであり、今後は町全体を新たなステージへと進化させ、将来の町づくり・にぎわいづくりを図る必要があると考えおります。加えて、第三次富岡町災害復興計画の計画期間である今年度からの10年間は、私の2期目の使命である「安心して暮らせる、活力ある、持続可能な町」として、本町を着実に成長させるため大変重要な期間であると認識しております。私は第三次富岡町災害復興計画の重点政策の一つに富岡駅、夜ノ森駅を中心としたにぎわいの創出を掲げ、それぞれの駅前エリアを核として、町民、来訪者、そして様々な世代が集う場とともに、観光資源の活用やイベントの開催を通じ、新たな交流と創造が持続的に生まれる場となることを目指しております。富岡駅前においては、富岡夏まつりや富岡駅前にぎわいフェスを主催する皆様などと連携、協力したソフト事業の充実を図りながら、先ほどの渡辺三男議員の一般質問にて答弁したとおり、官民が連携し、恵まれた地域資源を生かした活気とにぎわいがあふれる富岡駅前及び駅前と一体となった周辺の環境づくりに取り組んでまいります。夜ノ森駅前につきましては、現在、商業機能や交流機能を持つ中核拠点の整備に向けた取組を進めながら、第三次富岡町災害復興計画の重点政策の一つである花と緑あふれる町づくりの実現のために策定するフラワーパーク構想に基づく都市公園の環境整備にも着手しております。いずれの事業につきましても、夜ノ森駅と一体的な利用を通じた居心地がよく歩きたくなる町の形成を目指すとともに、本町の一大イベントである桜まつりの開催や民間団体が行うイベントの開催を支援することにより、夜の森地区のにぎわい創出を推進してまいります。また、第三次富岡町災害復興計画の土地利用構想でお示しをしましたとおり、常磐富岡インターチェンジについては、人や物の流れを促進する大変重要な交通の要所であると認識しております。町といたしましては、物流や交通の拠点である富岡駅、夜ノ森駅、常磐富岡インターチェンジを最大限生かしたハード、ソフト両面の総合的な事業展開により、多くの皆様の町内への移動と滞在の促進、にぎわいの創出を通じて町全体が活気あふれる新しいステージへと進むよう取り組んでまいります。

次に、(2)、町行政の縦割りをなくし、例えば復興促進課のようなさらなる復興加速に向けた部門横断的な行政組織の改革を進め、関係する窓口を一本化し、新たな課を創設すべきと考えるが、町の考えはについてお答えいたし、本町は原子力災害による他に類を見ない特殊かつ長期にわたる課題に直面しており、防災、減災対策、復興事業、住民支援など、多岐にわたる対応が求められています。このほか、教育、子育て、福祉、心の復興やつながりの維持など、同様に対応しなければならない分

野があり、それぞれに複雑な課題を抱えております。これらは、いずれも町がしっかりと方向性を示し、解決に導かなければなりません。本町は、これまでに復旧・復興の状況に応じて復旧課、拠点整備課、復興推進課等を設置し、迅速な対応ができるよう組織を隨時改編してまいりました。また、所管課を横断する課題については、本町の政策決定を行う復興推進会議において課題の共有と政策への検討を協議し、迅速かつ総合的な対応に努めてきたところであります。一方で、議員ご指摘のとおり、現行の組織体制では縦割りの弊害や人員不足により、多様化する課題への迅速かつ総合的な対応が厳しい局面があることも事実であります。今後は、第三次富岡町災害復興計画にて重点政策に位置づけた取組を効果的かつ迅速に進め、復興を一層力強く加速するための体制を構築してまいりますので、議員のご理解を賜りますようお願ひいたします。

○副議長（安藤正純君） 教育長。

〔教育長（武内雅之君）登壇〕

○教育長（武内雅之君） それでは、2の内容について答弁させていただきます。

2、教育行政について。（1）、富岡小中学校の開校から4年目となり、子育て支援の充実と移住、定住の増加とともに、生徒数も年を追うごとに増えている状況ですが、現在、全国的、県内で見ても不登校生徒の増加が問題となっております。文科省でも、学びの保障に向けたCOCOLOプランを策定しているが、富岡小中学校の現状と、その支援について伺いたいについてお答えいたします。COCOLOプランは、誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策として、令和5年3月に文科省が策定した計画であります。本町の小中学校では、COCOLOプランを基に県が策定した不登校等の児童生徒への対応及び重大事案の未然防止に関するマニュアルに基づき、不登校等の早期発見や早期対応、チーム学校での支援の実践、学びたいときに学べる環境の整備などを行っております。本町小中学校の不登校の現状については、復帰の事例も数件あり、ここ数年減少傾向にはありますが、現在でも中学校で若干名該当する生徒もあります。そのような生徒につきましては、クラス担任が中心となって保護者との連携を密にし、定期的に家庭訪問を行うなど、生徒の生活状況の把握に努めています。また、管理職や養護教諭、スクールカウンセラー等が情報を共有することで、指導や支援の幅を広げ、状況に応じて医療や福祉等の関係機関と協議し、組織的な支援計画を立てるなど、個々の事情を考慮したきめ細かな対応を行っております。

次に、（2）、体育の授業や部活動における体育館利用について。近年の夏場の猛暑が続く気象状況下で、生徒の安全と熱中症防止を図るためにも、富岡小中学校体育館の空調設備を設置すべきと考えるが、町の対応を伺いたいについてお答えします。体育の授業や部活動において体育館を利用する際には、熱中症指数計による測定や水分補給、運動量の調整など、県熱中症対策ガイドラインを遵守することに加え、移動式大型扇風機や移動式冷風機などの冷房機器を活用することで、児童生徒の熱中症予防に取り組んでおります。体育館の空調設備につきましては、国において幾つかの支援制度がありますが、いずれの制度におきましても断熱性が確保されていることが条件となっており、補助制度

を活用する場合は全面改修工事が必要となることから、長期にわたって体育館が使用できない状況となります。教育委員会といたしましては、継続して子供たちの学習、生活の場を確保する観点から、全館空調を目指すのではなく、冷風機器の増設により、さらなる児童生徒の熱中症予防に取り組んでまいります。

次に、(3)、震災前は中学校を卒業し、地元双葉郡内の高校への進学率が高かったが、現在は双葉郡内の高校についてはふたば未来学園1校となっています。いわき地区や南相馬地区への選択肢も多い中、大学進学や将来地元に就職するための支援として、遠方の高校通学に対する支援を図るべきと考えますが、本町の取組を伺いたいについてお答えいたします。高校生の通学につきましては、富岡高校が休校となり、東日本大震災以降町内に高校が設置されていない状況が継続しており、富岡中学校から高校に進学した生徒の多くがJRを利用して町外に通学をしております。このため、高校に通学している生徒の多くの世帯で経済的な負担が生じているものと推察しております。議員ご提案の高校生の通学支援につきましては、保護者の経済的負担軽減や定住促進、子育て支援を図る上でも一つの方法であると考えております。一方で、義務教育を終えた学生に対する支援となりますので、公平性、整合性の観点から、専門学校や高等専門学校、通信制の高校など、対象範囲の設定や助成金額、財源の確保など、課題整理が必要であると捉えております。教育委員会といたしましては、近隣町村でも実施している自治体があることから、情報収集を行い、慎重に検討してまいりますので、議員のご理解を賜りますようお願ひいたします。

○副議長（安藤正純君） 再質問に入ります。

4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） 町長、教育長から答弁いただきまして、ありがとうございました。今回このような質問に至りましたのは、通告書にあるとおり、第三次災害復興計画が策定され、その重点政策の中に富岡駅、夜ノ森駅を中心としたにぎわいの創出とあります。先ほど町長からの町政報告、今後についてご挨拶ありましたけれども、その中で「活力あるまちづくり」、「にぎわい創出」という言葉がありました。具体的にどのような方策を講じるのか。先ほどの午前中、9番議員からも同様な質問がありましたけれども、それだけ今の富岡町には必要なことだと思っています。そういう観点から何点か再質問をさせていただきたいと思います。

先ほど町長の答弁にもありましたが、富岡駅でのイベント等です。イベントにつきましても、先日の駅前フェスタ、人を呼び込むこと重要なことだと思います。そういった中で、私も参加させていただきましたが、観光協会協力の下、かなり多くのお客さんでにぎわいがあり、大盛況だったと思われます。開催当日の津波警報で延期となり、運営も大変だったと思いますが、今後のそういうイベント、あとはその計画について来年度そういうものについてどういう計画があるのかお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○副議長（安藤正純君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 議員もご参加いただき、誠にありがとうございます。7月30日にあった津波警報を受けて、その実行委員の方と膝を交えて話しをさせていただきました。もうまさに準備をしている最中での警報という形になりましたので、このままやめるのが非常にもったいないなというのは半分ありました。とはいえた身の危険を感じるようなところでやることはいかがなものかということですごく悩みましたが、当日の午後1時に気象庁からの警報の記者会見があり、それを受けた双方で、今回はやめよう、ただせっかくこれだけ準備をして皆さんに楽しみに待っているイベントなので、これは中止ではなく延期にしようということをその場で決めさせていただき、その日に8月27日と決定をさせていただきました。実行委員の皆さんには大変ご苦労をかけて広報等もやっていただいたおかげで、8月27日はあの時間帯、雨も降りましたが、約1,000人の方々に来ていただきました。当然町民の皆さんに来ていただいたという部分もありますし、実は近隣自治体からも、うちでもやりたいのだけれども、そちらにお邪魔していいかなという形で多くの方々がこちらの富岡駅に集まつたということあります。皆さんにその一つ一つのイベントを楽しみにし、また成功を願って参加、協力という形で実施しているイベントあります。今後におけるそのイベントの計画性でございますが、正直、実行委員の方々と話をさせていただいたところ、年齢も年齢なのでちゅうちょする部分あると、ただこれだけ多くの方々に楽しみだと言われている以上は頑張るところまで頑張ろうという声をいただきしております。それに対して町はどうするのかというと、やはり同じく一緒にになってやっていきましょうという考え方でありますので、実行委員会が続き、また事業の重要性も認識している以上は町もしっかりと支援をさせていただきたいと思います。

○副議長（安藤正純君） 4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） 今産業振興課長から答弁いただきましたけれども、引き続き来年度もやっていくというような感じで受け取ってよろしいですか。

○副議長（安藤正純君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 次年度は次年度の考え方がありますが、気持ちはその考えているのは間違ひございません。

○副議長（安藤正純君） 4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。今答弁ありましたけれども、町民の方、あとは他町の方も来て参加していただけるということで、かなり影響力があったのかなと思います。そういうことで、お客様来ていただいて楽しんでいただいているので、引き続き来年度の開催も期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、これ町民、来訪者、今ほど話ありましたけれども、このような話を耳にしました。富岡駅前の居場所がないというような話も聞きました、先ほど9番議員からも質問等あったのですが、複合施設については以前に全員協議会等で町から提案された駅前周辺の開発であるとか、あとは自由に活用する居場所の設置案等ありましたけれども、その点についてはしっかりと計画的に進めていただき

たいと思いますけれども、この辺について答弁いただきたいと思いますが、よろしくお願ひします。

○副議長（安藤正純君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） ご意見ありがとうございます。先ほど午前中にもお話をさせていただきましたが、富岡駅前、重要なポイントでございます。私どもといたしましても、駅前にぎわいづくり検討委員会再開いたしましたが、一日も早く必要なものを効率的に整備してまいりたいと考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

なお、計画、早く動けるようにということで、今議会に補正予算を提案してございます。こちらにつきましては、計画が標準的な計画ではなくて、この地域の特性を踏まえたより深い計画に策定したいと思っておりまして、町独自のコンサルで再度計画を練るということで計上させていただいております。一日でも早く計画を進めたいと考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

○副議長（安藤正純君） 4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） 企画課長から答弁いただきましたけれども、これについては実効性というところがやはり問題になっていると思いますので、引き続き町民の方の意見を聞きながら、議会としてもしっかりと精査していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

もう一点、駅周辺の道路につきまして質問します。駅の西側につきましては、歩道であるとか、あとは町中心への動線につながるような道路の部分、もうかなりきれいになっております。駅の東側につきまして、浜街道は整備されたものの、今漁港付近、ここについてもかなり整備されてあります。きれいになっています。また、漁港まで行く道路について、近日ワイナリーもオープンして、最近は首都圏からボランティアで来町する方も多いようです。駅からワイナリーに歩いて行くお客様も多く見かけます。ぜひ歩道も併せて漁港につながるところ、あとはワイナリーの周辺であるとか、お客様もかなり入ってきている。今後も増えていくのではないかということも併せて整備していくほうが多いと思いますが、町としてのその計画があるかどうかお聞きします。よろしくお願ひします。

○副議長（安藤正純君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） ご質問ありがとうございます。駅から県道広野小高線にたどる、その町道のところでございますが、今現在のところは路肩が少し広めになってございます。ですので、歩くのには十分なスペースなのだと私は思っています。そのほか、美術館なんかが今度できていくなんていう計画もございます。これに合わせて町でも何かできないかということで今検討中でございます。具体的に物ができるということもまだ明確に言えるところではないところではございますが、そういうことを検討中でございますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○副議長（安藤正純君） 4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） 課長から検討をしていますということなのですけれども、第三次富岡町災害復興計画の中に地域資源を生かした官民連携っていうたってていますので、そういう部分、ほかのお客

さん、例えば他町からのお客さんだと、そういった交流人口が深まるようなところ、そういったところにはやはりそういった整備、道路の整備だとかは必要だと思いますので、検討していただきて、計画のほうに反映していただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

あと、町づくりの中でもう一点。夜ノ森駅の周辺ですね、こちら先ほど午前中の答弁の中にもリフレ跡地の利活用と、あとは買物環境、温浴施設の件のことも出ていましたけれども、先ほどの全員協議会の中で夜の森公園、あとはつつみ公園のフラワーパークの計画ですか、そういったもので夜の森全体を盛り上げていくといったことで、この件につきましては今ある地域資源を有効活用していくということだと思うのですけれども、これについては進めていただきたいなと思うのですが、ぜひこの件について再度町長から答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○副議長（安藤正純君） 町長。

○町長（山本育男君） 一生懸命進めてまいりたいと考えております。まずは、もともとは夜の森地区というのは優良な住宅地ということで、都市公園が2つという環境でありましたので、それらを生かしながら、夜の森にもっともっと活気あふれるような町づくりを進めていかなければならないと考えておりますので、フラワーパーク、花と緑あふれる町づくりということの一環として、それも含めまして、あと中核拠点の整備も含めましてにぎわいづくりを進めてまいりたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○副議長（安藤正純君） 4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。町長から、進めていくということで、あとは財政面についてもしっかりと議会もチェック機能を果たしながらやっていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、（2）の質問でございますが、先ほど新しい課を創設するということで、これについてはやはり移住、定住も含めて窓口で、例えば町民の方だとか、あとは行政に関係する方が、この件については例えば住民課ですよ、この件につきましては産業振興課ですよとか、あと都市整備課ですというような、結構いろいろ書類を持っていったりとか、あとは説明を聞いたりということで、やはり今のこの時期のタイミングですよね、小良ヶ浜、深谷地区の解除等も控えて全町避難指示解除に向けてやるこの時期に、必要な産業を促進するような課ができればもっとよりよく横断というか、そういうものが図れるのではないかなど私は思うのですけれども、あとその件につきまして予算とかも配分して、しっかりと前に進めていくというようなことが必要かなと思います。やはり今町の計画は企画課で全部担っているとは思うのですが、富岡町、夜の森、富岡駅、夜ノ森駅周辺一緒にやっていくとなるとなかなかそういった人的リソースというのですか、結構厳しいと思うのです。そういう意味では、例えば各課で1人、2人ぐらいずつ集中してそういった課をつくっていくとか、そういったものも必要かなと思うんですけれども、それについてどういうような町として考えがあるか答弁いただき

たいと思います。よろしくお願ひします。

○副議長（安藤正純君） 総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） お答えいたします。

先ほどその前に各町村、役場に訪れたときに部署が分からぬ部分があったというようなこともお話をございましたけれども、そういった点につきましては課の者でいろいろと周知徹底すべきことが前段にあるのかなとも考えたところであります。さらに、ご質問いただいた機構改革に結びつくような考え方についてどうなのかというようなことでございます。今、現体制としては、平成31年の4月の機構改革から6年ほど経過している中において、また町長が2期目に入り、町長の政策的なもの、それから第三次災害復興計画に出されたものといろいろタイミング的にも町が明確に復興に向かって、そういういた部署を打ち出すというような考え方方が当然あるものというようなことで議員がお尋ねになつたのかなと感じております。これまでの経過も踏まえて、そしてまた今町長が2期目のスタートを切って、8月からこういった機構改革についての指示がございましたけれども、今現時点において機構改革というものを考えて、そして組織に結びつけて予算的なものをつくっていくということに関しては、前回の平成31年のときの機構改革のときには、前町長が2期目の、2年目にそういった感じで取り組んだという経過も踏まえつつ、町長から指示があった中で何ができるのだろうかということを期間の中で考えたいと思っております。それで、今具体的にどの課がどうという形では申し上げることはなかなか難しいとは思いますけれども、議員がご質問になられたそういう意図を感じつつ、今大きなプロジェクトが発進している中で、課ごとのそういう見直しと、新たに施策の移住、定住というようないろんな政策的な課題が出ており、中で何を優先してやるべきかと考えながら、残された時間を検討しているというふうなことでございますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○副議長（安藤正純君） 副町長。

○副町長（宮川大志君） 今総務課長から答弁ありましたけれども、重なるところもありますが、私からも改めてお話を1点させていただきたいと思います。

まず、復興のステージが震災から14年半が過ぎるということで、だんだん復興のステージが変わっていくとともに、やはりそれに伴って行政の組織というのも変えていかないといけないというような考えは当然にございます。やはり機構を変えるに当たって町民サービスの向上、これから町民になる方も含めてですね、その視点と、また町全体にその効果が波及すると、そういう2つの観点が必要かなと思っております。その中で、今議員おっしゃった窓口の一本化というのは、機構改正を行うに際して非常に必要な視点だと思ってございます。第三次復興計画と、また町長おっしゃる今の4本の柱、帰還維持の促進、また産業、農業の育成と町のにぎわいづくりと教育環境整備、この4つ、これらを進めていくために、また一方で一気にこの機構改革を進めることでのいろいろ関係先とのハレーションとかもあると思いますので、その辺りもしっかりと含めながら、どのような組織体制が必要か

というところ、思考停止せずに喫緊のものとして私どもとしても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（安藤正純君） 4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） 今総務課長、また副町長から答弁いただきましたけれども、今の町の置かれた状況の組織改編ということで、検討していくということなのですけれども、ぜひそれはやったほうがいいのではないかと私は思うのです。職員のアンケートなどを取って、実務に即した改革となるようにぜひお願いしておきたいと思いますので、その辺について答弁あればお願ひします。

○副議長（安藤正純君） 町長。

○町長（山本育男君） 改めまして各課における事務事業の見直しなんかも図りたいと考えております。例えば戦後の兵役どうのこうのとかという事務とか、もう要らないような事務なんかもあると思っていますので、そういうものの見直しをかけながら、それから今の復興状況に合わせた課のつくり方なんかも含めて考えてまいりたいと思っています。あとは、もしくは、これ冗談で聞いていただければなのですが、役場として何か稼げる、稼ぐ課みたいな課もあったっていいかななんて考えたりもしているのです。これ冗談ですよ。これ本気にしないでください。そんなようなイメージで今取り組みたいと考えております。例えば今、全国的かどうか分かりませんが、山形だったと思いますけれども、デジタル住民票というのを発行して、それで関係応援団というか、町に協力してくれる方々から1,000円とか2,000円とか会費を取って、それを町の財源にするのだと、そういう方法もあると聞いておりますので、何かその辺も含めまして町の財源確保も考えながら課のつくり変えをできればななんでも考えているところであります。これまだ構想の段階ですので、今どうのこうのということではございませんので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。ただ私の考え方の一端を示しただけです。

○副議長（安藤正純君） 総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） 先ほどアンケートというようなお話をあったので。機構改革に当たっては、職員の声を聞くということがやはり基本ありますので、それについてはどういう形かというのは、アンケートとか、あとはこの機構改革に職員あるいはもっと広げると町民の声ということになってくるのですけれども、そういう状況と乖離するようなことがないような形で詰められればなと思っていますので、よろしくお願ひします。

○副議長（安藤正純君） 4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。町長からも答弁いただきまして、今後も行政の進め方についてさらに前に進んでいただくようにお願いして1の質問は終わりたいと思います。

続いて、2です。教育行政についてということで、先ほど不登校の問題、これはなかなか聞きづらいところもあるのですけれども、やはり学校、もちろん勉強するところではございますが、新しい発

見、協調性、そういうものが養われて、あと倫理観、道徳的な価値観、そういうものの、友達と生活する上でとても重要になってくるところが学校だと思います。不登校数ゼロにするということがやはり最もよいことだと思います。これは令和5年の段階ですけれども、全国的に小中高の不登校が30万人に急増している状況であるということで、また文科省のホームページなんかを見ますと不登校児童者数の推移、グラフを見ますと、コロナ禍の時代から急激に上がっているのです。そういう面で、この問題についてはやはり学校も家庭も、あとは町としても関わっていかなくてはならないのではないかなと思っています。これは自分の話になってしまふのですけれども、不登校にはならなかつたのですが、自分も45年前、富岡一小の5年生のときにいじめられた経験がありました。おまえはいじめるほうではないかって思うかもしれません、そのときはいじめられまして、そのときの状況をなかなか親にも話せない。学校の先生にもなかなか相談できなくて、その後あるきっかけで親と先生に相談して、1か月ぐらいでいじめなくなつたのですけれども、不登校の原因は様々で、その本人にしか分からないと思うのです。その本人の支援がまず第一なのですけれども、あとは保護者の思いというか、そういうものもすごい深刻だと思うのですが、その2点の支援について具体的にどういった支援ができるかということで答弁をお願いします。

○副議長（安藤正純君） 教育長。

○教育長（武内雅之君） ありがとうございます。不登校、おっしゃるとおり全国的にも間違いなく増加傾向にあり、近隣の学校でも大きな課題となっている現状は把握しております。また、その原因も、今お話のあった交友関係であるとか、または学業不振、ゲーム依存、ネグレクト、様々な問題があり、一概に同様のケースが見当たらないというのも事実かと思います。学校として、本町として、教育委員会としては学校と連携して、とにかく本人の欠席が増えて、傾向が見られるというときには、間違いなく家庭訪問等でしっかりと連絡を取ること、ややもすると欠席が当たり前の連絡になってしまわないようにしっかりと保護者との連携を取るような施策を進めております。子供たちにとりましては誰が一番話しやすいか。もちろん担任の先生であれば一番いいのですが、場合によっては養護教諭であったり、スクールカウンセラーであったり、はたまた管理職であったりする場合もあります。窓口をできるだけ多く整えて、子供たちの声をしっかりと酌み取ることができるよう、アンテナを高く、学校全体、チームをもって対応しております。

また、保護者につきましては、現状をしっかりと受け止めて真摯に話を聞くとともに、決して無理強いするのではなく、一歩一歩進めそうなスマールステップでのアドバイスをしながら、子供が学校に向くように工夫した対応を取り組んでおります。例えば状況によっては保健室登校であったり、カウンセラーがいる相談室の登校であったり、そこから始まり少しづつ教室に行けるように回復の措置を取る、そういうことも努めてまいります。そこには間違いなくこちらの対応についての保護者の理解が必要となりますので、学校に来る機会が少なくなったにせよ、保護者との連携というものは絶対に切らないということを校内での合い言葉として対応しております。

○副議長（安藤正純君） 4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） ありがとうございました。やはりこれは先生もそうだし、先ほど管理職も交ざってということなのですけれども、周りの大人が全員関わっていく問題、そうではないと解決できない問題だと思いますので、引き続きお願ひしたいのと、あと調べたときに、先ほど5番議員の答弁の中で1人1台のタブレットの話があって、新規の不登校の子供を出さないための方策として、そのタブレットで子供たちは配付されたスクール端末を活用して子供たちが抱える悩み、問題の発見、早期対応を目的とした自治体向けの匿名相談アプリというようなものがあるみたいです。私は、実際それアプリ使ってみたわけではないのですけれども。ただ、先ほど私が言ったように、誰にも相談できないとか、親に言うとまた大問題になるかななんていう場合にはなかなか相談できる先が限られてしまうというのがあるので、そういうアプトリを使ったりやってみると。あとは、その悩みを打ち明けるハードルが大分これは下がるみたいですので、そういうもののを使用してはどうかなと思うのですが、どうでしょうか。

○副議長（安藤正純君） 教育長。

○教育長（武内雅之君） ありがとうございます。タブレットの活用で、そのタブレットからそのままという形の実践はまだ取り組んではおりませんが、県内、また相双地区内の電話相談、または子供たち携帯電話所有しておりますので、ラインでの相談、そういう部分については随時紹介し、若干ながら活用例もございます。なお、別な方面ですが、タブレットによって学校に来れない部分の授業参加、朝の会の参加、画面越しでの担任との連絡調整、そういう部分にも活用させていただいた経緯もございます。健康面での出欠云々もタブレットでなんていうような実践も他校、他地区では聞こえてはきているのですが、本校ではまず電話でしっかり保護者と話すというところを大事に扱った上で、より効果的にタブレット等を活用できる場合には今後取り入れを検討していきたいと考えています。

○副議長（安藤正純君） 4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。タブレットの有効活用だとか、そういうものも検討していただきたい、相談しやすい環境をいかにつくっていくかということがやっぱり大事だと思いますので、検討していただきたいなと思います。

あと2点ほど。先ほど体育館の件につきましては、これ昨年度も熱中症の関係で質問させていただきましたけれども、やはり重要な問題だと思いますが、財政面だとかそういうことで、答弁の中でスポットクーラーですか、そういうものを追加してという話あったのですけれども、国の政策なのですか、指定避難所における空調設備の整備事例としてスポットクーラーの導入追加で特別交付税措置が活用できるというものを見たものですから、そういうもので町の指定避難所として学びの森と、あとは富岡小中学校の校舎、体育館、総合福祉センター、総合体育館、武道館。富岡小中学校の体育館とここに入っていますので、何かそこにそういうもの使えないかなと思ったのですけれども、検

討はされていますでしょうか。

○副議長（安藤正純君） 教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） お答えさせていただきます。

富岡小中学校の体育館につきましては、今年度、移動式の冷風機を1台導入いたしまして、また大型扇風機5台で熱中症予防の対策をしております。ご質問の特別交付税を活用して冷風機を設置というようなお話につきましては、小中学校については今検討はしておりませんが、基本的には増設をしていきたいと考えておりますので、特別交付税などを活用して、ぜひ増設できるということであれば増やしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○副議長（安藤正純君） 4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。使えるそういった財源についてはいろいろ検討していただいて、できれば町の持ち出しを少なくしていただければと思いますので。

あと最後に、先ほどの教育行政の（3）の高校通学費の支援につきまして、近隣町村の通学費の助成、これ見たのですが、比較するわけではないのですけれども、やはり12市町村の移住ポータルサイトを見ていただくと分かるのですけれども、近隣市町村で富岡町だけ通学助成というのがない状況なのです。これについては、やはり移住、定住の促進も踏まえて早急に対策する必要があると思いますので、他町村の良好事例も踏まえましてぜひ早急に検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○副議長（安藤正純君） 教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） お答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおりに、近隣市町村で高校生の通学補助をやっております。その中でもやはり各町によって支援の仕方も違うというところもございますので、その部分を財源も含めていろいろと検討しながら慎重に検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○副議長（安藤正純君） 4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） ありがとうございました。町の若い人の人材確保というか、やはり中学校を卒業して、進学とその後の、富岡町で働いてもらって、この地域を支えていただくためにもそういう施策必要かなと思いますので、ぜひお願いしたいなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（安藤正純君） 4番、佐藤啓憲君の一般質問を以上で終わります。

3時まで休議します。

休 議 (午後 2時44分)

---

再 開 (午後 3時00分)

○副議長（安藤正純君） 再開します。

続いて、2番、辺見珠美君の登壇を許します。

2番、辺見珠美君。

〔2番（辺見珠美君）登壇〕

○2番（辺見珠美君） ありがとうございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

それでは、1、2025年7月30日に津波警報が発せられた際の町の対応について。（1）、7月30日に津波警報が発せられた際に災害対策本部が設置されなかったのはなぜか。他自治体では、8時37分の津波警報、津波注意報、または9時40分の津波警報の時点で災害対策本部を設置している。町における災害対策本部を設置する基準について伺いたい。

（2）、避難指示が発令されたが、外出中で防災無線では放送内容が聞き取れなかつたという声が寄せられた。エリアメールで情報発信をする手段も取れたのではないかと考えるが、なぜ今回は発信しなかつたのか、またその基準はあるのか伺いたいです。

（3）、学びの森に避難所が設置されたが、当日の避難所の運営について対応が不十分ではないかと不安の声が寄せられた。近隣のある自治体では、津波警報の前の7月16日に住民40名程度を含めた避難所設置訓練を行っていたために、当日はスムーズな避難所運営ができたと聞いています。当町でも様々なケースを想定して、住民を含めた避難所設置訓練について今後は行ってはどうか。

以上です。

○副議長（安藤正純君） 2番、辺見珠美君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 2番、辺見珠美議員の一般質問にお答えいたします。

1、2025年7月30日に津波警報が発せられた際の町の対応について。（1）、7月30日に津波警報が発せられた際に災害対策本部が設置されなかったのはなぜか。他自治体では、8時37分の津波注意報、9時40分の津波警報の時点で災害対策本部を設置している。町における災害対策本部を設置する基準について伺いたいについてお答えいたします。災害の対応につきましては、富岡町地域防災計画に基づき様々な業務を行うこととなります。災害対策本部につきましては、災害の種別ごとに設置基準を定めており、津波に関しましては津波警報の1段階上の大津波警報が発令された時点で設置することしております。したがって、今回は計画に基づく災害対策本部は設置せず、副町長及び全課長による対策会議を開催し、動向を注視するとともに、当面の津波警報に対する対応等を共有したところです。

次に、（2）、避難指示が発令されたが、外出中で、防災無線では放送内容が聞き取れなかつたという声が寄せられた。エリアメールで情報発信をする手段も取れたのではないかと考えるが、なぜ今回

は発信しなかったのか、またその基準はあるのかについてお答えいたします。エリアメールというのは特定の携帯電話会社の登録商標であり、一般的には緊急速報メールと呼ばれるものでありますので、この場においての名称は緊急速報メールを使用し答弁してまいりますので、ご了解願いたいと思います。緊急速報メールの発信につきましては、各携帯電話会社が配信するものと市町村が配信できるものがあります。特徴としましては、前者は注意、報警報といった災害情報を通知するものであり、町からのメールは注意報、警報に加えて避難所の名称や避難指示を出した地区などの情報を加えることができるものであります。配信の基準は明確には定められていませんが、利用規約により配信可能項目が定められていること及び配信に当たっては生命に関わる緊急性の高い情報とするとされております。津波注意報も配信可能項目に含まれていることから、本町でも注意報の時点で緊急速報メールの配信ができたものであり、このたび町から緊急速報メールを配信しなかったことにつきましては大きな反省点と捉えております。今後は、重要な情報発信のツールとして、速やかな配信をしてまいる考えです。

次に、(3)、学びの森に避難所が設置されたが、当日の避難所の運営について対応が不十分ではないかと不安の声が寄せられた。近隣のある自治体では、津波警報の前の7月16日に住民40名程度を含めた避難所設置訓練を行っていたために、当日はスムーズな避難所運営ができたと聞いている。当町でも様々なケースを想定して、住民を含めた避難所設置訓練について今後行つてはどうかについてお答えいたします。今般の避難所運営につきまして、町民の皆様から不安の声、改善すべき点などが寄せられました。対応に当たった職員からも改善すべき点は出されており、これらを基に先般振り返りの協議を行つたところであります。町といたしましては、この協議結果を踏まえ、よりよい避難所運営となるよう速やかに改善してまいりたいと考えております。また、訓練につきましても、職員向けの災害対応訓練や町民参加型の避難訓練などを繰り返し行うことで、スムーズな避難や避難所の運営等が可能になると考えますので、町民の皆様の協力をいただきながら各種訓練を実施してまいりたいと思いますので、議員のご理解を賜りますようお願ひいたします。

○副議長（安藤正純君） 再質問に入ります。

2番、辺見珠美君。

○2番（辺見珠美君） お答えありがとうございます。災害対策本部は、災害が発生した、また発生するおそれがある場合に、災害対策基本法により地方公共団体が地域防災計画の定めるところにより、地方公共団体の長を本部長に、関係都道府県及び市町村の職員を本部員とする災害対策本部を設置することができるのですが、町のホームページに載っている富岡町地域防災計画で定めた内容を見ていきますと、第2節のところで職員の動員、配備についてのところが書いてありました。職員の配備時期、つまりどのようなことが起こりそうで、起こっているときに対応する配備体制の基準があるのですが、そこには今回の津波警報に取られた特別警戒配備、1号配備の配備時期について、「大雨、洪水等の警報または特別警報が発表され、広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき又は広範

囲にわたる災害が発生したとき」、「2　その他特に町長が必要と認めたとき」と記載してありました。その他の配備時期の欄については、大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報、大雪警報、高潮警報、土砂災害警戒情報等が出てくるのですが、津波警報についてはどこにも書かれていませんでした。一応お伝えしておきますと、高潮と津波については発生構造が異なりますから別物ということで、今回の津波警報だけが発生する場合を経験しまして、またさらには東日本大震災で甚大な津波の被害を受けた地域として、その経験を基に津波に関する基準を地域防災計画にも明記したほうがよいと思いますが、町のお考えをお聞かせください。

○副議長（安藤正純君）　生活環境課長。

○生活環境課長（飯塚裕之君）　ご質問お答えいたします。

ただいまの地域防災計画の警報の職員の配備基準ですとか、そういったところお調べいただいた内容をお聞かせいただきました。辺見議員多分御覧いただけたのは一般災害編という部分なのかなと思われます。一般のほかに震災対応編というのもございまして、そちらには地震、津波などが掲載となっておるところでございます。今回の津波ということでございましたので、津波に関して申し上げますと、津波注意報の時点では全課長が集まるような配備基準にはなっておりましたが、災害対策本部の設置基準には到達しておりません。町長答弁にもありましたとおり、これが大津波警報となった時点で災害対策本部は設置するというような計画の中身になってございます。

○副議長（安藤正純君）　2番、辺見珠美君。

○2番（辺見珠美君）　ありがとうございます。すみません、私の確認漏れだったみたいで。一般災害編だけを見ていたので、すみませんが、地震、津波が計画に記されているほうもあるということで理解しましたので、ありがとうございます。

（2）に移りたいと思います。先ほども町長の答弁でもありましたが、私一般質問のところにエリアメールと記載してしまいましたが、エリアメールは一部会社のサービス名称ということで、その他の携帯電話サービスを含めた総称が緊急速報メールというそうなので、私も緊急速報メールと言わせていただきます。防災無線だけだとやっぱり限界があるということで、というのが今回感じられたと思います。今回は、カムチャツカ半島で発生した地震による津波だったので、日本の地震の震度は1から2程度で揺れが少なく、テレビやラジオ、スマホ等で情報を得ていた人でないと気づかない場合もあったと思います。そんな中、車で移動していた方からすると、暑い日でしたから、車の窓を閉め切っていたら防災無線の内容なんて何を言っているのか分からぬという感じだったのです。そこで、緊急速報メールが役に立つと思っています。今回、避難指示が出された区域以外から避難者が避難所へ多数いらっしゃった背景の一つに、防災無線からは避難指示の区域が明確に分からなかったという声もありました。もしかしたら自分がいる場所は危ないのかもと不安に思って避難されたのだと思います。正確にそれぞれ個別に情報を伝えるには、緊急速報メールをぜひ今後は活用していただきたいと考えますが、町の考え方をお聞かせください。

○副議長（安藤正純君） 生活環境課長。

○生活環境課長（飯塚裕之君） お答えいたします。

防災無線につきましては、各町内のポストと呼ばれるところから流れる仕組みにはなっておりますが、おっしゃるとおり、車の中にいたりですとか、例えば家の中、今機密性の高い住宅が多くございますので、そういうところでは聞き取れない、聞き取りづらいといった部分、そういう声はよく聞きますし、私も確認はしているところでございます。家の中にいる分につきましては、戸別受信機というものがありますので、そちらは推奨しているところでございます。

それから、ご質問にありますとおり、今回は緊急速報メールというものが非常に重要なツールであると認識したところでございます。町長答弁にもありましたとおり、注意報の時点から緊急速報メールは発信することができますので、その時点で事富岡町、この浜通りにおいてはそういう早めの注意を促すべきと思っているところでございますので、今後は積極的な活用を考えているところでございます。

○副議長（安藤正純君） 2番、辺見珠美君。

○2番（辺見珠美君） 緊急速報メールの積極的な活用についてご意見いただき、ありがとうございます。少しでもそういう防災情報が届く、災害情報が届くというところがより多くの人に周知されるようになることを願って、そちらご活用をお願いしたいと思います。

では、（3）についての追加質問をさせていただきます。学びの森の避難所運営について、当日いらっしゃった方からもお聞きしたのですが、最初小ホールに児童クラブの子供たちが避難し、その後にデイサービスの方々が来て、小ホールは福祉避難所という介護が必要な人たちの避難所ということになり、子供たちは2階の研修室に移動したと聞いています。また、一般の人は最初和室にて、そこから会議室1、2、3に移動するということがあったとも聞いています。この場当たり的な避難者の誘導になってしまったのは、学びの森の避難所としての初動における運営マニュアルのようなものが存在していないからなのではないでしょうか。小ホールは最初から福祉避難所にしますというような部屋割りなどはないのでしょうかと疑問に思いました。また、避難所として受付もなかったという話を聞いています。なので、誰が避難しているか分からない状態だったとの話です。再度になりますが、学びの森についてにも限らないですが、避難所運営マニュアルの構築を早急にお願いしたいと思いますが、町の考え方をお聞かせください。

○副議長（安藤正純君） 生活環境課長。

○生活環境課長（飯塚裕之君） お答えいたします。

避難所の今回の運営につきまして、私どもでも、町民からの声もございましたし、職員からもこれどうなっているのだろう、どうすればいいのだろうというような声が起つておりました。避難所につきましては、これは申し上げると言い訳になつてしまうのですけれども、令和3年以来久しぶりの設置、厳密に言うと昨年度も2度ほど設置はしておるのですが、避難としてお越しになられた方はい

らっしゃらなかつたというところで、現実的には令和3年以來といふのもあり、正直なところ正しい避難所の在り方ではなかつたのかなと、避難所を所管する私どももそうですし、対応に当たつた職員もそういつた思いがあり、反省が多く聞かれたところでございます。ご質問にありましたとおり、まず学びの森で申し上げますと場当たり的な避難所運営だったのではないかというところでございますが、おっしゃるとおりのことになつてしまふと思つております。避難所運営マニュアル上では、あらかじめ例えば福祉避難室とか、そいつたふうに初めから割り振りするのもよい方法だというようなことはうたわれているところであります。ただ、避難者の状況、数ですか、あとは身体の状況などによって部屋を移動するといったのは間違つた方法ではないということにもなつておりますので、まずは今回感じたこととしては、最初にもうこの部屋はこういった部屋にしようというようなことを職員間だけでも共通認識として持つように、またマニュアル化するようにしてみたいなど感じたところでございます。

あとは、受付もそのようにできていなかつたといふ事実がございましたので、そこはまず徹底しなくてはいけないところです。あらかじめ自主避難でいらした方もいらっしゃつたので、その方にもちろんお帰りいただくことなく、来た時点でお使いくださいということでやつておつたのは事実なのですけれども、その後、一旦落ち着いてからといいますか、来た時点ではなくても、後からでも受付を改めてお願ひしますといふことも可能であったことから、受付などは絶対に行つうといふことも徹底してまいりたいと考えてゐるところでございます。

○副議長（安藤正純君）　　2番、辺見珠美君。

○2番（辺見珠美君）　　ご回答ありがとうございました。今回そういう少し場当たり的なように見えてしまうような状態に避難所がなつてしまつたが、そこから、今回は訓練であったと考え、学びが得られたのではないかなど思ひます。もし本当にまた次に大きい災害が起きたときの学びを得る機会と思って、今回の内容を精査していただけたらと思いました。

（3）について追加で、今まで町主体の避難訓練は役場職員が主にメインで行われていたと聞いています。福島県の行う原子力防災訓練が11月にありますが、そこに一緒になって避難所設置訓練も行つといふような話も少し委員会のときにお伺いしましたが、町独自で先ほどの質問したマニュアル等を作成した上で、そういうのを用いて避難所の設置、運営の訓練を様々なケースを想定し、住民を交えて行つ必要があると考えています。某南側の自治体では障がいの方や高齢者を含めた個別ケースの避難所訓練も行つていると聞いています。いつ災害が来るかは分からないので、暑い、寒いといふような苛酷な時期にこそあえて訓練を行う必要があるとそちらの某自治体の方は言っておられました。私もそのとおりだと思います。様々なケース、レパートリーを考えたら毎年行つても足りないぐらいだと私は考えています。今後、毎年ぐらいの頻度で住民を交えた避難所設置運営訓練を、いろんなケースを交えてですが、毎年内容が変わっていくぐらいの勢いでやっていただけるかということを提案してみたいと思いますが、町のお考えをお聞かせください。

○副議長（安藤正純君） 生活環境課長。

○生活環境課長（飯塚裕之君） お答えいたします。

震災前におきましては、町独自の避難訓練、町民も含めた避難訓練というものはやっておったというところがございます。ただ、震災後につきましては、町民を交えた避難訓練というものはまだ町独自、単独ではやっておりませんでした。原子力災害訓練、県主催のものにつきましては、11月1日も含めて過去にも震災後やってございますけれども、あくまで県主体ですと原子力となってしまいますので、一般災害ですか震災対応、そういったケースの訓練というのは町独自で必要なものだと考えます。いろんなケースを想定して、町民の方にもご協力をいただきながら、繰り返し行なうことがさらに大きなポイントだと考えております。ですので、議員ご指摘のとおり、毎年少なくとも1回は行なればそれが身につくというものにはなっていくかとは思います。そういったことが実現できますとおり、今この場で毎年必ずやっていきますという明言はできないのですけれども、そういった気持ちでありますので、今後、訓練などは念頭に置いて行事予定などを組み立てていきたいと思います。

○副議長（安藤正純君） 副町長。

○副町長（宮川大志君） 様々ご意見ありがとうございます。まず、今回の津波警報の件で避難所の運営であったり、また町民への情報発信、町民の皆さんに不安を感じさせるような点があったと、足りない点があったというところはまず率直におわびを申し上げたいと思ってございます。今回、そういう目に見える自然災害ではなかったので、少し特殊な状況ではあったかなと思っております。なので、町職員も、恐らく町民の皆さんもどのように動けばいいのか少し戸惑う時間があったのかなと認識しておりますが、ただ私どもの対応が後手後手に回ってしまったというところは多かったのかなと率直に感じてございます。災害時そのような状況であってはならないということは重々に承知しております。また、非常に甘いと言われるご指摘があるのは承知ではございますが、今回ことをぜひ適正な避難を考える上で貴重な教訓とさせていただきたいと思ってございます。議員ご指摘のとおり、災害やっぱりいつ起きるか分かりませんので、私ども今回うまくいかなかつたことは危機意識、危機認識というところは強く感じてございます。府内の関係課は非常に多いというところもございますので、そういった横断的な視点からマニュアルの見直しであったり、今ほどの定期訓練ですか、避難訓練の実施であったり、もしくは備蓄の管理とか、そんなところも含めてできるところから速やかに進めてまいりたいと思ってございます。このたびご意見ありがとうございます。

○副議長（安藤正純君） 町長、避難の訓練毎年できるかという質問、明言できないということで担当課長の答弁だったのですけれども、答弁できる範囲で結構ですから、毎年やれるかどうか町長判断もしあれば答弁お願いしたいのですが。

町長。

○町長（山本育男君） 訓練については、できるだけ多く実施できればと思っております。ただ、今この時点でもまだ毎年できるかということを明言できないこと本当に申し訳なく思っておりますが、で

きれば学校で避難訓練子供たちがやっているように我々大人もそういった訓練も含めて、炊き出しとか、それから避難所の設置とか、そういったことを訓練しておけばいざというときに助かるのだろうと思っておりますので、その辺はぜひ検討させていただきたいと思っております。

また、ハザードマップなんかの見直しもあるかとは思っていますが、ある意味どこの地域がどう避難するのだということも含めて、その辺も検討しなければいけないと今思っているところでありますので、ぜひ検討させてください。

以上です。

○副議長（安藤正純君） 2番、辺見珠美君。

○2番（辺見珠美君） 副町長や町長からもご答弁いただき、ありがとうございます。そうなのです。避難訓練、避難所設置運営訓練とか、やっぱり何回も行っていくことで身にしみついてくるものだと思いますし、それによって助かる命が多くなると思っていますので、ぜひ、ある程度軌道に乗り出したら毎年できると思うので、毎年できるような形になるように検討していただきたいと思います。

引き続き追加質問なのですが、今回は消防団や民生委員等の方々から高齢者などに避難の声かけ等はしたのでしょうかということをお聞きしたいと思います。また、そのような避難時に支援が必要な方のリストである避難行動要支援者名簿は作成されていると思いますが、現在、どのような方々に共有されており、その名簿の更新頻度はどのくらいの頻度なのかお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

○副議長（安藤正純君） 生活環境課長。

○生活環境課長（飯塚裕之君） お答えいたします。

今回の津波警報による消防団、民生委員からの声かけというのは特にはございませんでした。ただ、消防団におきましては、毎日パトロールをしておりますパトロール隊員、消防団員ですけれども、車の無線等により注意報の時点から避難を促したりといったような活動はしておったところでございます。

続いて、要支援者名簿についてですが、こちらは私ども生活環境課が取りまとめというところになってございます。もちろんその対象者の、言葉直接言いますと洗い出しといいますが、リスト化につきましては、福祉課であったり、健康づくり課であったり、そういった各部署からの情報を基に作成することとなっております。こちらにつきましては、見直しは1年に1度ということになっております。

○副議長（安藤正純君） 2番、辺見珠美君。

○2番（辺見珠美君） ありがとうございます。その名簿の更新頻度が1年に1度と聞いて少し安心しているところです。総務省でしたか、全国の自治体にアンケート調査で、避難行動要支援者名簿の更新頻度とかどのくらいの頻度でされているかとかというアンケートの結果を見て、結構頻度が、全然更新していないとか、更新が2年に1度とかという自治体も多い中で、私たちの町は1年に1度と

いうことだったので、少し更新頻度がましん感じで安心しました。あとは、そういう要支援者の方がいそなところで考えられるのが、栄町団地や曲田団地の高齢者の方々でそういう該当されている方がいらっしゃると思うのです。そういう方々の避難について心配しています、その避難行動要支援者名簿に基づいて個別避難計画の作成が急がれていますが、現在の計画の作成状況についてどのくらいの進捗状況なのかをお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（安藤正純君） 生活環境課長。

○生活環境課長（飯塚裕之君） 個別避難計画、こちらは大変難しくございます。整備できていないと申し上げたいと思います。といいますのが、個別避難計画につきましては、要支援者ではなくて、今度支援する側が必要になってまいります。そちらのリスト化といいますか、支援者を決定することができない、家族間でもできないというような現状もございますので、本当に動くすべがない方につきましてはそれこそ消防団ですか私ども、それから福祉事業者などが当たってはいただけるものの、実際にこれも隠さず言いますと、個別避難計画をつくったからといってその方を助けられるというものではないというようのが法の趣旨といいますか、そういう規定もされております。計画をつくったから100%安心だということではない、必ず助けられるものでもないというようなものでございます。ただ、これはぜひ台帳として備えておくべきものでございますので、どうにかしてきちんとしたものを作り上げたいなとは考えているものでございますけれども、現時点ではまだ十分ではないというところでございます。

○副議長（安藤正純君） 2番、辺見珠美君。

○2番（辺見珠美君） 個別避難計画の進捗度合いというか、状況について本当包み隠さずお話ししていただきまして、ありがとうございます。私の次の質問が、その計画をつくって終わるのではなく避難訓練の実施を求めると思いますというところだったのでけれども、計画がまだできていないというところだったので、早急にその個別避難計画の作成をお願いしたいと思います。まだできていないので、その計画に沿った避難訓練の実施というのもできないと思いますので、ぜひ早急に個別の避難計画の作成を頑張っていただきたいと思います。それにより、また助かる命が少しでも多くなるとは思いますので、そちらを作成急いで、急いでというか、できる範囲で急いでいただきたいと思います。

以上で私の一般質問終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（安藤正純君） 2番、辺見珠美君の一般質問を以上で終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

---

○散会の宣告

○副議長（安藤正純君） 本日はこの程度にとどめ、明日17日午前9時より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散会 (午後 3時38分)

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和 7 年 月 日

副議長 安藤正純

議員 渡辺三男

議員 渡辺見珠美

# 第 4 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

## 令和7年第4回富岡町議会定例会

議事日程 第2号

令和7年9月17日（水）午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 選挙第 1号 富岡町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

日程第3 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

報告第 5号 令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

報告第 6号 専決処分の報告について

報告第 7号 専決処分の報告について

議案第42号 専決処分の報告及びその承認について

議案第43号 富岡町監査委員の選任につき同意を求めることについて

議案第44号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第45号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第46号 富岡町下水道事業の設置等に関する条例について

議案第47号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第48号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第49号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第50号 富岡町税特別措置条例の一部を改正する条例について

議案第51号 富岡町特定復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第52号 双葉地方広域市町村圏組合規約の一部を改正する組合規約について

議案第53号 町道路線の認定及び変更について

認定第 1号 令和6年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第 2号 令和6年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 3号 令和6年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 4号 令和6年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 5号 令和6年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 6号 令和6年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

- 認定第 7 号 令和 6 年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第 54 号 令和 7 年度富岡町一般会計補正予算（第 2 号）  
議案第 55 号 令和 7 年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 56 号 令和 7 年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 57 号 令和 7 年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 58 号 令和 7 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 59 号 令和 7 年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 60 号 令和 7 年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 選挙第 1 号 富岡町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について  
日程第 3 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決  
報告第 5 号 令和 6 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について  
報告第 6 号 専決処分の報告について  
報告第 7 号 専決処分の報告について  
議案第 42 号 専決処分の報告及びその承認について  
議案第 43 号 富岡町監査委員の選任につき同意を求めるについて  
議案第 44 号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて  
議案第 45 号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて  
議案第 46 号 富岡町下水道事業の設置等に関する条例について  
議案第 47 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第 48 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第 49 号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第 50 号 富岡町税特別措置条例の一部を改正する条例について  
議案第 51 号 富岡町特定復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改  
正する条例について  
議案第 52 号 双葉地方広域市町村圏組合規約の一部を改正する組合規約について  
議案第 53 号 町道路線の認定及び変更について  
認定第 1 号 令和 6 年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定について
-

○出席議員（9名）

1番	安藤正純君	2番	辺見珠美君
3番	平山勉君	4番	佐藤啓憲君
5番	渡辺正道君	6番	高野匠美君
7番	宇佐神幸一君	9番	渡辺三男君
10番	堀本典明君		

○欠席議員（なし）

○欠員議員（1名）

○説明のため出席した者

町長	山本育男君
副町長	宮川大志君
教育長	武内雅之君
会計管理者	志賀智秀君
総務課長	猪狩力君
企画課長	杉本良君
税務課長	大館衆司君
住民課長	篠田明拡君
福祉課長	佐藤邦春君
健康づくり課長	斎藤一宏君
生活環境課長	飯塚裕之君
産業振興課長	原田徳仁君
都市整備課長	大森研一君
教育総務課長	松本真樹君
生涯学習課長	坂本隆広君
いわき支所長	黒澤真也君
総務課課長補佐兼管財係長	新田善之君
産業振興課課長補佐	佐藤美津浩君
郡山支所次長兼総務係長兼住宅支援係長	小林元一君

代表監査委員 坂本和久君

---

○事務局職員出席者

議会事務局長 遠藤博生

議会事務局幹長 杉本亞季

議会事務局査査係 黒木裕希

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（堀本典明君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第4回富岡町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長（堀本典明君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○会議録署名議員の指名

○議長（堀本典明君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

3番 平 山 勉 君

4番 佐 藤 啓 憲 君

の両名を指名いたします。

---

○富岡町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（堀本典明君） 次に、日程第2、選挙第1号 富岡町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についての件を議題といたします。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（堀本典明君） この選挙につきましては、委員等の推薦は先例により議長に一任され、その後議会運営委員会の答申を受けることとなっております。議会運営委員会の答申につきましては、さきの議会運営会の委員長報告のとおりであります。

お諮りいたします。富岡町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定より指名推選の方法で行い、指名推選は議長指名により当選人を決したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

それでは、議長において選挙管理委員には、郡山泰明君、西山栄子君、平良克人君、佐藤忠君を指

名いたします。

以上4名の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました郡山泰明君、西山栄子君、平良克人君、佐藤忠君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会補充員及びその順位は、第1順位、猪狩富行君、第2順位、梶原修君、第3順位、林芳典君、第4順位、吉田恵子君を指名いたします。

以上の4名を当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました第1順位、猪狩富行君、第2順位、梶原修君、第3順位、林芳典君、第4順位、吉田恵子君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

---

#### ○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（堀本典明君） 次に、日程第3、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、報告第5号 令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を議題いたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） おはようございます。それでは、報告第5号 令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明いたします。

本報告は、令和6年度の一般会計における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するものです。

報告書を御覧ください。健全化判断比率について、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字が生じていないことから該当がなく、将来負担比率についても、充当可能財源等が将来負担額を上回るため、平成23年度から引き続き該当なしとなっております。実質公債費比率については、前年度マイナス2.6%から2.3ポイント改善のマイナス0.3%となっております。大幅増となった要因は、県営かんがい排水事業滝川ダム借入金繰上償還の実施に伴う平準化資金の見直しにより、土地改良区

への償還補助金が増加したことによるものであります。

次に、資金不足比率については、いずれの特別会計においても資金不足が生じていないため該当はありません。

なお、この件に関する監査委員の意見につきましては、お手元に配付されております健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書のとおりであります。

以上が令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告となります。

○議長（堀本典明君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第5号 令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を終わります。

次に、報告第6号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） おはようございます。報告第6号 専決処分の報告について、内容をご説明いたします。

報告第6号別紙、専決第6号、専決処分書を御覧ください。ご報告申し上げます専決処分は、町道における道路標識支柱の転倒による第三者車両の損害について、賠償により和解したことによるものでございます。

本件は、令和7年3月26日午後1時頃、株式会社巴商会の社員が運転する車両が町道坊小屋新夜ノ森線の富岡町大字本岡字王塚を走行中、突風により根本が折れた道路標識支柱が転倒し、当該車両のフロントガラス及びバックミラーが損傷、運転者はそれを見できなかったものであり、相手方に対し、事故に対する一切の損害賠償として35万8,591円を支払うことで和解が調い、町長の専決処分事項の指定第1項の規定に基づき令和7年7月18日に専決処分をしたものでございます。

なお、事故発生後ではありますが、道路標識の根元の腐食がないか、町内全域パトロールを実施しており、早急に対応しなければならない道路標識の支柱は確認されませんでした。

以上、地方自治法第180条第1項の規定によりご報告申し上げます。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第6号 専決処分の報告についての件を終了いたします。

次に、報告第7号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） それでは、報告第7号 専決処分の報告について内容をご説明いたします。

報告第7号別紙、専決第7号、専決処分書を御覧ください。ご報告申し上げます専決処分は、町職員が第三者車両に与えた損害について、賠償により和解したことあります。

本件は、令和7年7月10日午前11時40分頃、いわき市平北白土の富岡町いわき支所敷地内において、施設外灯の清掃中、使用していた脚立から職員が落下し、職員と脚立が相手の使用する自動車に接触したことにより、自動車右後方テールランプカバーを破損させたため、損害額2万2,110円で相手方と合意ができましたことから、町長の専決処分事項の指定について第1項の規定による損害額50万円以下であったことから、8月22日付で和解をするため専決処分したもので、本定例会にて報告するものであります。

以上、地方自治法第108条第2項の規定により報告をいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第7号 専決処分の報告についての件を終了いたします。

次に、議案第42号 専決処分の報告及びその承認についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） 議案第42号 専決処分の報告及びその承認についての内容をご説明いたします。

議案第42号別紙、専決第5号、専決処分書を御覧ください。ご報告申し上げます専決処分は、町が賃借する車両に与えた損害について、賠償により和解したことについてであります。

本件は、令和7年6月10日午後3時5分頃、福島県三春町七草木楓木3番の1先の町道と県道40号

飯野石川線の交差点において、当町職員が運転する車両が前方不注意による一時停止標識の見落としにより優先道路に侵入したため、優先道路左側から走行してきた車両に接触し、町が賃借契約を締結している車両を修理不能としたものであります。損害賠償額の66万5,000円は、車両の修理不能により契約継続ができなくなったため、契約解除金として残契約期間19ヶ月分のリース料金66万5,000円を損害額として町が負担することで和解が調い、速やかに賠償額を確定し支払いを行うため、議会に諮るいとまがなかったことから、町長の専決処分事項の指定についてで指定されていることにより、令和7年6月30日に専決処分をしたものであります。

以上、地方自治法第179条第2項の規定によりご報告申し上げますとともに、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） ありがとうございます。前段で専決処分ということで報告を受けた同じような車の事故2件に関しては、委員会等で報告を受けております。

それで、ただいまの専決第5号、この件に関しては、確かに今初めて私も目にしたわけですが、今課長の説明の中で、議会に諮るいとまがなかったために専決処分させていただきました旨のお話がありましたが、この事故は6月10日ですね。前段で、これ終わってしまっていることなのですが、いわきの支所であった脚立の転倒は7月10日以降ですね。なぜ日時が前後している、それより以前に発生した事故に関して、一緒に委員会等で報告できなかつたのかを今聞いていて疑問に思ったのですが、その辺の説明をもう一度お願いします。

○議長（堀本典明君） 総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） 今回のこの案件につきましては、相手がいらっしゃいまして、職員が運転する車両、それから相手方のけが、それから相手方の車の修理、この3点について、その中でいろいろ動きがございまして、実質車両についての、先ほど回答させていただきました支払いにつきましては合意がなされたということでもって確定という段階になったのですけれども、ほかの2点、相手のけがにつきましては現在も治療を継続している部分があつたり、あとは、けがと併せて車両については今合意に至っていないというようなことの中で、一部が合意できたということをもって、今回この規定の下で報告をさせていただいたということでございます。全体像がまだ見えていないという中でのご説明ということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（堀本典明君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） ありがとうございます。全体像のあくまでも一部、この報告書1枚の中で、その事故をイメージすることはできません。そうすると、結局職員が止まれを見落として優先道路に入ってしまったことが大きな原因だと思うのですが、事故として、これはかなり憂慮すべきことかな

と思ったのですが、職員は支所かな、三春の平沢とか関係機関に出向いていたのか、どういう経緯でまず三春町内を走行していて、どういう目的で町内を移動していたのか、もう一度説明していただけますか。

○議長（堀本典明君） 総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） 今回のケースにつきましては、本町職員が郡山のコミュニティー団体の事業に参加しまして、そこから帰路について、帰路の段階で運転中に標識を見落として事故に遭ったというものでございます。その詳細というか、現場についてはナビに従って走行していたということですが、そのナビ操作の中で標識を見落としてしまったということでの事故が原因ということになってございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） お金ではなくて、最後にもう一度確認させてください。まず、当町職員にかけはないのか、入院していたのか。あと、相手方は現在実際まだ加療中なのか、それだけ報告してください。

○議長（堀本典明君） 総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） 現職員につきましては、事故当時からけが等はございませんでした。しかしながら、相手方につきましては、頸椎とか腰の部分とか左肩等の打撲等がございますので、そちらについての現在も通院治療中ということでございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） そのほかございますか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 事故で専決処分ということですが、車が動けば事故の可能性は出てくるということで、しようがない部分はあろうかと思うのですが、リース契約だったということで、相手方がリース業の許可持っているのか。あと、リース契約だったために、19月分のリース代金を66万5,000円を支払って和解だということで、中身については理解できますが、今まで町車両がリース契約で借りているということ、私全然分からなかったのですけれども、議会とか、そういうところにも上がってきましたので。その辺どのくらいリース契約の車があるのですか、教えてください。

○議長（堀本典明君） 総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） こちらの車両はリース車両ということで、府内にリース車両何台ということですね。19台でございます。

以上です。

〔「あと、リース契約できる権利を持っていたか」と言う人あり〕

○総務課長（猪狩 力君） 今回の車両につきましては、（有）長谷川自動車からお借りしているも

ので、リース業の許可を持たれています、これまでもリース車両ということで借りている部分でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 分かりました。19台リース車両があるということなのですけれども、実際町で車両を使うのにリースのほうが安いのですか。リースのほうが挙げやすいのかと思うのですが、本来は丁寧に使えば買取りのほうが私は安いのかなと思うのですが、その辺は単価的に出して見比べたことあるのですか。

○議長（堀本典明君） 総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） 前段で、当町に車両56台ほどございまして、そのうち19台がリース車両ということになってございます。そのリースについては、各部署で、町所有のものもありますけれども、不足する車両についてはリースで借りたほうが金額的にも安く取まるというようなことも考慮しまして、所有車とリース車両と併せて所有しているという状況でございます。現時点でこの車両については、いろいろと各部署からの要望等もあったりして、車両の適正化ということで進めておりますけれども、現時点での一部リース車両を導入することについては、これからもそのような考え方で進めたいと思っております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 分かりました。リースということになると、多分5年償却になってしまうのかなと思うのです。5年でゼロという考えに立てば、やはり買取りのほうが、今の車5年では駄目になりませんから。そうなった場合には買取りのほうが私は安いのかなと思うのですけれども、リースのほうが経費的に町がプラスになるのであれば、それはリースももちろんいいとは思うのですが、その辺十分検討してください。要望しておきます。

○議長（堀本典明君） 総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） 今後の町の車両の運用に考え方として持ちながら進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（堀本典明君） そのほかございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第42号 専決処分の報告及びその承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（堀本典明君） 起立多数であります。（賛成7人 反対1人）

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 富岡町監査委員の選任につき同意を求めるについての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 提案の理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 皆さん、おはようございます。議案第43号 富岡町監査委員の選任につき同意を求めるについての提案理由を申し上げます。

本案は、監査委員の坂本和久氏が10月12日をもって任期満了となりますので、新たに石井和弘氏を監査委員に選任いたしたく、ご同意をお願いするものであります。

石井氏は、昭和34年2月に本町に生まれ、年齢は66歳であります。昭和56年に東北福祉大学社会福祉学部を卒業後、同年4月に富岡町役場に入庁し、幅広い職務を歴任されました。平成26年4月には教育総務課長として、本町の創造的な発展を見据えた学校運営や魅力ある教育の実践など、次世代を担う子供たちを地域で育む取組をさらに深めるため、執行機関である教育委員会の運営をはじめ、教育行政予算の執行、管理に努めるなど、令和4年3月に退職となるまで40年以上にわたりご活躍されました。また、これまでの豊富な人脈と知識、経験から、国民健康保険事業の運営に関する協議会会長、富岡町介護保険事業運営協議会委員として各種保険制度の円滑かつ適切な運営にご助言をいただき、さらには富岡町社会教育委員として生涯学習や社会教育の振興にご尽力いただくなど、多岐にわたりご活躍されている方であります。このように石井氏は長年の行政経験と豊富な知識と経験を有した人格、識見ともに優れた方であり、本町監査委員として適任であると考えておりますので、ご同意のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（堀本典明君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を許可します。質疑ございませんか。

5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） ありがとうございます。基本的に私反対というか、そういう考えはないのですが、今の町長の説明の中で、入庁以来、多岐にわたって役職を歴任されたということなのですが、入庁してから教育総務課長までの間に、どういう課を経験されているのか、もし答弁が可能であれば、

もう一度説明していただきたいのですが。

○議長（堀本典明君） 総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） 今町長からご紹介していただいた、その課が全てを申し上げているわけではございませんが、今現時点での課を経験したのかというのを、手元を持ってございませんでした。調べて回答するような形を取りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（堀本典明君） 暫時休議します。

休 議 (午前 9時37分)

---

再 開 (午前 9時37分)

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

そのほか質問ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第43号 富岡町監査委員の選任につき同意を求めるについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（堀本典明君） ただいまの出席議員は8名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（堀本典明君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（堀本典明君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（堀本典明君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（堀本典明君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番、佐藤啓憲君、5番、渡辺正道君、6番、高野匠美君、以上の3名を指名いたします。

よって、立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（堀本典明君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数8票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成8票、反対ゼロ票、以上のとおり賛成が全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

皆さんにお諮りいたします。本来であれば、ここでただいま同意された石井和弘さんにご挨拶をいただくところですが、諸般の事情により、翌日に改めてご挨拶をいただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

それでは、そのようにいたします。

次に、議案第44号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 提案理由を町長より求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 議案第44号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める

ことについての提案理由を申し上げます。

本案は、富岡町固定資産評価審査委員会の委員、阿久津守男氏が令和7年9月30日をもって任期満了となりますので、本委員会の委員に三瓶雅弘氏を選任いたしたく、ご同意をお願いするものであります。

三瓶氏は、昭和34年4月に本町に生まれ、年齢は66歳であります。昭和59年に駒澤大学法学部を卒業し、同年4月から富岡町役場の職員として税務課長、いわき支所長等々を歴任され、令和2年3月に退職となるまで40年近くご活躍されました。また、令和2年4月からは富岡町商工会事務局長として中小企業、小規模事業者の経営支援を行うとともに、地域で事業を行う商工業者の振興、発展にご尽力されるなど、多岐にわたりご活躍された方であります。このように三瓶氏は長年の行政経験と税務に対しての豊富な知識を有するとともに、人格、識見ともに優れた方であり、固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えておりますので、ご同意のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（堀本典明君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を許可します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第44号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（堀本典明君） ただいまの出席議員は8名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（堀本典明君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（堀本典明君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応

じて順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（堀本典明君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（堀本典明君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番、宇佐神幸一君、9番、渡辺三男君、1番、安藤正純君、以上の3名を指名いたします。

よって、立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（堀本典明君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数8票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成8票、反対ゼロ票、以上のとおり賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本件につきましては、慣例によりご挨拶を省略させていただきますので、ご了承賜りたいと思います。

次に、議案第45号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 提案理由を町長より求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 議案第45号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについての提案理由を申し上げます。

本案は、富岡町固定資産評価審査委員会の委員、大畠孝委員が令和7年7月4日にご逝去されましたことに伴い、欠員が生じておりますことから、新たに神谷健二氏を本委員会の委員に選任いたしましたく、ご同意をお願いするものであります。

神谷氏は、昭和49年3月に東京都墨田区に生まれ、年齢は51歳、現在はいわき市四倉町にお住まいです。平成8年に東洋大学工学部建築学科を卒業し、同年民間企業に就職後、平成14年9月より富岡町にお住まいになられ、建築士の資格を生かし、有限会社三輪鉄工所に勤務する傍ら、平成21年12月から平成29年3月まで富岡町消防団員として、町民の生命と財産を守るべく、地域防災活動の最前線でご活躍され、また平成26年4月から平成28年4月まで富岡町都市計画審議会委員として都市計画行政の円滑な運営を図るべく、建築士の専門的な知見を生かした適切かつ幅広なご識見をお示しいただくなど、多岐にわたりご活躍されている方であります。このように神谷氏は本町の状況を熟知しており、建築に関する豊富な知識と経験を有した人格、識見ともに優れた方であり、固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えておりますので、ご同意のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を許可します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第45号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（堀本典明君） ただいまの出席議員は8名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（堀本典明君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（堀本典明君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（堀本典明君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（堀本典明君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番、辺見珠美君、3番、平山勉君、4番、佐藤啓憲君、以上の3名を指名いたします。

よって、立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（堀本典明君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数8票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成8票、反対ゼロ票、以上のとおり賛成が全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本件につきましては、慣例によりご挨拶を省略させていただきますので、ご了承賜りたいと思います。

10時20分まで休憩いたします。

休 議 (午前10時07分)

---

再 開 (午前10時20分)

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

次に、議案第46号 富岡町下水道事業の設置等に関する条例についての件を議題といたします。

この件については、さきの全員協議会で説明を求めておりますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 議案第46号 富岡町下水道事業の設置等に関する条例について、提案内容の説明をいたします。

本条例は、公営企業の経営基盤強化を目的とする公共下水道事業及び農業集落排水事業の地方公営企業法適用に際し、基本事項を定めるものであります。

条例の構成は7条立てとしており、第1条において、公共下水道事業及び農業集落排水事業（以下「下水道事業」という）の設置を規定しております。

第2条は、財務規定等の適用を規定する条文であり、地方公営企業法（以下「法」という）第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用するとしております。

第3条は、経営の基本を規定しており、第1項では、下水道事業は常に企業の経済性を發揮とともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならないとしております。第2項では公共下水道事業の経営の規模を、第3項では農業集落排水事業の経営の規模を定めております。

第4条は、重要な資産の取得及び処分について定めており、法第33条第2項の規定により、予算で定めなければいけない資産の取得及び処分は、予定価格700万円以上の不動産、動産の買入れもしくは譲渡、または不動産の信託の受益権の買入れもしくは譲渡としております。

第5条は、議会の同意を要する賠償責任の免除について定めており、法第34条において準用する地方自治法第243条の2の8第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合としております。

第6条は、会計事務の処理について定めており、法第34条の2ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務のうち公金の出納または支払いに関する事務及び公金の保管に関する事務については、会計管理者に行わせるとしています。

第7条は、業務状況説明書類の作成について定めています。第1項では、業務状況説明書類の作成頻度を定めており、半年ごとに年2回作成することと、その作成期限について定めています。第2項では、当該説明書類への記載内容を定め、第3項では、当該説明書類の作成が作成期日まで完了しなかった場合においても、できるだけ速やかにこれを作成しなければいけない旨を定めています。

附則としまして、その第1項では、本条例の施行期日を令和8年4月1日としております。本条例の施行に合わせ、第2項では、富岡町公共下水道事業特別会計設置条例及び富岡町農業集落排水事業

特別会計設置条例を廃止するとしており、第3項では、富岡町下水道条例の文言修正による一部改正、第4項では富岡町農業集落排水施設条例の文言修正による一部改正について規定しております。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第46号 富岡町下水道事業の設置等に関する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件についても内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） それでは、議案第47号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、本年4月、上位法である地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充し、仕事と育児の両立支援制度の利用に係る意向確認等の措置を講じなければならないとされたことから、必要となる規定を整備するため、所要の改正を行うものです。

改正の内容は、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向配慮等の規定、3歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に関する情報提供、意向確認等の規定を整備し、併せて規定整備に伴う引用条文の改正及び条ずれの解消となります。

それでは、議案第47号別紙資料、職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表によりご説明い

いたします。新旧対照表1ページから3ページを御覧ください。育児または介護を行う職員の早出遅出勤務に関する規定、現行の第8条の2第2項中、新たに第17条の2の条文を加えることにより条ずれが生じるため、引用条文の「第17条の2第1項」を「第17条の3第1項」に改めるものです。

次に、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向配慮等の規定を第17条の2第1項及び第1号から第3号として新設し、加えて、3歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に関する情報提供、意向確認等の規定を第17条の2第2項及び第1号から第3号として新設し、第3項に、任命権者は、規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、配慮しなければならない規定を新たに規定するものです。現行の「第17条の2」及び「第17条の3」を条ずれ見直しのため「第17条の3」、「第17条の4」と改め、現行の第17条の2条文中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という）」を「請求等」に改めるものです。

なお、附則として、第1条において、施行日は上位法の施行期日と同様令和7年10月1日からとし、第2条において、この条例の日前に改正後の第17条の2第2項の規定の例により措置を講じることができることとする経過措置の規定をそれぞれ定めるものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第47号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題いたします。

この件についても内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） それでは、議案第48号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、本年4月、上位法である地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置が拡充されたことから、育児時間の多様化に係る規定を整備するため、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を改正するものであります。

改正の内容は、これまで1日につき2時間の範囲内で取得可能であった部分休業を第1号部分休業に改正し、新たに1年間に10日間相当の時間の範囲内で、1日当たりの上限がなく、1時間単位で取得可能な第2号部分休業を新設し、育児時間の請求を申し出る単位期間の規定と、職員が1年につき請求できる第2号部分休業の上限規定、加えて職員が部分休業の請求内容を変更することができる特別の事情に関する規定を新設するため、所要の改正を行うものです。

議案第48号別紙資料、職員の育児休業に関する条例新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表の4ページから6ページを御覧ください。現行の第17条第2号において「日数及び勤務日ごとの勤務時間」を「日数」に、「除く」を「除く。次条において同じ」に改めるものです。

第18条見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項）から「始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条」からの「承認は」に改め、同条第2項中「を承認されている」を「又は職員の勤務時間、休暇等の勤務に関する条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改めるものです。

第18条の次に、第2号部分休業の承認に関する第18条の2、育児休業法第19条第2項の条例で定める1年間の期間に関する第18条の3、育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間に関する第18条の4、育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情に関する第18条の5を新設し、現行19条条文中の「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改め、第20条条文中の「第13条の規定は、部分休業について準用する」を「育児休業法第19条第6項」から「職員が第3項変更をしたときとする」に改めるものです。

なお、附則として、第1条において、施行日は上位法の施行期日と同様令和7年10月1日からとし、第2条において、令和7年10月1日から令和8年3月31までの間における第2号部分休業の上限を「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする経過措置の規定をそれぞれ定めるものです。今年度は、1年間の半分の期間が適用となるため、半分とする組替え規定とするものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第48号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） それでは、議案第49号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、令和5年5月、上位法である地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとなりましたが、パートタイム会計年度任用職員に係る引用条文のズれを解消するため、会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を整備するため、所要の改正を行うものです。

それでは、議案第49号別紙資料、会計年度任用職員の給与等に関する条例新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表7ページから9ページを御覧ください。現行第20条第2項、同条第4項第21条第2項及び第22条第2項中の「第25条」を「第27条」に改め、第23条文中「第26条」を「第27条」に改めるものです。

次に、第27条中「第19条」を「第20条」に、「第21条」を「第22条」に改め、同条第1号から第3号中の「第17条第1項」から「第17条第3項」を「第18条第1項」から「第18条第3項」に改め、第28条条文中の「前条第2項第1号」を「前条第1号」に、同条第2項条文中「前条第2項第2号」を

「前条第2号」に改めるものです。

なお、本条例の附則として、第1項において施行日は公布の日からとし、第2項において、改正後の会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定は令和7年4月1日から適用するとするものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第49号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 富岡町税特別措置条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（大館衆司君） それでは、議案第50号 富岡町税特別措置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、関連する法律の省令及び福島県税特別措置条例の改正に伴い、所要の改正をするものであります。主な改正内容は、原子力発電施設等立地地域における不均一課税における課税免除の対象となる施設等を取得する期限が令和7年3月31日から2年間延長し、令和9年3月31日となったこと及び一部文言の整理、また地域経済牽引事業促進区域における課税免除における課税免除の対象となる施設等を取得する期限が令和7年3月31日から3年間延長し、令和10年3月31日となったことであります。

それでは、議案第50号別紙資料、富岡町税特別措置条例の一部を改正する条例新旧対照表によりご説明いたします。資料10ページを御覧ください。第4条、原子力発電施設等立地における不均一課税

では、同条の条文中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「を構成する減価償却資産のうちに同条第2項に規定する対象設備（以下単に「対象設備」という）を含むもの」を、「（以下この条において「対象設備」という）」に改め、資料11ページを御覧ください。第5条、地域経済牽引事業促進区域における課税免除では、同条の条文中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改めるものです。

なお、本条例改正案は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものです。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第50号 富岡町税特別措置条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 富岡町特定復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（大館衆司君） それでは、議案第51号 富岡町特定復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、関連する条例である福島県特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。改正内容は、課税免除の対象となる施設等を取得する期限が令和7年3月31日から1年間延長し、令和8年3月31日となったことであります。

それでは、議案第51号別紙資料、富岡町特定復興産業集積区域における町税の特例に関する条例新

旧対照表によりご説明いたします。資料12ページを御覧ください。第2条、課税免除では、同条条文中「令和7年3月31日」を「令和8年3月31日」に改めるものです。

なお、本条例改正案は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものです。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第51号 富岡町特定復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 双葉地方広域市町村圏組合規約の一部を改正する組合規約についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） 議案第52号 双葉地方広域市町村圏組合規約の一部を改正する組合規約について内容をご説明いたします。

これまで東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故に伴う災害弔慰金支給のため、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の趣旨に鑑み、震災以降は双葉地方町村会に災害弔慰金審査会を設置し、本件に係る審査事務を進めてまいりました。本事務は、双葉郡内の町村共通の事務であることを踏まえ、一部事務組合である双葉地方広域市町村圏組合が共同処理することが望ましいため、各町村との事前協議により共同処理する事務に災害弔慰金審査会の設置及び運営に関することを加えることとなり、これにより地方自治法第286条第1項の規定に基づき構成町村に規約の変更協議がありましたので、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

それでは、議案第52号別紙資料、双葉地方広域市町村圏組合規約新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表13ページを御覧ください。第3条第16号、災害弔慰金審査会の設置及び運営に関する事を加えるものです。

施行期日は、附則において、この規約は福島県知事の許可のあった日から施行するとしております。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第52号 双葉地方広域市町村圏組合規約の一部を改正する組合規約についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 町道路線の認定及び変更についての件を議題といたします。

この件については、表の朗読を省略してください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 議案第53号 町道路線の認定及び変更についてご説明いたします。

今回の町道認定及び変更については、富岡公園線と栄町造成地の現道と県道広野小高線の福島県事業との調整により提案するものです。

議案第53号別紙資料を御覧ください。赤着色で表記しているところが新規路線で、青着色で表記しているところが変更路線です。認定路線については、新規路線を赤着色として別紙資料の左側記載の3016町道月ノ下西原線から東に向かう路線番号3319富岡公園線、別紙資料右側の県道広野小高線より西側のループになる3320毛萱2号線、県道広野小高線より東側に記載の3321毛萱3号線の3路線です。変更する路線は、別紙資料左側の3175栄町線の終点部を青着色のとおり延長する1路線です。

なお、路線番号、路線名、起点、終点、延長、幅員は、それぞれ別紙資料の記載のとおりとなります。

以上のことから、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、町道路線の認定及び変更をしようとするものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第53号 町道路線の認定及び変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時20分まで休憩いたします。

休 議 (午前11時09分)

---

再 開 (午前11時20分)

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

次に、認定第1号 令和6年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。決算の認定については、一般会計、特別会計を続けて朗読を求め、会計管理者より併せて概要の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

それでは、認定第1号から第7号まで続けて総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 次に、会計管理者より、一般会計、特別会計併せて決算の概要についての説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（志賀智秀君） それでは、令和6年度富岡町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

令和6年度一般会計・特別会計歳入歳出決算概要説明書を御覧ください。令和6年度富岡町一般会計及び特別会計の歳入歳出予算につきましては、出納閉鎖期日である令和7年5月31日をもって出納を閉鎖し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第1項の規定により歳入歳出決算を調製後、関係書類を添えて令和7年7月31日付で富岡町長に提出しております。

それでは、決算の概要についてご説明いたします。1ページを御覧ください。初めに、歳入についてご説明いたします。予算現額151億6,574万2,000円に対し、調定額は152億7,727万8,013円、収入済額は151億3,552万1,194円であり、予算現額に対する収入割合が99.80%、調定額に対する収入割合は99.07%でした。調定額に対して収入未済となった総額は1億4,034万3,608円であり、内訳は記載のとおりとなっております。

次に、不納欠損の総額は141万3,211円であり、内訳は全て町税であります。収入済額のうち基金からの繰入金の総額は、36億6,512万3,481円であり、内訳は記載のとおりとなっております。

次に、歳出についてご説明いたします。2ページを御覧ください。予算現額151億6,574万2,000円に対し、歳出総額は139億258万4,917円であり、予算現額に対する執行率は91.67%でした。

次に、不用額の総額は4億4,543万4,083円であり、50万円以上の不用額が生じた件数は109件、款ごとの件数は記載のとおりとなっております。予算流用については82件、723万4,500円、予備費充用は22件、1,388万6,000円となっております。

次に、実質収支の状況について申し上げます。歳入総額151億3,552万1,194円、歳出総額139億258万4,917円、歳入歳出差引額12億3,293万6,277円、次年度へ繰り越すべき財源7億1,923万2,389円、実質収支額5億1,370万3,888円、基金繰入額2億5,700万円となっております。

令和6年度財産に関する状況については、令和6年度富岡町歳入歳出決算書156ページから163ページ記載のとおりとなっております。

次に、特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。なお、特別会計における説明は、3、実質収支の状況の実質収支額の朗読のみとさせていただき、その他については記載内容をご確認いただきますようお願いいたします。

それでは、3ページから4ページを御覧ください。令和6年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の実質収支額は1億2,220万3,353円となっております。

5ページから6ページを御覧ください。令和6年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の実質収支額は、801万6,616円となっております。

7ページから8ページを御覧ください。令和6年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の実質収支額は、1,092万5,527円となっております。

9ページから10ページを御覧ください。令和6年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の実質収支額は、7,776万4,274円となっております。

11ページから12ページを御覧ください。令和6年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の実質収支額は、37万5,059円となっております。

13ページを御覧ください。令和6年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の実質収支額は、81万5,029円となっております。

次に、14ページから15ページを御覧ください。昨年度はついていなかったのですが、今年度から参考資料といたしまして、本町が保有する積立基金の令和6年度の運用状況について、14ページには基金全体の運用実績を、15ページにはそのうち定期預金及び債券による運用実績を記載しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

以上が令和6年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の概要についての説明となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 次に、代表監査委員より決算審査意見書の朗読を求めます。

なお、特別会計も併せてお願ひいたします。

代表監査委員、坂本和久君。

○代表監査委員（坂本和久君） それでは、監査委員より、令和6年度一般会計及び特別会計決算並びに基金運用状況審査意見書を朗読いたします。

資料の1ページをお開きください。令和6年度決算審査意見書。1、審査の概要。（1）、審査の対象。①、令和6年度富岡町一般会計歳入歳出決算書。②、令和6年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書。③、令和6年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書。④、令和6年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書。⑤、令和6年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書。⑥、令和6年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。⑦、令和6年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算書。⑧、令和6年度における基金の運用状況について。

（2）、審査の期間。令和7年8月4日月曜、5日火曜、6日水曜までの3日間。

2、審査の基本方針。令和6年度の決算審査に当たっては、町長から送付された各会計の歳入歳出決算書及び附属書類並びに基金の運用状況について、①、決算の計数は正確であるか。②、予算の執行は、関係法令及び議決の趣旨に沿って適正に行われたか。③、収入支出事務は、会計法規に基づいて処理されているか。④、決算書は、目的に沿っているか。⑤、補助金は、目的に沿っているか。⑥、財産の管理は適正か。⑦、予算に定める目的に従って、事務事業が効果的、経済的、合法的に執行されているか。⑧、基金の設置目的に沿って、適正かつ効果的に運用されているか、また計数的に正確であるか、以上を基本方針として、歳入歳出決算書及び基金の運用の状況調書並びに各課等から提出された関係書類や資料を照査し、また関係職員の説明を聴取するなど、さらには例月出納検査の結果も参考にして審査した。

3、審査の結果。初めに、総体的な審査結果について、令和7年8月1日までに町長から送付された令和6年度の各会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、関係法令等に準拠して調製され、決算の計数は会計管理者所管の証票書類と一致し、正確であり、予算の執行については、一部努力を要する部分もあると見受けられたが、おおむね適正に行われ、所期の成果を収めたものと認めた。また、令和7年7月24日に町長から送付された令和6年度における基金の運用状況については、設置の目的に沿って適正かつ効果的に運用され、計数的にも誤りはなく、その運用は適正であると認めた。

4、決算の総括から11ページ、8、財産に関する状況については、各項目にコメント、表を記載しておりますので、ご一読ください。

11ページの結びを朗読いたします。11ページをお開きください。結び。今回の決算審査は、昨年度の決算審査や例月出納検査等において指摘、指導した事項を改善しているか。また、条例や規則などの例規を遵守し、厳格さをもって事務執行に努めているかに着眼し、審査を行った。

本町は、現在、昨年2月に国の認定を受けた特定帰還居住区域復興再生計画に基づき、町内全域の避難指示解除に向けた取組が進められているとともに、本年3月に町議会の議決を受けた富岡町災害復興計画、(第三次)による新たな町づくりに鋭意取り組んでいるところであり、町の中長期的な展望を見据えた適正な行財政の運営が引き続き求められている。

令和6年度決算においては、一般会計の決算規模は、歳入151億3,552万1,194円、歳出139億258万4,917円、特別会計が歳入46億8,206万3,708円、歳出43億8,969万7,850円で、一般会計と特別会計を合計した決算総額では歳入198億1,758万4,902円、歳出182億9,228万2,767円となっており、総体的にはおおむね適切に事務処理が行われたものと判断する。

また、財政状況においては、実質公債費比率が昨年度より2.3ポイント増となるマイナス0.3%となっており、町債においても一般会計及び特別会計を合わせた現在高の総額は11億4,693万7,000円で、前年度より2億4,294万2,000円減少するなど、着実に財政の健全化が図られているものと評価する。

歳入においては、一般会計の歳入決算総額における収入未済額が1億4,034万3,608円となっており、その内訳は町税1,992万7,358円、使用料及び手数料1,465万4,656円、国庫支出金459万2,572円、県支出金9,846万52円、諸収入270万8,970円となっている。

これらのうち、繰越事業に係る未収入特定財源を除く収入未済については、町税及び町営住宅使用料が大半である。受益者負担の公平性の観点からもこのような未収金を発生させないことが原則であるが、納税意識の低下や特例期間終了に伴う税負担の増加等により滞納者が増加することも懸念される。改めて各担当部署での情報共有や行政組織内の連携強化を図るとともに、外部の意見等も取り入れながら、適正な法的対応も含め滞納を解消する創意工夫と地道な努力を引き続き要望する。

また、一般会計において、収入額が予算額を下回る項目が散見され、一般会計の歳入総額で3,022万806円の歳入欠陥が生じていた。内容を聴取した結果、本件については、大部分が過次繰越しや繰越明許を起因とするもので、これにより歳入不足は問題がないものと判断する。しかし、予算に対する

歳入の不足は歳出予算の執行を阻害するおそれもあることから、安易に歳入不足を生じさせることのないよう適時確認を徹底し、引き続き適正な予算要求と執行管理を努めていただきたい。

歳出においては、一般会計の予算未執行額の割合が8.33%で、昨年度に比して翌年度繰越額が大幅に増加していることに加え、不用額の総額は4億4,543万4,083円となっており、予算現額が減少しているにもかかわらず、不用額は増加している。不用額を出す要因としては、年度末まで支出の可能性があるため予算を確保しておくべきものや事業の改善、工夫による節減によるものほかは、過大な積算によるもの、契約差金が生じたもの、他官庁との協議による遅れ等で事業未了となるものなどが考えられる。以前の決算審査において指摘した、支出見込みがないにもかかわらず減額補正をせず、安易に不用額を生じさせている事案については改善も見受けられたが、これらは効率的な予算の再配分を阻害し、貴重な予算をみすみす不用額として処理する結果となってしまうので、引き続き最後まで丁寧に予算管理を行っていただきたい。

また、各種補助事業については、昨年度の決算審査において精査、必要に応じて見直し等について言及したところである。現在、各所管において作業を進めているものと理解するが、併せて交付要件や添付書類の見直し等、時勢に合わせた修正にも着手していただきたい。

国は、令和8年度から5年間を第3期復興・創生期間として、1.9兆円程度を事業規模とする復興の基本方針を閣議決定、うち約1.6兆円が福島県に配分されることで、この先の復興関連の事業に対する財源は一定程度確保される見込みではあるが、適切な予算要求とその執行に努めなければならない大原則に変わりはなく、中長期的な行財政の展望を踏まえた明確な事業計画に基づく予算計上を念頭に、安易かつ過大な予算要求は厳に慎むとともに、その執行に当たっては予算主義の原則を厳守し、前例踏襲することなく、柔軟な創意工夫により地方自治法の趣旨である最少の経費で最大の効果を上げるよう努めていただきたい。また、昨年度も指摘したことであるが、担当職員の財務に関する知識不足や経験不足、単純な確認漏れ等によるミスが引き続き散見された。研修等職員の実務能力向上のための対策強化と着実な確認作業の徹底を強く要望する。

町では、昨年度、令和10年度までの収支見通しと課題を分析し、その改善策等をまとめた中期財政計画を策定したところである。当該計画の理念、目的を全職員が共通認識するとともに、適切に時点修正を行うなど、富岡町が将来にわたって持続可能な行財政運営を行っていくために引き続き取り組んでいただきたい。

以上、適切かつ柔軟な事務処理の継続と本審査における指摘、要望事項の改善を望み、令和6年度の決算審査の意見とする。

以上です。

○議長（堀本典明君） 午後1時まで休憩いたします。

休 議 (午前11時48分)

再開 (午後 1時00分)

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

それでは、これより認定第1号 令和6年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定についての審議に入ります。

この際、審議の順序についてお諮りいたします。慣例によりまして、歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることといたします。

それでは、歳入の部から入ります。12ページをお開きください。12、13ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 14、15ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 16、17ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 18、19ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 20、21ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 22、23ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 24、25ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 26、27ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 28、29ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 30、31ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 32、33ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 34、35ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（堀本典明君） 36、37ページございませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 38、39ページございませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 40、41ページございませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 42、43ページございませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 44、45ページございませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 46、47ページございませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 歳出に入ります。48、49ページございませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 50、51ページございませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 52、53ページございませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 54、55ページございませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 56、57ページございませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 58、59ページございませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 60、61ページございませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 62、63ページございませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 64、65ページございませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 66、67ページございませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（堀本典明君） 68、69ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 70、71ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 72、73ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 74、75ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 76、77ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 78、79ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 80、81ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 82、83ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 84、85ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 86、87ページございませんか。

1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） 87ページの備考欄の015共生型サポート拠点施設運営事業の指定管理料9,750万円なのですけれども、この共生型サポート拠点には特別養護老人ホームと、あと半分はフィットネスクラブとか、カフェとか、ワークショッフルームなんかあるのですけれども、この9,750万円の内訳というか、特別養護老人ホームには幾ら、フィットネスには幾らとか、そういう案分ができるれば、その金額を教えてください。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（佐藤邦春君） 質問ありがとうございます。ただいまの質問にお答えします。

指定管理料として9,750万円支払っておりまして、そのうち特別養護老人ホームの桜の園には6,750万円、あとトータルサポートセンターには3,000万円という内訳になっております。

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） このフィットネスは、会員から会員料をいただいてやっていると聞いたのですけれども、やはり企業も努力して、収入があれば、指定管理料を幾らかでも下げることができればと思うのですけれども、そういう話合いというのは行われているのですか。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（佐藤邦春君）　自主事業ということで、トータルサポートセンターのメディカルフィットネスと、あとカフェ事業は自主事業でやっていたいしているところでございます。料金は取っておりまして、そちらにつきましては、法人の自主事業で実施している形になります。

[「ですから、その中で……」と言う人あり]

○福祉課長（佐藤邦春君）　指定管理料につきましては、その収入と、基本は自主事業につきましては指定管理者の収入という形になりますので、あとはその金額の状況によって、今後事業者と話し合いながら、もし下げられるような状況であれば、会費とか、そういうところを下げるような交渉はしてみたいと考えております。

○議長（堀本典明君）　1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君）　分かったような、分からぬような感じで、今あやふやなのですけれども、町の施設だから、賃料を取ってお貸ししているではなくて、無償で多分お貸ししているのかなと思うのですけれども、指定管理料3,000万円を払って、町民福祉のために必要だからということでこの事業をお願いしていると思うのだけれども、カフェだったり、フィットネスだったりで、当初スタートのときにはどれだけお客様が入るか分からないので、その3,000万円は妥当かなと思うのですけれども、数年が過ぎてきて、経営内容がだんだんといいようであれば、それはやはり減額もお願いするのも一つの考え方だと思うので、そこは内容の精査というのかな、それはちゃんとやってください。

○議長（堀本典明君）　福祉課長。

○福祉課長（佐藤邦春君）　指定管理料の中には、委託事業というような形でサポート拠点の管理、運営、あるいは地域交流サロン、あるいは高齢者に対する健康増進事業とかも含まれておりますので、先ほど議員のおっしゃったとおり、そういった内容で指定管理料が下げるような状況であれば、そこは検討していきたいと考えております。

○議長（堀本典明君）　そのほか86、87ページございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君）　88、89ページございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君）　90、91ページございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君）　92、93ページございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君）　94、95ページございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君）　96、97ページございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） 98、99ページございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） 100、101ページございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） 102、103ページございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） 104、105ページございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） 106、107ページございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） 108、109ページございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） 110、111ページございますか。

1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） 右側下段に002ふくしま森林再生事業と003森林環境事業、この事業、森林再生と森林環境と、用語ちょっと違いますけれども、この事業の違いを教えてください。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 今ほど111ページのふくしま森林再生事業、それから森林環境事業と、名前が似ているようなところでございますが、まず上段のふくしま森林再生事業について申し上げます。こちらは、森林整備、それから森林生産の活動が停滞しているということもありますので、森林が有する水源涵養や山地災害防止等の公益機能が低下しております。それを防ぐために間伐と路網整備を一体的に整備する事業でございます。

下段の003の森林環境整備というのは、今ほどの有する機能を十分に理解していただく、釀成を図っていくという部分がございまして、例えばその事業実施委託料の中では、森の案内人の方にご協力いただき、子供たちに教育していく、そういう流れでやっております。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） 上段のふくしま森林再生事業なのですけれども、町内一円を一斉にスタートするのではなくて、やはりある程度計画的に、この地域からスタートするとか、そういう計画的なものがあるのかどうか、その辺教えてください。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） ふくしま森林再生事業でございますが、こちらの対象になっているのは町内にある民有林、こちらで約2,700ヘクタールございます。それを計画的に実施していくとい

う形で、林班でいうと34林班ですが、住宅が広がる場所、例えばございますけれども、西原だったり高津戸だったりという部分で、既に4地区、5地区ほど実施済んでおります。トータルでいくと170ヘクタールが済んでおりますが、一気に20ヘクタール、50ヘクタール、なかなか難しい部分がございます。できても、年間当たり20ヘクタールが限度かなと思っておりますが、そうなりますと、2,700ヘクタールとなるとまだまだかかるというのは十分分かっておりますので、この点については引き続き国に求めながら実施を進めていきたいと思います。まずは、住宅が広がるエリアを整えていくって、次に奥の山に入っていくと、そういう流れの計画でございます。

○議長（堀本典明君） そのほか110、111ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 112、113ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 114、115ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 116、117ページございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 107ページの……

〔何事か言う人あり〕

○9番（渡辺三男君） 117行ってしまった。ごめんなさい。後になります。

○議長（堀本典明君） 大丈夫ですか。そのほか116、117ページ大丈夫でしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 118、119ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 120、121ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 122、123ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 124、125ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 126、127ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 128、129ページございませんか。

5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） ありがとうございます。上段から2列目、プロフェッショナル転校生委託料

140万円、この委託先と、年度内の講師の先生はどういった先生だったのか。また、それに対する学校、児童の評価はどういうものだったのかお聞かせください。

○議長（堀本典明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） プロフェッショナル転校生委託事業でございますが、こちらは2学期に新しい転校生ということで専門家の方をお呼びいたしまして、年度末まで学校で子供たちと一緒に生活をするというような事業でございます。昨年度につきましては、三原聰一郎さんということで、放射線の見える化など化学を使った実験ということをやっていただきまして、例えば空气中においても放射線があるということで、そういったものを理科の実験などを通じて子供たちに科学の面白さというのを伝えていただいているということでございます。委託先につきましては、すみません、調べさせていただきたいと思いますので、お時間をいただきたいと思います。

○議長（堀本典明君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） 恐らくインビジブルだと思うのですが、今の課長の説明で、内容については理解しました。ただ、当初の目的ですね、校舎内の一室で転校生が時間に関係なくいろいろな創作活動をしているところを児童たちが休み時間を使って見に行ったり、会話をしたり、いろいろなことをするという流れで、その期日は別にいいのですけれども、これそうすると、今の課長の説明ですと放射線の見える化とかというお話でしたが、そうすると2学期から年度末までいなくても、これは特別授業みたいな形でやられたのか、それとも一室を使ってずっとそういうことの研究というか、何か作業をされていたのか。そうすると、最初のプロフェッショナル転校生の趣旨からずれてきているのかなという感じがするのですが、昨日も一般質問の中で申し上げましたが、前任の教育長のときにも私念を押したのですが、この講師先生の固定化とかということは十分に配慮してやってくださいということを申し上げていたつもりですが、本来の趣旨からずれていって、正直言わせてもらうと、小学校に通っている児童から直接聞いたのですが、この講師先生が駄目という意味ではないですが、近頃、面白くなくなってきたというようなお話もお聞きしました。その辺について、もう一度答弁いただけますか。

○議長（堀本典明君） 教育長。

○教育長（武内雅之君） 先ほどの課長の説明に補足も加え、今後の見通しについてもお話しさせていただきます。

昨年度の三原先生につきましては、放射線の研究も進めていたのですが、町内各地の土、または植物等を使って染料を作り、その染料をもとに永桜祭で染物を行うなどの活動も行っていました。Tシャツに染料で染物をしたというようなこともありますし、こうした部分については専門性を持って活動できていた部分もありました。ただ、今議員のご指摘のとおり、子供たちの興味関心にどこまで沿うかという部分については反省する部分ももちろんありますし、期間が長いということで、今後講師の選定についてはしっかりと考えていかなければならぬと捉えております。そういった意味で、今児童の

言葉ということもありましたので、今後しっかりと1年分の評価を学校サイド、教育委員会でも行うとともに、そうした反省の部分から、より専門性の高い、また子供たちのニーズに合った講師選定を考えていければと思っております。今年度につきましては、影絵を行うということで、昨年度まで以上に子供たちの興味、関心を引く講師を現在、今年度については採用しておりますので、こうした部分、議員ご指摘のような部分の改善にまず今年度つながればと思って、関わり方、活動についても、我々もしっかりと確認して、進めていきたいと考えています。

○議長（堀本典明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） 先ほど保留させていただきました委託先につきましては、NPO法人インビジブルでございます。申し訳ございませんでした。

○議長（堀本典明君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） ありがとうございました。ただいまの教育長の答弁である程度納得しました。ちょっとあれっと思ったのは、放射線の線量を測るのかなと思ったら、染物の染料の話になっていたので、私途中で混乱してしまいましたが、そういう意味であれば放射線の話ばかりではなくて、そっちの興味を、ある意味これは今個人的にそういう意味での広がりのある先生だったらしいなど、特に私は思いました。また、今年度は影絵の先生ということなので、よろしくお願ひしておきますが、先ほど来から言っているように、先ほど補助金の検証であるとか、委託先の検証ということも、議長も申し上げておりましたように、事業化されていて、マンネリ化というのも変ですが、その辺は十分考慮されているのでしょうかけれども、やはり第一は生徒たちの声、児童たちの声を聞き取って、それを次年度の事業に反映させてください。よろしくお願ひします。答弁は結構です。

○議長（堀本典明君） それでは、128、129ページ、ほかございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） 130、131ページございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） 132、133ページございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） 134、135ページございませんか。

5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） 中段にあるAED賃借料47万円、これ台数は何台なのかということと、次に139ページ、こども園でも出てくるのですけれども、当然設置してあるからには操作、扱える人たちというか、これは先生方そのための教育というか、使用基準というか、それに熟知された方がいるのかどうか、その辺をお聞かせください。

○議長（堀本典明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） お答えします。

AEDの賃借につきましては、小中学校につきましては3台設置しております、校舎に2か所、あと体育館に1か所置いております。また、こちらのAEDにつきましては、先生方も研修を受けておりますので、先生方がいつでも使えるようにという形では整えさせていただいております。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） そのほか134、135ページございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） 136、137ページございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） 138、139ページございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） 140、141ページございませんか。

3番、平山勉君。

○3番（平山 勉君） 141ページなのですけれども、富岡町の今を学ぶ事業業務委託料1,500万円があるのですけれども、この委託先と、ツアートーとかだととは思うのですけれども、受け入れ人数あるいは企画回数とか、もし分かれば教えてください。

以上です。

○議長（堀本典明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） 今おっしゃる体験ツアーナーの委託先につきましては、日本経済新聞との契約を行っております。昨年度の実施回数は、2回ということで11組22名が首都圏から参加をしております。内容につきましては、首都圏の方が富岡町においていただき、実際に海釣りの体験なんかをして、放射性物質の検査をする、あとは農家訪問なんかをして、震災以降の取組を確認していくだくというようなツアーナーでございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 140、141ページ、ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） 142、143ページございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） 144、145ページございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） 146、147ページございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） 148、149ページございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） 150、151ページございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） 152、153ページございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） 155ページございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） 156、157ページございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） 158、159ページございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） 160、161ページございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） 162、163ページございませんか。

5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） ありがとうございます。162ページ、物品ということでこれ記載されているのですが、上段の普通自動車や軽自動車というのはある程度理解できるのですが、まず工業機器1台とあるのですが、これは一体どういったものか。あと、教学機器13台、あとは美術品、これは絵画だと思うのですが、16台とあるのですが、これは庁舎内だとは思うのですが、どこに展示されているのか、その辺内容をもう一度ご説明ください。

○議長（堀本典明君） 総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） お答えいたします。

162ページの物品、100万円以上のものについて、こちらに載せてあるものとなりますけれども、工業機器につきましては、木材カットマシンセットというもので、さくらモールのダイユーエイトで木材をカットする機械がこちらに1点ということで載せさせていただいております。それから、教学機器につきましては、ピアノ12台、それから移動式バスケットゴール1台、計13台という形になります。それから、美術品につきましては絵画が主なものになりますが、16点で、役場庁舎に美術品設置箇所図というもので管理してございますが、例えば役場庁舎1階、2階それぞれ通路等に展示されていますし、正庁の前にも大きな絵画が提示されているかと思いますが、そういうものを合わせて16点ということでございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） ありがとうございます。

それでは、美術品、100万円以上のものが16点ということなのですが、本議事堂の先にも、事務局

の前にも展示してあるのも、そうするとそういうそのうちの一つかなと思うのですが、破けたりとか、壊れたりした場合の、これらの絵画に対する保険とか、そういうものは加入されているのか、その辺お聞かせください。

○議長（堀本典明君） 総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） 絵画につきましては、全てに保険加入ということではございませんで、今加入しているものが16点中14点になります。総額で60万1,000円というような形になりますけれども、16点のうち14点加入しているという状況でございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） 16点中14点ということなのですが、当然高価なものはある程度この中にもあるのでしょうか、野放図にばんと展示してあるのではなくて、私は分かりませんが、そういう画才というか、絵の感覚はあんまり養われておりませんので、どれが高くて、どれが安価なものなのかは分かりませんが、それなりのやっぱり保管状況というか、展示状況、皆さんに見ていただくような管理はされていますよね。それだけお聞かせください。

○議長（堀本典明君） 総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） 基本的に庁舎、警備がかかる状態になっているかとは思うのですけれども、ただ展示しているものについてはしっかりと、外せないというまではいきませんけれども、固定はしてあるものと認識してございます。

それから、金額的については、いろいろ寄贈いただいたものや購入したものもございますが、寄贈いただいたものには数百万するというものもあると聞いておりますが、それがどれなのかということは、ここではご説明は省かせていただきますけれども、いただいたもので高名な画家の方の場合は、ある程度金額がこのぐらいするだろうなというのはお聞きしている状況でございますが、そういうしたものについては当然先ほどの保険加入しているという対象にはなってございます。繰り返しますが、基本的には部外者が来て、庁舎内から持ち出すようなことについては、絶対ないとは言いませんが、建物自体については警備をかけているところでございます。あとは、それぞれ担当が配置されている場所についての認識を持ちながら、確認するということに尽きるのかなと思います。

以上です。

○議長（堀本典明君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） ありがとうございます。課長の説明で理解するのですが、とにかく出たところにあるような、盗むとか、そういう次元の問題ではなくて、議会事務局の向かいにある絵画に関しては、素手で触れるような状況になって掲示されています。ですから、高価な絵画に対して、それなりの管理状況というか、きちっとした保存状況をぜひとも、安価なものはそういう扱いはしないのかどうかは分かりませんが、それなりの保存、管理を徹底して掲示していただきたいなと要望しておき

ますから、よろしくお願ひします。

○議長（堀本典明君） 総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） ありがとうございます。絵画の保存方法については、今不勉強で分からぬ部分がありますが、実際触れるということもあるって、例えば案内の中に手を触れることのないような、そういうご案内とかも含みながら、ご指摘いただいたことについてちょっとお時間をいただきながら、今の状態から違った状況へという形で検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 総括というほどでもないのですが、107ページの004の農業復興対策事業費の中でタマネギ作付奨励金、これ水稻奨励金と一緒に出ているのですが、奨励金、金額がどうだこうだではなくて、タマネギが連作障害で、かなり作付している人たちが苦労しているように聞くのです。当初からそういう連作障害を想定していなかったのかどうか。それで、すばらしいタマネギ乾燥施設が出来上がったわけですが、そういう部分で連作障害出てくると、耕作する人も、作付する人も少なくなってしまうのかなと思って、その辺心配しておりますので、今現段階どのようになっているのか。また、タマネギに関しては、今年度なんかは乾燥が悪かったのだがどうだか、もう戻されるケースが非常に多かったということで、作付した人はかなり苦労しているように聞いております。その辺の状況も一つ聞かせてください。

あと1つは、その下の鳥獣被害は対策きちっと組んでやってもらっていますから、イノシシとか、そういう部分に関しては問題ないのかなと思うのですが、近隣町村で熊が出たなんていう話よく聞くなり、今日本全国熊騒ぎで随分騒動が起こっているような気がするのですが、近隣町村で出たということが本当であれば、富岡町もそういう状況が生まれるのかなと。とすれば、そういう対策も必要なのかなと思いますので、そういう対策は考えているのかどうか。

あと、農業基盤整備促進事業、工事費、農地の維持とか、ここで2億5,000万円くらい基盤整備にかける金が出ているのですが、今の基盤整備で将来を見た場合にいいのかどうか私は疑問を持っていります。今富岡町の農業者が農業できなくて、外部から入ってきてるのがほとんどの状況の中で、将来的に考えたときに補助金もなくなって、今ある田んぼを直しただけで大きな農業法人が入ってこれるような状況になっているのかどうか、その辺非常に私疑問視していますので、富岡町はこのままの農地の整備でいくのかどうか、大型化の農地を考えているのかどうか、その辺お聞かせください。その3点です。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） まずは、004の農業復興対策事業の中でタマネギ関係でご質問いただきました。議員おっしゃったとおり、まず連作障害のことは想定していたかどうかということになりますと、これはタマネギには連作障害は付き物だと思っています。それをもって、連作障害に係る所得、そちらの経費を補助しましょうという形で昨年度より実施いたしました。これを受け、徹底することが大事でありますけれども、そちらがきちんとなされて、収量的には、若干でありますか、増加という結果になっております。ではありますが、今ほどタマネギ関係での乾燥調製施設、こちらの状況が悪かったのではないかという話をいただきました。この点については、私も同感でありますて、先般農協関係の方々と話をする機会があったので、まずちょっと活を入れるわけではないですが、農協はどこを向いてやっていますかという話をさせていただいた中で、農家あっての農協ですということは肝に銘じた上で、タマネギ生産者の心が折れるようなことは絶対やめてくださいという話をさせていただいております。それも踏まえまして、普及所のご協力もいただきながら、農協では毎週木曜日には巡回指導しているという形でありますけれども、もう少し自分の施設、町の施設でありますけれども、管理運営やっているのであるのであればきちんとやってくださいということは、徹底して伝えております。決して生産者が苦労してはいけないと思っておりますので、しっかりこの点は詰めていきたいと考えてございます。

それから、005の鳥獣被害の件で、熊の話が出ました。9月11日から12月15日までございますが、現在福島県では、中通り、会津地方ではツキノワグマ警報が出ております。そして、浜のほうは注意報になっております。近隣自治体で出たかどうかという話になると、今年の4月14日と記憶しておりますが、大熊町で捕獲されております。また、最近でも広野町で出たという情報もありますし、実際目撃したかどうかは定かではないのですが、新夜ノ森でもがさやぶでそんな音が出たという話が出ております。町の対策といたしましては、まず今できることという形で、くくりわなの数を増やしております。20基ほど増加させていただきました。また、9月1日施行でありますか、法律が改正されまして、熊の捕獲処分関係が各自治体で執り行うことができるとなりました。当然通行止めにしたり、物損関係とかあるので、そこは市町村でしっかりとやりなさいという形でありますけれども、この9月1日からはそういう施行になったということあって、全国各地で熊に対する警戒をしているところでございます。当然のことながら、実施隊あっての熊捕獲だったり、その対応だと思っておりますので、実施隊の皆さんとここは密にやっていきたいと考えてございます。

それから、3点目の基盤整備でございます。将来を見た場合これでよいのかと言われれば、大区画のほうが当然効率化も考えるし、省力化も考えれば必要かと思っております。ですが、今の基盤整備は畦畔を外すといった簡易的なものであって、より営農再開を進めていくというものが主たるもので動いております。長い目で見れば、基盤整備というよりも圃場整備のほうだと思っております。つい昨年の12月だと思いますが、地域の方々、農家の方々と意見交換をさせていただいたときに、確かに

圃場整備関係はかなり時間かかるというのは十分分かっているので、そこは1年、2年でやってくれとは言わないから、きっちりやっていきましょう、大型化にしていきましょうという話で、そこは意思が疎通している部分でございます。町としましても、今喫緊でやらなければいけないのは、まず営農していくのだという気持ちを高めていくことが1つ、それありますが、将来的にはやはり大型化という形で考えていただきたいと考えてございます。当然その点については、耕作者である農家の皆さん、それから地権者の皆さんのご理解がないとなかなか進まないということがありますので、そこは膝を交えながら、しっかりと詰めてまいりたいと考えております。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。タマネギに関しては、当初から連作障害は想定していました。それを消毒とか、そういう部分である程度そういう連作障害は避けられるということのようですが、実際は連作障害でタマネギが大きくならないとか、いろいろ農家の人は苦労しているみたいです。そういう中で、収量は増えているということなのですが、恐らく1件1件の収量を考えていった場合には、そんな増えていないと思うのです。当初はかなり大きくなったタマネギが消毒しても今かなり連作障害で、小さくなっていると。収量は上がるけれども、小さくなっている。当然半口数でいったら激減するという形になってしまっているのかなと思うのです。ましてや乾燥で問題があって、みんな戻ってくるような状況だということで非常に苦労している中で、やっぱり来年度あたりは米のほうの作付が多くなるのかなという危機感が多分あると思うのです。今日本で米は、大変収量が少ないのでないかって騒いでいますから、タマネギから米に変わっても一向に支障はないとは思うのですが、その辺はこの富岡町を軸にしてあれだけのタマネギの乾燥施設を20億円以上かけて造ったわけですから、町内だけの話ではないですけれども、それなりの稼働をしていかないと、あれだけの施設を造って無駄が出るということですので、ぜひその辺を考えていった場合に、タマネギは畑に作る部分であって、今ほとんど作っているのが米作付の場所で作っているということで、非常に農家の方は苦慮しているのかなと思うのです。米の値段がかなり上がっていますから。そうした場合に、役場の担当課としてどういう指導をしていくのか、非常に難しい局面にぶつかってきているのかなと思うのです。私それを心配しているものですから、今後どういう指導をしていくのか、指導方針などあればお聞かせ願います。

あと、鳥獣被害に関しては、熊対策ということですが、今課長から聞きました。やっぱり対策を組むといつても、なかなか前もっての対策というのはわなくらいしかないと思うのです。ただ、そのわなだって、熊対策のわななんかは多分持っていないと思うし、こういう獣というものが人の前に出てくるようになったというのは、やっぱり鉄砲を撃つ人がいなくなったというのが一番なのかなと思うのです。そこで鉄砲撃つ人を免許取って増やしていきましょうといつても、危険なものを持つわけですから、大変な仕事なのかなと思いますので、なかなか一朝一夕にいかない、非常に苦慮するところだと思うのですが、たまに防災無線からそういうことを発信しておくのもいいのかなと思います。熊

対策、熊を見かけたらどうだこうだ、そういうことを身边に感じるような対策も必要なのかなと思います。

あと、基盤整備なのですが、確かに大型化するには、1人の田んぼだけいじって大型化になるというところはごく少ないとと思うのです。1町歩にするというと、2人、3人そこの場所に入る人が、持ち主が増えるということですので、自分の土地は自分のものだよという感覚からいうと、なかなか大型化にすることは難しいと思うのです。執行部の努力が一番必要なのかなと思うのですが、やっぱり10年先、20年先見た場合には大型化していかないと、どうにも私はならないのかなと思うのです。そういう中で、取りあえず農業再開だということで、今町では力入れてやっていますが、力を入れて補助金を導入すると、しばらくいじれなくなっていると思うのです。それが心配なのです。そういう縛りはどのくらいあるのですか。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 順に答弁させていただきたいと思います。

まず、タマネギ関係でございますが、議員ご指摘のとおり、小玉もしくは規格外の数量が、収穫されたものの約半分ぐらいだったという話を聞いています。当然のことながら、適切な時期の消毒もしかり、その時期に水分を吸収できるような、そういう管理もしかり、除草関係も当然ですが、その指導も十分なことができていないというのが一つあったかと思います。それは、一つは面積が目が行き届きにくく広がり過ぎたという部分もあるのではないかというのもありますし、技術的なものもいろいろと今改良しながらやっているという部分もあるので、今発展途上という形であります。この点については、農家の皆さんもう長い経験値がありますので、そこにどうやって組み込ませていくかということが一つかと思っています。まさに難しい局面という形で議員おっしゃられましたが、町に大型の野菜集出荷施設構えたということありますので、繰り返しになりますが、農協には、恥はかかせないでくださいというのを一言言っています。その点もありますので、きっちりと、タマネギ生産を諦めるということではなく、それでも育てていくのだという精神の下で進めてまいりたいと考えてございます。参考までございますが、富岡町がタマネギ進めるのだという部分は国にも伝えさせていただいていて、富岡町はタマネギ頑張っていますものねという話で受けておるのですが、面積も、若干ですが、徐々には増えてきているのは事実であります。生産者も増えてきているという部分がありますので、その生産者が途中で投げ出すことがないように、しっかりと町からの支援を続けていただきたいと思います。

それから、2点目の熊関係でございますが、先ほども4月のときに近隣自治体で捕獲された情報については町にも入りまして、すぐさままずホームページにアップさせていただいたことが1つと、ちょうど4月でしたので、行政区長会がもう直近であったものですから、その場で話をさせていただき、身近にいるということと、軽登山等々を楽しむ機会が増えてくるので、富岡町だから危険というわけではなく、どこでも危険ですから、気をつけてくださいというアナウンスをさせていただきました。

今ほど防災無線なども使ってという話もありましたので、こちらはご提案をしっかりと検討させていただき、進めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それから、3つ目の基盤整備でございますが、大型化していかないとというのは同じ思いであります。再開の縛りという形でありますと、少なくとも補助金使っている以上は、5か年は動かすことができません。これは、しようがないかと思っております。ですので、まずはその5か年の中でいかに作付していただき、地力を回復していくという部分がまず大事かと思っております。その後において、生産者の方々がそれを見て、周りの方も含めてですが、地域の方々で、やはり大型化していこうという形であれば、時間がかかるかもしれませんと、先ほど言った圃場整備関係にも着手していきたいと考えております。生産している方々にとっては、大型化、大型化という話はされまして、私もそれに乗りたいところではありますが、土地が絡んでくることがありますので、そこはしっかりと膝を交えて話を聞きながら、進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 理解はしました。まず、タマネギに関しては、一番苦労するのが農業者、作付者が一番苦労しますので、ぜひ普及所、あとは農協と町の指導の下でちょっとでもいいタマネギができるように、収量が上がるような指導をしていただければありがたいなと。現場で作る分に関しては、農業者はほとんど自分でやってますから、その辺は理解しているのでしょうかけれども、なかなか大型化にして連作障害なんてはそんなに重きに置いていなかったと思うので、その辺は農業普及所で研究している中身をきちっと農業者に植え付けていくのが一番なのかなと思いますので、ぜひその辺の指導をよろしくお願ひしたいと思います。

あと、熊対策に関しては、まさにそのとおりだと思いますので、ぜひそういうことを植え付けていただければありがたいと思います。

あと、基盤整備なのですが、縛りが5年だということであれば大分安心するのですが、縛り20年とか30年基盤整備みたいにあるのであれば、もうずっといじれないなという感覚でいましたので、ぜひ将来的には大型化にするのだよということを農地の持ち主にもやっぱり植え付けていくのが必要なのかなと思いますので、ぜひそういう努力方していただきたいと思います。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 今3事業に関してご提案等、ご助言いただきました。

まず、タマネギ関係は今後においてもしっかりと普及所、それから農協、それから我々町職員からも、指導というわけにはいかないのですが、あちらが先生だと私は思っておりますので、そこは密に話し合いながら、どうやったらきちんと経営として成り立っていくかという部分もありますし、よいものを作っていただきたいというのがありますので、そちらは共に進めてまいりたいと考えております。

熊については、ご指導いただきましたので、その実現に向けて、これから進めてまいりたいと思

ます。

基盤整備につきましても、やはり長い先、10年先、20年先のこれから富岡町の農業ということを考えながら、見据えながら、しっかりと進めてまいりたいと思います。ご指導ありがとうございます。

○議長（堀本典明君） そのほか総括で質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第1号 令和6年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ○散会の宣告

○議長（堀本典明君） 本日はこの程度にとどめ、明日18日午前9時より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散 会 (午後 1時5分)

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和 7 年 月 日

議 長 堀 典 明

議 員 平 山 勉

議 員 佐 藤 啓 憲

# 第 4 回 定 例 町 議 会

(第 3 号)

## 令和7年第4回富岡町議会定例会

議事日程 第3号

令和7年9月18日（木）午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

認定第 2号 令和6年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 3号 令和6年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 4号 令和6年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 5号 令和6年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 6号 令和6年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 7号 令和6年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第54号 令和7年度富岡町一般会計補正予算（第2号）

議案第55号 令和7年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第56号 令和7年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第57号 令和7年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第58号 令和7年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第59号 令和7年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第60号 令和7年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

日程第3 委員会報告

1、総務文教常任委員会報告

2、産業厚生常任委員会報告

3、議会運営委員会報告

4、議会広報特別委員会報告

5、原子力発電所等に関する特別委員会報告

---

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

○出席議員（9名）

1番 安藤正純君

2番 辺見珠美君

3番	平 山 勉	君	4番	佐 藤 啓	憲	君
5番	渡 辺 正 道	君	6番	高 野 匠	美	君
7番	宇佐神 幸 一	君	9番	渡 辺 三	男	君
10番	堀 本 典 明	君				

○欠席議員（なし）

○欠員議員（1名）

---

○説明のため出席した者

町 長	山 本 育	男	君
副 町 長	宮 川 大	志	君
教 育 長	武 内 雅	之	君
会 計 管 理 者	志 賀 智	秀	君
総 務 課 長	猪 犬	力	君
企 画 課 長	杉 本	良	君
税 務 課 長	大 館	衆	司
住 民 課 長	篠 田	明	拡
福 祉 課 長	佐 藤	邦	春
健康づくり課長	斎 藤	一	宏
生活環境課長	飯 塚	裕	之
産業振興課長	原 田	徳	仁
都市整備課長	大 森	研	一
教育総務課長	松 本	真	樹
生涯学習課長	坂 本	隆	広
いわき支所長	黒 澤	真	也
総務課課長補佐 兼 管 財 係 長	新 田	善	之
産 業 振 興 課 課 長 补 佐	佐 藤	美 津 浩	君
郡山支所次長 兼 総 務 係 長 兼住宅支援係長	小 林	元 一	君
代表監査委員	坂 本	和 久	君

---

○事務局職員出席者

議 會 事 務 局 長	遠 藤 博 生
議 會 事 勿 局 幹 長	杉 本 亜 季
議 會 事 勿 係 主 查	黒 木 裕 希

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（堀本典明君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第4回富岡町議会定例会3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長（堀本典明君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○監査委員就任挨拶

○議長（堀本典明君） 日程に入る前に、昨日、監査委員の同意をいただきました石井和弘さんよりご挨拶をいただきたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

それでは、そのようにいたします。

暫時休議いたします。

休 議 (午前 9時00分)

---

再 開 (午前 9時01分)

〔(石井和弘君) 入場〕

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

石井和弘さん、壇上にてご挨拶お願ひいたします。

〔(石井和弘君) 登壇〕

○ (石井和弘君) おはようございます。このたび皆様のご同意の下、監査委員に選任いただきました石井和弘です。

監査委員の職責の重要性を十分に認識し、公正と効率的な行政運営の確保という見地の下、真摯にその職務を務めてまいりたいと思います。震災から14年、町が着実に復興の歩みを進めている中、私もその一端を担えるよう、微力ではありますが、努力していきたいと思います。皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(拍手)

〔(石井和弘君) 退場〕

---

○会議録署名議員の指名

○議長（堀本典明君）　日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

5番 渡辺正道君

6番 高野匠美君

の両名を指名いたします。

---

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（堀本典明君）　次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、認定第2号 令和6年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

審議の方法については、一般会計に準じて進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。170ページをお開きください。170ページ、171ページございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君）　172、173ページございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君）　174、175ページございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君）　歳出に入ります。176、177ページございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君）　178、179ページございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君）　180、181ページございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君）　182、183ページございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君）　184、185ページございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君）　187ページございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君）　188、189ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第2号 令和6年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第3号 令和6年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

この件については、項目が少ないことから一括して質疑を承ります。196ページから207ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第3号 令和6年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第4号 令和6年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件

を議題といたします。

この件についても項目が少ないとことから、一括して質疑を承ります。214ページから225ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第4号 令和6年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第5号 令和6年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

それでは、歳入の部から入ります。232ページをお開きください。232、233ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 234、235ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 236、237ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 238、239ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 歳出に入ります。240、241ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 242、243ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 244、245ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 246、247ページございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） 248、249ページございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） 250、251ページございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） 252、253ページございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） 254、255ページございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） 257ページございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） 258、259ページございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第5号 令和6年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第6号 令和6年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

この件についても項目が少ないとから、一括して質疑を承ります。266ページから275ページまでございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第6号 令和6年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第7号 令和6年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

この件についても項目が少ないとから、一括して質疑を承ります。282ページから287ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第7号 令和6年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 令和7年度富岡町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） おはようございます。それでは、議案第54号 令和7年度富岡町一般会計補正予算（第2号）の内容をご説明申し上げます。

今回の予算補正は、今年度これまでの各種事務事業の進捗状況を踏まえ、また今後の事業展開などを精査、調整して、必要な経費の予算補正を行うものであり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億9,289万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億4,019万5,000円とするものです。

第1表、歳入歳出予算補正についてご説明いたします。3ページをお開きください。初めに、歳入について申し上げます。第1款町税、第3項軽自動車税139万9,000円の増額は、軽自動車税の税収入9月分までに合わせた調整、139万9,000円の増によるものです。

第9款地方特例交付金、第1項地方特例交付金32万2,000円の増額は、定額減税に係る減収補填特例交付金32万2,000円の増によるものです。

第14款国庫支出金4,912万2,000円の減額は、第2項国庫補助金において、消防防災施設災害復旧補助金1,713万6,000円の減、福島再生加速化交付金344万4,000円の減などに対し、システム標準化交付金5,827万8,000円の増、社会保障・税番号制度システム整備費補助金412万9,000円の増、社会保障・税番号制度システム整備費補助金（過年度分）387万6,000円の増などにより、5,156万7,000円の増、第3項国庫委託金において対象事業費の減に伴う福島原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金1億68万9,000円の減により、4,912万2,000円の減となったことによるものです。

第15款県支出金173万9,000円の増額は、第2項県補助金において、新規就農者育成総合対策事業補助金750万円の減などに対し、再生可能エネルギー復興推進協議会補助金200万円の増、子ども・子育て支援交付金23万4,000円の増などにより、148万1,000円の増、第3項県委託金において河川浄化委託金25万8,000円の増となったことによるものです。

第16款財産収入、第1項財産運用収入1,171万9,000円の増額は、産業団地分の土地貸付収入8万3,000円が減となる一方で、財政調整基金利子384万9,000円の増など、普通預金などの利率変更に伴う各基金預金利子の増額補正により1,171万9,000円の増となったことによるものです。

第18款繰入金5,584万6,000円の減額は、第1項特別会計繰入金において、介護会計繰入金747万1,000円の増、歳入歳出予算調整による国保会計繰入金342万円の増、後期医療会計繰入金33万4,000円の増、介護サービス会計繰入金81万5,000円の増により、1,204万円の増、第2項基金繰入金において、充当事業費の精査により福島再生加速化交付金基金繰入金（経産省）5,147万6,000円の減、再エネ復興町づくり基金繰入金1,641万円の減により、6,788万6,000円の減となったことによるものです。

第19款繰入金、第1項繰入金2億670万3,000円の増額は、令和6年度歳計剩余金から翌年度へ繰り

越すべき財源及び地方自治法第233条の2の規定による基金積立金を控除した2億670万3,000円を予算計上するものです。

第20款諸収入、第5項雑入1億7,598万2,000円の増額は、本年度これまでの原子力事故損害賠償金の収入実績によるものです。

これらにより、歳入において2億9,289万6,000円の増額補正とするものです。

次に、歳出についてご説明いたします。4ページから5ページを御覧ください。第1款議会費、第1項議会費251万6,000円の増額は、職員給与費の整理調整による給与費251万6,000円の増によるものです。

第2款総務費4億4,418万2,000円の増額は、第1項総務管理費において、職員給与費の整理調整により給与費1,774万8,000円の減に対し、町勢振興基金積立金1億7,767万5,000円の増、財政調整基金積立金1億1,601万2,000円の増、行政財産維持基金積立金1億24万8,000円の増、特定廃棄物埋立処分事業地域振興交付金基金積立金854万9,000円の増などにより、4億4,204万9,000円の増、第2項徴税費において、町税賦課システム管理委託料17万9,000円の増などにより、賦課徴収事務諸経費19万6,000円の増に対し、職員給与費の整理調整による給与費32万円の減などにより、20万2,000円の減、第3項戸籍住民基本台帳費において、職員給与費の整理調整により、会計年度任用職員給与費126万6,000円の増、給与費89万9,000円の増により、216万5,000円の増、第5項統計調査費において給与費17万円の増となったことにより、総務費総額では4億4,418万2,000円の増額補正となったものです。

第3款民生費275万4,000円の減額は、第1項社会福祉費において、職員給与費の整理調整により会計年度任用職員給与費399万5,000円の増などに対し、整理調整による給与費697万8,000円の減、介護保険サービス事業特別会計繰出金648万5,000円の減などにより、792万7,000円の減、第2項児童福祉費において、交通遺児等激励金支給事業費3万円の減に対し、重度心身障害児援護手当支給事業費16万円の増などにより、11万3,000円の増、第3項災害救助費において、職員給与費の整理調整による会計年度任用職員給与費486万4,000円の増、給与費11万7,000円の増などにより、506万円の増、民生費総額では275万4,000円の減額補正となったものです。

第4款衛生費2,012万2,000円の増額は、第1項保健衛生費において、会計年度任用職員給与費209万2,000円の増、職員給与費の整理調整により給与費91万5,000円の増などにより、379万8,000円の増、第3項上水道費において、双葉地方水道企業団負担金（建設改良分）1,632万4,000円の増となったことにより、衛生費総額では2,012万2,000円の増額補正となったものであります。

第6款農林水産業費、第1項農業費3,399万3,000円の減額は、農業復興対策事業費において、水稻作付奨励金150万円の増などに対し、農業者支援事業費1,750万円の減、事務事業費の精査等により、農業集落排水事業特別会計繰出金が1,092万4,000円の減、職員給与費の整理調整により給与費584万円の減などによるものです。

第7款商工費、第1項商工費3,552万4,000円の減額は、観光振興事業費230万円の増、夜の森地区

中核拠点施設整備事業費において調査業務委託200万円の増、商業拠点施設運営事業費23万6,000円の増などに対し、工業団地事業費において、実施設計委託料1,880万円の減、物件移転補償費1,437万5,000円の減などにより3,278万円の減、職員給与費の整理調整により給与費521万4,000円の減、消費生活対策諸経費206万6,000円の減などによるものです。

第8款土木費1,356万6,000円の減額は、第1項土木管理費において土地開発基金繰出金11万7,000円の増、第3項河川費において河川海岸費の河川除草謝礼として25万8,000円の増、第4項都市計画費において事務事業精査等による公共下水道事業特別会計繰出金1,394万1,000円の減により、土木費総額では1,356万6,000円の減額となったものです。

第9款消防費、第1項消防費1億204万6,000円の減額は、非常備消防一般事務経費の消防団員報酬319万5,000円の増に対し、富岡町防火防犯パトロール事業の委託料8,724万1,000円の減、消防施設維持補修費1,800万円の減により、消防費総額では1億204万6,000円の減となったものです。

第10款教育費1,207万3,000円の増額は、第1項教育総務費において、職員給与費の整理調整による会計年度任用職員給与費315万5,000円の増に対し給与費419万4,000円の減により、103万9,000円の減、第4項幼稚園費において、会計年度任用職員給与費190万円の減に対し給与費1,277万2,000円の増により、1,087万2,000円の増、第5項社会教育費において、給与費723万4,000円の減、国際交流事業費355万円の減などに対し会計年度任用職員給与費1,241万4,000円の増などにより、224万円の増、教育費総額で1,207万3,000円の増額補正となったものです。

第11款災害復旧費、第1項公共土木施設災害復旧費188万6,000円の増額は、職員給与費の整備調整による給与費183万1,000円の増、会計年度任用職員給与費5万5,000円の増などによるものです。

これらにより、歳出において2億9,289万6,000円の増額補正となったものです。

次に、第2表、債務負担行為補正についてご説明いたします。6ページを御覧ください。事項、夜の森桜まつり2026イベント企画運営業務委託、表記載の1件について、令和8年度の債務を担保するため、限度額を2,600万円として新たに債務負担行為を追加設定するものです。

以上が令和7年度富岡町一般会計補正予算（第2号）の概要であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法については、慣例によりまして歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。10ページをお開きください。10、11ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 12、13ページございませんか。

4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） 歳入ということなのですけれども、13ページの総務管理費補助金のシステム標準化交付金なのですけれども、5,800万円ほどなのですが、結構大きい金額なので、これについて定期的に交付されるものなのかどうか、あとシステム標準化の内容について教えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） これは、令和5年度、6年度、今年度にわたって、国のシステム標準化というものが行われております。そちらに対応するために町も改修を、町独自のシステムを改修しなければならないということで現在行っている事業となってございます。こちら額は大きいのですが、全額国から補填されるということで、こちらの記載の額となってございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） 今の回答で、3年度にわたってということなのですけれども、システム標準化の内容について、大まかにどんなことなのかなということで、教えていただきたいと思います。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） 現在、各自治体独自の住民基本台帳システムとか、そういったもの、様々使っていると思いますが、国が何パターンかの指示、標準化のフォーマットを示しまして、そちらに合わせてくださいというオーダーが来ております。ですので、各自治体とも、現行の制度から国の様式に移すという作業を行っているところでございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） そのほか、12、13ページございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） 14、15ページございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） 16、17ページございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） 歳出に入ります。18、19ページございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） 20、21ページございませんか。

2番、辺見珠美君。

○2番（辺見珠美君） 6目企画費の007番、町づくり活性化事業費、委託料と書いてあるのですけれども、こちらどのような内容でどちらに委託されているのかなというのをお伺いしたいと思いまし

た。お願ひします。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） ご質問ありがとうございます。

こちら007番、町づくり活性化事業費につきましては、一昨日、渡辺三男議員の一般質問にご回答させていただきましたが、富岡駅前にぎわいづくり検討委員会、現在活動しておりますが、そちらで今年度、福島相双復興推進機構、俗に言う官民合同チームの支援をいただきまして、標準的な駅前の計画、アンケート調査から始めております。さらに、そちら標準的なものでございますので、この地域に特化した事情を反映させるために、町独自にこの地域、被災12市町村の状況に精通した事業者をこれから選定しまして、そちらに、官民合同チームが出していただいた結果をさらに深めるために、調査をかけようとしておるものでございます。そのため、こちらの委託料を計上させていただいておりますが、委託先につきましては今検討中でございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） ほかに、20、21ページございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） 22、23ページございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） 24、25ページございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） 26、27ページございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） 28、29ページございませんか。

7番、宇佐神幸一君。

○7番（宇佐神幸一君） 29ページの老人福祉費の中の介護保険及びサービス事業特別会計繰出金の件で、今回減っているのですが、内容的な変化があったのか、それとも対象者が減ったのか、どういう形なのか、またその下の繰出金も1,000円ということは、もうほぼないということなのか、そのところ教えてください。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（佐藤邦春君） それでは、お答えします。

今回、介護保険の介護保険及びサービス事業特別会計繰出金ということで、648万5,000円というものは、これ給与費で減額というような形になっております。あとは、地域支援事業費繰出金は、これは特別会計との調整で1,000円という形で出ていますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 7番、宇佐神幸一君。

○7番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。分かりました。人件費という形で理解すればよろ

しいですか。

また、これから介護サービスについても、いろんな面で急遽事業あった場合、人件費等が特別に必要という場合もあったときも、随時また補正をかけるのだと思いますが、それで理解していいですか。

○議長（堀本典明君） 福祉課長。

○福祉課長（佐藤邦春君） ご質問ありがとうございます。

もし職員の人数を増やすようなことがあれば、また今度は増額補正というような形を取らせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） そのほか、28、29ページございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） 30、31ページございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） 32、33ページございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） 34、35ページございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） 36、37ページございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） 38、39ページございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） 40、41ページございませんか。

7番、宇佐神幸一君。

○7番（宇佐神幸一君） 41ページの土木費の河川費の中の河川海岸費の河川除草謝礼について、誰に謝礼したのか、それで除草したところの場所はどこなのか教えてください。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） お答えいたします。

この事業につきましては、福島県から富岡町に委託金として計上されてございます。今回歳入でも15ページに記載のあるとおり、25万8,000円が入ってくるものでございます。そこから富岡川漁業協同組合にお願いいたしまして、除草作業を行ってもらっているというものでございます。それについて謝礼をお支払いしているというものでございまして、場所につきましては富岡川の右岸、左岸ともでございます。詳しい場所といいますと、せきれい橋よりも上流側に向かっていくところとご理解ください。

以上です。

○議長（堀本典明君） 7番、宇佐神幸一君。

○7番（宇佐神幸一君） ありがとうございました。富岡川もきれいになっている時期がありますので、今も草を刈った跡が残っているという感じもあるかと思うのですが、ここでお聞きしたいのですが、富岡川については、川をきれいにするという民間団体またはボランティア等が、年に1回除草作業をしたり片づけしたりしていたのが、実際震災前あったのですが、基本的に富岡川は富岡町の顔にもなる場所でもあるし、またこれから交流人口が増えてくれば、少しでもそこでくつろぐというか癒やしになるような場所でもありと私は考えを持っておりますので、基本的にはこれから富岡町の発展に、富岡川の環境整備というのを考えると、町からぜひとも、予算もそうかもしれません、富岡町に在住している人々にも声かけて、ボランティアを含めた河川の美化活動というのも考えてもいいのではないかと思いますが、どう考えますか。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） ご提案ありがとうございます。

震災前は確かに富岡川をきれいにする会というものがございました、そちらと共に河川の美化作業を行ってございました。できればそういったところを地域住民の方に発案していただいて、動いていただければ、我々としても予算を確保し、それで謝礼という形でお支払いできれば最高と思ってございます。道路の除草作業におきましても、行政区の皆様に今お願ひをしているところですが、まだ2行政区しかそういった実績がございません。そういったのがありましたら、本当にいいことだと思ってございますので、できるだけそういうことを促していかなければと思います。

以上です。

○議長（堀本典明君） 7番、宇佐神幸一君。

○7番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。この前も全協で道路の関係の、県道も含めてですけれども、脇の除草または立ち木が出ている、枝が出ているということで除去作業についてのお話をさせていただきましたが、その結果、都市整備課の力もあったと思うのですが、県で早急にやっていただきて、きれいになったというのも実績あります。これについては地域住民も喜んで感謝をしておりますが、今課長が言われた面も含めて、河川とその周辺または道路についてのこれからと考えも分かりましたので、ぜひともそのように前向きに進めていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 町としましては、ぜひお願ひしたいところでございます。ただ、相手あることといいますか、誰かがそうしたことを発案していただくことを切に願っているところでございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） そのほか、40、41ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 42、43ページございませんか。

1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） 先ほど総務課長の説明の中でもありました消防費なのですけれども、富岡町防火防犯パトロール事業の委託料8,724万1,000円の、かなり高額な減額なのですけれども、これは例えば消防団のパトロール活動を縮小するのか、民間に委託していたものをなくしてしまうとか、その業務の内容についてお尋ねいたします。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（飯塚裕之君） ご質問のパトロール事業費8,700万円ほどの減でございますが、こちらは消防団以外のパトロール事業、これら3つ分の請け差による減額となります。

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） 例えば具体的に夜警をお願いしたものをやらなくなったりとか、そういう具体的なことを、言える範囲で、防犯に関係することだから、これやらなくなったりというと、あまりこういう場でしゃべりたくないということもあるのかもしれませんけれども、お話しできることでお願いします。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（飯塚裕之君） 消防団を含めまして、業務をやらないとか、縮小とか、そういったことでは全くございません。内容の変化はございませんけれども、予算と入札によるパトロール事業費の請け差ということになります。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） パトロール事業費の請け差ということですが、8,700万円の請け差というのはかなり大きい金額ですよね。中身が悪くなっているとかという状況は生まれていないですか。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（飯塚裕之君） こちらにつきましては、3種類の業務委託の請け差の合計でございます。金額は大きいのですけれども、請け差の中身はその3本によるものということになります。

それから、パトロールの業務の質が落ちたのではないかということにつきましては、私どもとしましてはそのようには思っておりませんが、本年度、1社につきましては入替えがありましたので、請け差も若干大きいところもありますけれども、パトロールの内容につきましてはこれまで同様、質を落とさないように、こちらからも、こうした場合はこのようにしてくださいというような話は持つておるところでございますので、質の低下はなく、維持に努めてまいりたいと思います。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 3本の請け差ということで、3本にしてもかなり大きな請け差だと思うのです。そういう中で、質は落ちていないということですが、どういう管理をしているかお聞かせください。通常昼間のパトロールだと、やっぱり人目にもつくし、職員も多分見かけているときもあると思

うのです。夜中のパトロールなんか全く誰も見れないですよね。請けた会社を信じるしかないのでしょうかけれども、そういう管理システムがきちっとできているのかどうか、教えてください。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（飯塚裕之君） お答えいたします。

まず、質の管理という点では、もちろん従来どおり定期の報告がございます。それで、問題等がその会社に直接こういった苦情がありますというような報告も正直にいただいているところでございます。そういうことに関しましては、こちらとしても、こうしなくてはいけないとか、そういう協議はしておりますところでございます。また、ご指摘のように、夜中はもちろんですけれども、私ども常にパトロール業務、細かにずっと目を配るというわけにはいかないのですが、消防団のパトロールもありますし、私どもも町内を走る場面もございますので、そういう場合によく注視して、パトロール業務が適正に行われているかなどについては着目して走っておるところでございます。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） 関連というか、今の質問の中のパトロール、民間のパトロールの回るコース、私いつも夜中というか、朝方もそうなのですけれども、散歩とか行くと、今そっちから来たのに、今度こっちからまた別な人来るって、だから一晩に何台走っているのかなと思って、そういうところもきちんと管理して、やっぱりそんなに必要なのかなって私思うところがあるのですけれども、家からは道路がすぐ見えるので、カーテンから見て、青いライトが行くのも分かるし、あれ、今行って、10分もしないうちにまた来たということがこのところ多いので、そんなにパトロールの台数が必要なのかしらって。町はどれだけ把握して、どれだけその業者からこういうコース回っていますというのをきちんと把握しているのかなって常日頃思うのですけれども、その辺はどうなっていますでしょうか。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（飯塚裕之君） 車両の往来というところでございますけれども、町としましても車両の数ですかコースなどは把握しているところでございます。

1つ、議員のご自宅ですか、私なんかもかなりパトロールの基地に近い場所に住んでおるのですが、そうなりますとどうしても、短い時間差での交差というのは生じるのかなというところで考えてございます。

○議長（堀本典明君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） 七、八年前よりも、今3時頃からも車が結構走っているのです。だから私、そんなにパトロールって必要なのか、今の町は、そのほかの周りの目が結構あるように思えるのです。だから、何かパトロールに関してこんなにお金使わなければいけないのかなって昨日の決算書も見て思ったのですけれども、もう少し見直ししていただけないかなとは思います。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（飯塚裕之君）　ただいまのご指導につきまして、十分検討してまいりたいと思います。

○議長（堀本典明君）　5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君）　ありがとうございます。私所管なので、おとなしくしていようかなと思ったのですが、パトロールの内容の説明に関しては理解しました。

それでですが、課長答弁の中でよく請け差請け差と出ていましたが、私はその論点というか、そもそもパトロールの内容に関してはいいですが、当初予算で結局これだけの減額が補正で出てくるということは、予算の見積りであるとかお金のつかみがあまりにもアバウト過ぎたのではないかなどというように感じるのですが、その点に関してはいかがなものでしょうか。

○議長（堀本典明君）　生活環境課長。

○生活環境課長（飯塚裕之君）　私もその辺り、過去に遡って確認したところではございますけれども、当初予算編成におきまして、見積り徴収というものはしてございます。それらを参考にしますと、どうしても当初予算の見積りは当初の計上のとおりとなってしまうのですが、いざ蓋を開けてみるとこういった数字で請け差が大きくなっているというような現状がございます。

○議長（堀本典明君）　5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君）　今の答弁だと私納得いかないところがあるのですが、8,000円とか800円の話ではなくて、3社の請け差というのですが、今後やっぱりこういうことはあまり好ましくない事例だと思うので、当初の予算編成において、もうちょっと精度の高い予算設定をお願いしたいのですが、副町長、何かお話ししているみたいですから、この点に関してご答弁いただければと思います。

○議長（堀本典明君）　副町長。

○副町長（宮川大志君）　今手元に私も資料が全てそろっていないので、不確実なことをなかなか申し上げにくいのですけれども、当事業、5年度、また4年度については、億を超えるような執行残が出ていたというところで伺っております。それに比べると少し小さくなっていることは事実ではあるのですが、議員おただしのとおり、まず8,700万円という金額自体が大きいということは、私どもとしてはしっかり受け止めなければいけないと思ってございます。

その上で、令和7年度当初、今やっているものについては、今回のこの執行残をしっかりと参考といいますか、反省をさせていただきながら、それに見合った当初予算の計上をさせていただいてございます。なので、今回の予算、差が8,700万円は大きいというところは、そこは真摯に受け止めてございますので、何とぞご理解いただけますようよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（堀本典明君）　そのほか、42、43ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君）　44、45ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 46、47ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 48、49ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 50、51ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 53ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 54、55ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 56、57ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 58、59ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第54号 令和7年度富岡町一般会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

10時10分まで休憩いたします。

休 議 （午前 9時57分）

---

再 開 （午前10時10分）

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

次に、議案第55号 令和7年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（斎藤一宏君） それでは、議案第55号 令和7年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正是、前年度繰越金の確定及び過年度国庫補助事業の事業精査による国庫支出金等返還金の増額などにより、歳入歳出それぞれ1億2,431万8,000円を増額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ22億4,754万8,000円とするものです。

63ページを御覧ください。初めに、歳入についてご説明いたします。第6款繰入金、第1項他会計繰入金41万5,000円の増額は、人事異動に伴う職員給与費等繰入金の増によるものです。

第7款繰越金、第1項繰越金は、令和6年度決算による繰越額の確定に伴い、前年度繰越金1億2,220万2,000円を増額するものです。

第8款諸収入、第3項雑入170万1,000円の増額は、第三者行為による損害賠償金の入金によるものであり、歳入合計1億2,431万8,000円を増額し、補正後の歳入予算総額を22億4,754万8,000円とするものです。

64ページを御覧ください。続きまして、歳出についてご説明いたします。第1款総務費41万5,000円の増額は、第1項総務管理費において、人事異動により職員費41万5,000円を増額するものです。

第6款諸支出金404万7,000円の増額は、第1項償還金及び還付加算金において、前年度事業確定に伴い災害臨時特例補助金等に返還が生じたことにより、国庫支出金等返還金62万7,000円を、第2項繰出金において前年度繰入金精算に係るルール分の返還金として一般会計繰出金を342万円、それぞれ増額することによるものです。

第7款第1項予備費において、会計内調整のため1億1,985万6,000円を増額し、歳出合計1億2,431万8,000円の増額となり、補正後の歳出予算総額を22億4,754万8,000円とするものです。

説明は以上になります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、この件については項目が少ないことから、一括して質疑を承ります。68ページから77ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項目別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第55号 令和7年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 令和7年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題いたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 議案第56号 令和7年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正是、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ592万6,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,278万7,000円とするものであります。

81ページを御覧ください。初めに、歳入予算の補正についてご説明いたします。第4款繰入金、第1項繰入金において、一般会計繰入金を歳入歳出予算の調整により1,394万1,000円の減額。

第5款繰越金、第1項繰越金において、令和6年度事業費の確定により、前年度繰越金を801万5,000円増額し、歳入総額として592万6,000円の減額補正を行うものであります。

82ページを御覧ください。次に、歳出予算の補正についてご説明いたします。第1款事業費、第1項下水道事業費の公共下水道維持費において、配置職員数の減による給与費及び各種手当等の精査により、592万6,000円の減額補正を行うものであります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件についても項目が少ないとことから、一括して質疑を承ります。86ページから93ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第56号 令和7年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 令和7年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 議案第57号 令和7年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に変更はなく、歳入予算各科目の増額及び減額補正であります。したがいまして、歳入歳出の予算総額は歳入歳出それぞれ9,729万円であり、変更はございません。

97ページを御覧ください。歳入予算の補正についてご説明いたします。第3款繰入金、第1項繰入金において、一般会計繰入金を歳入歳出予算の調整により1,092万4,000円減額、第4款繰越金、第1項繰越金において、令和6年度事業費の確定により、前年度繰越金を1,092万4,000円増額します。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件についても項目が少ないとから、一括して質疑を承ります。102ページから105ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第57号 令和7年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 令和7年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（佐藤邦春君） 議案第58号 令和7年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正是、主に令和6年度の決算に伴い、本年度への繰越額が確定したこと、国県支出金などの増額及び職員給与費の繰入額の減額等により、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,629万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を16億8,650万3,000円とするものです。

初めに、歳入について説明いたします。109ページを御覧ください。第3款国庫支出金、第1項国庫負担金において、低所得者保険料軽減負担金の前年度追加交付分として過年度分5万2,000円を増額するものです。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金では、前年度追加交付分として過年度分36万7,000円を増額するものです。

第5款県支出金、第1項県負担金では、前年度追加交付分として過年度分457万5,000円を増額するものです。第2項県補助金では、低所得者保険料軽減負担金の過年度分2万6,000円を増額するものです。

第7款繰入金、第1項他会計繰入金は、一般会計では職員給与費等で648万6,000円を減額する一方、地域支援事業費で1,000円を増額することにより、合わせて648万5,000円を減額するものです。

第8款繰越金、第1項繰越金では、令和6年度の決算により繰越金の額が確定したため、7,760万3,000円を増額するものです。

以上のことから、歳入において7,629万8,000円を増額し、歳入予算総額を16億8,650万3,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。110ページを御覧ください。第1款総務費648万6,000円の減額は、第1項総務管理費のうち、職員及び会計年度任用職員給与費を648万6,000円減額したことによるものです。

第3款地域支援事業費においては、第2項の包括的支援事業費において、研修講師謝礼の3万円の増額、地域ケア会議に係る普通旅費等による2万9,000円の減額によって、合わせて1,000円を増額するものです。

第5款諸支出金の4,057万4,000円の増額は、令和6年度決算により、第1項償還金及び還付加算金において、国庫支出金等の返還金として3,310万3,000円、第2項繰出金において、介護給付費及び職員給与費等の一般会計繰出金として747万1,000円をそれぞれ増額したものによるものです。

第6款予備費の4,220万9,000円の増額は、会計内調整によるございます。

以上のことから、歳出において7,629万8,000円増額し、歳出予算総額を16億8,650万3,000円とするものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件についても項目が少ないとから、一括して質疑を承ります。114ページから126ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第58号 令和7年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 令和7年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題いたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（斎藤一宏君） 議案第59号 令和7年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正是、前年度繰越金の確定及び前年度繰入金の精算に伴う一般会計繰出金の増額などにより、歳入歳出それぞれ37万4,000円を増額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ7,123万1,000円とするものです。

129ページを御覧ください。初めに、歳入についてご説明いたします。第4款第1項繰越金において、令和6年度決算による繰越額の確定に伴い37万4,000円を増額するもので、歳入合計37万4,000円を増額し、補正後の歳入予算総額を7,123万1,000円とするものです。

130ページを御覧ください。続きまして、歳出についてご説明いたします。第3款諸支出金、第2項繰出金33万4,000円の増額は、前年度繰入金の精算により一般会計に返還するための増額となります。

第4款第1項予備費において、会計内調整のため4万円を増額し、歳出合計37万4,000円の増額となり、歳出後の歳出予算総額を7,123万1,000円とするものです。

説明は以上になります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件についても項目が少ないとから、一括して質疑を承ります。134ページから137ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第59号 令和7年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 令和7年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（佐藤邦春君） 議案第60号 令和7年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正は、令和6年度の決算に伴い繰越金の額が確定したことによる繰越金の補正であり、歳入歳出予算をそれぞれ81万4,000円増額し、歳入歳出予算総額を1,144万5,000円とするものです。

初めに、歳入について説明いたします。141ページを御覧ください。第3款繰越金、第1項繰越金は、令和6年度の決算により確定した繰越金81万4,000円を増額するものです。

以上のことから、歳入において81万4,000円を増額し、歳入予算総額を1,144万5,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。142ページを御覧ください。第2款諸支出金、第1項繰出金では、令和6年度の繰越金が確定したことにより一般会計繰出金として81万5,000円を増額するものです。

第3款予備費、第1項予備費では、1,000円を会計内調整として減額するものです。

以上のことから、歳出において81万4,000円を増額し、歳出予算総額を1,144万5,000円とするものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件についても項目が少ないとことから、一括して質疑を承ります。146ページから149ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第60号 令和7年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この後休憩をいたしますが、休憩の中で各委員会を開いていただきます。

委員会の開催時間と場所について申し上げます。この後直ちに第1委員会室において総務文教常任委員会、第2委員会室において産業厚生常任委員会を開催していただき、その後、議会運営委員会を第1委員会室で、終わりましたら議会広報特別委員会を第1委員会で開催していただき、最後に原子力発電所等に関する特別委員会を全員協議会室で開催していただきますようお願ひいたします。

それでは、11時5分まで休憩いたします。

休 議 (午前10時45分)

---

再 開 (午前10時55分)

○議長（堀本典明君） それでは、再開いたします。

---

○委員会報告

○議長（堀本典明君） 日程第3、委員会報告に入ります。

初めに、総務文教常任委員会の報告を委員長より求めます。

7番、宇佐神幸一君。

〔総務文教常任委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（宇佐神幸一君） 報告第26号、令和7年9月18日、富岡町議会議長、堀本典明様、総務文教常任委員会委員長、宇佐神幸一。

閉会中の継続調査の申出について。本委員会は、9月18日午前10時46分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。（1）総務課に関する件、（2）企画課に関する件、（3）税務課に関する件

る件、（4）住民課に関する件、（5）教育総務課に関する件、（6）生涯学習課に関する件、（7）出納室に関する件、（8）議会事務局に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員であります。欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出をいたします。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま総務文教常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、産業厚生常任委員会の報告を委員長より求めます。

5番、渡辺正道君。

〔産業厚生常任委員会委員長（渡辺正道君）登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（渡辺正道君） お疲れさまです。報告第27号、令和7年9月18日、富岡町議会議長、堀本典明様、産業厚生常任委員会委員長、渡辺正道。

閉会中の継続調査の申出について。本委員会は、9月18日午前10時46分より富岡町役場第2委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。（1）都市整備課に関する件、（2）いわき支所に関する件、（3）郡山支所に関する件、（4）健康づくり課に関する件、（5）福祉課に関する件、（6）農業委員会に関する件、（7）産業振興課に関する件、（8）生活環境課に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局職員。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出をいたします。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま産業厚生常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6 番、高野匠美君。

〔議会運営委員会委員長（高野匠美君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（高野匠美君） 報告第28号、令和7年9月18日、富岡町議會議長、堀本典明様、議会運営委員会委員長、高野匠美。

閉会中の継続審査及び調査の申出について。本委員会は、9月18日午前10時48分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。 1、審査及び調査事件。（1）会期、議事日程、議案の取扱い、発言等議会の運営に関する件、（2）議会関係例規集の制定、改廃に関する件、（3）議長の諮問に関する件。

2、審査及び調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局職員。

3、審査及び調査の結果。審査及び調査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査及び調査の要ありと決しましたので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申出をいたします。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありました、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会広報特別委員会の報告を委員長より求めます。

4 番、佐藤啓憲君。

〔議会広報特別委員会委員長（佐藤啓憲君）登壇〕

○議会広報特別委員会委員長（佐藤啓憲君） 報告第29号、令和7年9月18日、富岡町議會議長、堀本典明様、議会広報特別委員会委員長、佐藤啓憲。

閉会中の継続審査の申出について。本委員会は、9月18日午前10時49分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。 1、審査事件。議会の広報等及び議会報の編集に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局職員であります。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出をいたします。

以上です。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま議会広報特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、渡辺三男君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君） 報告第30号、令和7年9月18日、富岡町議会議長、堀本典明様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺三男。

閉会中の継続審査の申出について。本委員会は、9月18日午前10時50分より富岡町役場全員協議会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。原子力発電所並びに東日本大震災に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局職員。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出をいたします。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

---

#### ○動議の提出

〔「議長、1番」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） この際、議決の結果生じた字句等の整理について議長に委任するため動議を提出いたします。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま1番、安藤正純君より動議の提出がありました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

動議の内容について、1番、安藤正純君より説明を求めます。

1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） 本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任したく発案いたします。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいまの動議のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の本筋を失わない範囲における修正等について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任することに決しました。

---

#### ○閉会の宣告

○議長（堀本典明君） 以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。富岡町議会会議規則第7条の規定に基づき、本日で本定例会を閉会することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

これをもって令和7年第4回富岡町議会定例会を閉会いたします。

閉会 (午前11時08分)

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和 7 年 月 日

議 長 堀 本 典 明

議 員 渡 辺 正 道

議 員 高 野 匠 美